

国際関係事業に関する報告書

2021-2022年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs Associations



日本税理士会連合会国際部

**International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations**

国際関係事業に関する報告書

2021-2022 年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs
Associations

日本税理士会連合会国際部
International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際関係事業に関する報告書

— 2021-2022 年度版 —

目 次

ご 挨拶	1
はじめに	2
第 I 部 2021-2022 年度 日税連の国際関係事業への取組み	
I AOTCAへの活動支援	
1. 設立から30年	3
2. 専門委員会の活動推進	6
3. 他の国際組織との連携強化	7
4. AOTCAバリ会議	8
II 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流	
1. 日税連の友好協定締結状況	10
2. 韓国税務士会との交流	11
3. ドイツ連邦税理士会との交流	11
III アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動	
1. 4カ国合同の国際税務ウェビナー	12
IV 国税庁・税務大学校等との連携	
1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応	13
2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催	14
V 国際税務情報研究会の活動	
1. 国際税務情報研究会	15
2. 国際部との連携	15
VI 積極的な情報発信への取組み	
1. AOTCA 情報共有プロジェクト	16
2. 『税理士界』への寄稿	16
3. 外国語ホームページ	16
4. 日税連税法データベース (TAINS) 「国際税務情報」サイトへの情報提供	17

第Ⅱ部 2021－2022年度 税理士会の国際関係事業への取組み

I 税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について	18
II 税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況	18
III 外国の専門家団体との協定の締結状況	39

第Ⅲ部 グローバル時代における国際交流のあり方と

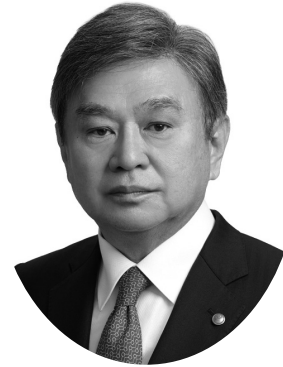
日税連の国際関係事業の今後の方向性

I COVID-19（新型コロナウイルス感染症）等を背景とする ニューノーマル時代における国際交流のあり方について	40
II 日税連の国際関係事業の今後の方向性	42

◇資料編

[資料1] 税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果	47
[資料2] ニューノーマル時代における国際交流のあり方について	53
[資料3] アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約	62
[資料4] AOTCA加盟団体一覧	69
[資料5] 2022年AOTCAバリ会議レポート	70
[資料6] AOTCA情報共有プロジェクト（仮訳）	108
[資料7] 韓国税務士会概要	139
[資料8] 日本税理士会連合会・韓国税務士会 定期懇談会事績	141
[資料9] ドイツ連邦税理士会	145
むすびに	149
日税連国際部委員リスト	150
編集後記	150

ご挨拶



日本税理士会連合会の国際関係事業のあゆみは、1992年に日税連の提唱によりアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）を設立し、翌1993年に国際交流・関係事業を所掌する分掌機関である「国際委員会」（現「国際部」）を設置することによりスタートしました。以来、池田顧問（2015～2018年AOTCA会長）をはじめ3名のAOTCA会長を輩出するとともに、2015年からは事務局の機能を日本が担う等、積極的にAOTCAの運営・活動に関与することを通じて、諸外国の税務関係機関及び諸団体との交流活動を積み重ね、着実な成果を上げてまいりました。

また、2013年には、税務情報の収集等に関する調査研究を行う「国際税務情報研究会」を設置し、国際関係事業の更なる推進を図るための組織体制の整備を進めてきました。これにより、日税連の国際関係事業の大きな柱の一つであるアジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展のための支援策がより効果的に講じられることとなり、2023年4月現在において、ドイツ連邦税理士会をはじめとした諸外国の15団体と友好協定を締結するに至っています。

AOTCAでは、昨年、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により2020年から順延されていたバリ会議が晴れて対面にて開催され、アジア・オセアニア地域の税務専門家団体が一堂に会し、交流・情報交換をする機会を設けることができ、その重要性を改めて認識いたしました。また、2023年は、8年ぶりに日本の東京の地で開催することが決まりました。世界情勢が混とんとする一方で、経済の国境がなくなりつつある今、日本が先頭にたって、これからの国際社会における税制、税務をけん引していくことに大きな意義があると感じております。この2023年AOTCA東京会議では、これまでのオンラインによる交流と対面による交流のそれぞれ良い所を活かしながら、近隣諸国との交流の輪をさらに深めていく場となるよう会議の成功に向けて準備を進めてまいります。

今後も、日税連と各税理士会との間で連携・協力を進めることにより、国際関係事業のあり方を改めて認識し、ZEIRISHI制度をより多くの国に理解していただき、このすばらしい制度を広く普及推進していきたいと考えております。

この報告書が、日税連及び各税理士会において今後の事業を進めるうえでの一助となれば幸いです。

おわりに、本報告書の編集・執筆に当たられた江本尚浩国際部長はじめ委員の方々には感謝の意を申し述べます。

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

はじめに



このたび、国際部では、2021年から2022年までの国際事業活動の成果を「国際関係事業に関する報告書—2021-2022年度版」として、取りまとめることができました。これは、日本税理士会連合会及び各税理士会の行う国際関係事業の現状を把握し、その事業に関する情報の共有化を図るために2010年に第1号の報告書の刊行を始めとし、今回が第7号の報告書となります。

日本税理士会連合会では、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）との連携、協調を図り、同協会の事業活動に対し積極的に支援・参加するとともに、国際交流事業の推進を目的として、1993年に国際委員会が設置されました。当初は少人数の組織でスタートした委員会は、2010年に当時の委員長であった友利博明先生の強いリードのもと、当時の委員会の編成が全国15単位会に拡充されました。その後、2014年7月24日の総会において「国際委員会」が「国際部」に改組されました。このことは日税連が行う国際事業の重要性が増してきた結果であると言えます。さらに、2013年には、国際部の活動を支えるとともに、諸外国における税務情報の収集、及び調査研究を目的とした「国際税務情報研究会」を設置するなど、グローバル化社会における日税連の国際的な視点に立った活動の強化、組織体制の整備を図ってきました。現在では、日税連での国際交流事業はAOTCAの活動に対する支援はもとより、諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動、諸外国における税理士制度導入及び制度発展に向けた支援、さらには日本の税理士制度の広報活動を柱として展開しているところです。

一方で、2023年度税制改正では、OECD2.0包摂的枠組みの国際合意に基づき、国内法制化への取り組みが盛り込まれるなど、デジタル経済の発展により国境がなくなりつつある今、私たち税理士にもグローバルな視点が求められています。

今回の報告書では、約3年ぶりに対面で開催されたAOTCAバリ会議の様態や、アジア・オセアニア地域の税務専門家との交流、各単位税理士会での国際関係事業等について掲載しております。コロナ禍において加速したICTの進展とその技術を活用した国際交流の経験を活かし、今後、さらにより良好な国際関係を育んでいけるよう日税連及び各単位税理士会の活動に期待しています。

おわりに、本報告書の編集・執筆に携わって頂いた国際部委員のメンバーをはじめ、執筆にご協力頂きました皆様方に敬意を申し上げますとともに、国際関係事業の新たな段階への発展を願います。

日本税理士会連合会
副会長 尾崎 秀明
(国際部担当副会長)

第 I 部

2021-2022 年度

日税連の国際関係事業への取組み

日税連の国際関係事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA）の活動に対する支援、②諸外国の税務専門家団体との継続的な交流活動、③アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動、④国税庁・税務大学校等との連携、⑤国際税務情報研究会の活動、⑥積極的な情報発信への取組みなど、多岐にわたって展開している。以下にその概要を記す。

I AOTCAへの活動支援

1. 設立から30年

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）は、日税連の提唱により1992年11月に設立され、アジア・オセアニア地域における税務専門家のための国際組織として歩みながら30年の月日が流れた。本協会の設立にあたり、その手本となったのは当時既に30年以上の歴史を有していた、欧州における税務専門職業団体の連合体であるヨーロッパ税務連合（Confédération Fiscale Européenne, CFE）¹の存在であった。

AOTCAは、設立当初わずか10団体で発足したが、アジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展の取組みから、加盟団体数は徐々に増加し、2022年11月末現在では16カ国・地域の21団体（準加盟団体含む）にまで発展した。その推移は表1-1のとおりである。この間、CFEとの連携・協力関係の促進から、国際規模の税務専門家組織として、後述の「グローバルタックスアドバイザープラットフォーム」が発足した。これは前身である「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が発展したものである。また、国際機関からの要請に応え得る組織の構築として、新たに専門委員会及び専門業務委員会の設置に加え、組織基盤の強化と安定性を確保する観点から、Membership Development Committee（加盟勸奨推進委員会）と Funds Committee（運営資金委員会）を新たに立ち上げるなど、変化・発展してきている。

AOTCAでは、毎年1回、アジア・オセアニア地域の主要都市（開催地の事績：表1-2）において、AOTCAの意思決定機関である定時総会を開催し、役員及び各加盟団体の代表者が出席しAOTCAの運営に係る重要事項の審議を行い、監事会、役員会等も併せて開催している。これらの定例会議のほかに、ホスト団体ではタックス・カンファレンスを企画・実施している。このカンファレンスでは、主に国際税務に関する諸問題やアジア地域を取り巻く税務環境に係るトピックをテーマに選定し、基調講演、パネルディスカッション等のセッションで構成されている。加

¹ CFE (Confédération Fiscale Européenne, ヨーロッパ税務連合) : 1959年設立。本部はブリュッセルにある。現在、26カ国33の税務専門家団体が加盟しており、ヨーロッパ諸国の税務専門家20万人超を代表する。

盟団体の構成員がスピーカーとして参加するほか、国際機関、開催国の税務行政機関、企業及び学界等からゲストスピーカーを招請し、多彩かつ充実した内容の国際会議となっており、多くの参加者を集めている。日税連では同カンファレンスへの参加及びスピーカーの輩出に積極的に取り組んでいる。また、国際部ではスピーカーのサポート体制を強化すべく、国際税務情報研究会と連携し、税務行政機関への協力依頼、講演者の招聘活動、テーマの検討、データ収集、発表資料作成等にあたっている。その事績は表 1-3 のとおりである。

日税連は、AOTCA 発足提唱団体として、財政的支援はもとより、事業活動の運営の中枢を担い、その発展に多大な貢献を行ってきた。AOTCA 歴代の会長は表 1-4 のとおりであるが、特に、日税連から選任された初代（1992 年～1996 年）、第 4 代（2005 年～2008 年）及び第 7 代（2015 年～2018 年）会長の在任期間中には、加盟団体の拡充、組織基盤の整備、加盟団体間の相互理解が大きく進展した。

表 1-1 AOTCA 拡大の推移（2023 年 3 月現在）

年度	団体数	団 体 名
1992	10 (8ヵ国・ 地域)	パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association CPA オーストラリア CPA Australia (2018 年脱退) 香港会計師公会 Hong Kong Institute of Certified Public Accountants オーストラリア勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants in Australia (後に脱退) 日本税理士会連合会 Japan Federation of CPTAs Associations 韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia 中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会 Tax Accountancy Association Union, Chinese Taipei フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines オーストラリア租税協会 The Tax Institute, Australia
1994	12	香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
1998	13	シンガポール勅許会計士協会 Institute of Singapore Chartered Accountants (2014 年脱退)
2001	14	インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association
2002	17	モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Consultants スリランカ勅許会計士会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka バングラデシュ勅許会計士協会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Bangladesh
2004	20	中国注册税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association インド税務実務家協会 All India federation of Tax Practitioners (2013 年脱退) タイ会計士連合会 Federation of Accounting Professions, Thailand (準加盟、2010 年脱退)
2005	20	オーストラリア全国会計士会 Institute of Public Accountants, Australia
2009	21	ベトナム税理士会 Vietnam Tax Consultants' Association
2012	22	ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア Bekas Pegawai HASIL シンガポール税理士会 Singapore Chartered Tax Professionals Limited
2014	21	中華台北記帳士会全国連合会 Chinese Taipei Certified Tax Agents Association
2019	21	ネパール税理士会 Nepal Chamber of Tax Consultants

注：団体名はすべて現在の名称

表 1-2 定例会議（役員会・定時総会）開催地 （*は国際コンベンション開催）

年度	開催地	年度	開催地	年度	開催地
1992	東京（設立総会）	2003	ソウル	2014	台北
1993	シドニー	2004	カラチ	2015	大阪
1994	東京	2005	マニラ	2016	香港
1995	ソウル	2006	香港	2017	マニラ
1996	京都	2007	クアラルンプール*	2018	ウランバートル
1997	マニラ	2008	上海	2019	釜山
1998	クアラルンプール	2009	ムンバイ	2020	パリ（中止**）以降順延
1999	台北	2010	シドニー	2021	中国(2023年に延期***)
2000	ソウル	2011	パリ	2022	パリ
2001	クアラルンプール	2012	ソウル*	2023	東京（予定）
2002	京都*	2013	ハノイ	2024	

** COVID-19(新型コロナウイルス感染症)パンデミックの影響により、開催延期（2022年実現）

*** 中国国内におけるゼロコロナ政策に伴い、ホスト延期の申し入れがあり、急遽代替候補地に日本が予定された

表 1-3 AOTCA セミナーへのスピーカー派遣（役職は当時）

会 議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
1994年東京会議	小松芳明 亜細亜大学教授	戦後の日本国の国際課税の発展と動向
	渡邊省三 制度部長 松下光弘 東京地方会制度部長	日本の税理士制度の現状と課題
1996年京都会議	足立芳寛 通産省工業技術院技術審議官	日本企業から見た東南アジア諸国への投資とその問題点
1997年マニラ会議	植松省自 国際委員長	日本における外国投資環境
1999年台北会議	小林健彦 国際委員	日本における税の公平性の確保と課税標準の拡大対策
2000年ソウル会議	奥田実 国際委員	変化する日本経済構造における税理士の役割
2002年国際コンベンション（京都）	黒田東彦 財務官（基調講演） 大武健一郎 主税局長（分科会）	アジア・オセアニアにおける経済統合と税制調和 税理士の役割
2004年カラチ会議	田中善雄 国際委員長	中小会社会計基準
2007年国際コンベンション（クアラルンプール）	古川勇人 国税庁国際企画官	ビジネスのグローバル化における税務上の課題
2009年ムンバイ会議	三谷英彰 近畿会国際部委員	日本の消費税制
2011年パリ会議	松岡宣明 国際部委員	日本の移転価格税制
2012年国際コンベンション（ソウル）	長谷部光哉 国際部委員	税務専門家の規制
	瀧谷和隆 国際部委員	異業種間共同経営
2013年ハノイ会議	瀬山美恵 国際部委員	日本の移転価格税制
2014年台北会議	中里実 東京大学大学院教授	BEPS問題における税務専門家と法務専門家
	中西良彦 国際部委員	電子的役務提供取引におけるVAT課税
2015年大阪会議	林信光 前国税庁長官	変貌する世界経済と税務行政の課題（基調講演）

	金子宏東京大学名誉教授／ 中里実東京大学大学院教授 浅川雅嗣財務官 富村将之租税教育推進部長	ルール・オブ・ローと日本の租税法／日本の国際課税—BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか(特別講演) OECDのBEPSプロジェクトについて(特別講演) 税務専門家による租税教育への取組み
2016年香港会議	川田剛国際税務情報研究会会長代理	各国のBEPS対応
2017年マニラ会議	小倉毅国際部副部長	日本の中小企業の税制改革
2018年ウランバートル会議	中里実東京大学大学院教授 田尻吉正国際部特命委員	GAARの法制化の危険な側面:戦前ドイツの事例 AOTCA加盟各国における税務専門家制度に関する調査について
2019年釜山会議	金山知明国際部委員	日本の申告納税制度の現状と納税者のコンプライアンス意識
2022年バリ会議	長谷部光哉国際税務情報研究会専門委員長 丸岡美德国際部副部長	デジタル課税の動き(傾向) —デジタル取引における租税 災害と税制／パンデミック後の税制改革

表 1-4 AOTCA 歴代会長

就任期間	会長	会長所属団体(事務局担当)
1992年11月～1996年12月	片岡輝昭	日本税理士会連合会 (同左)
1997年1月～2000年12月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会 (同左)
2001年1月～2004年12月	具鍾泰	韓国税務士会 (同左)
2005年1月～2008年12月	森金次郎	日本税理士会連合会 (同左)
2009年1月～2012年12月	ギル・レビー	オーストラリア租税協会 (同左)
2013年1月～2014年12月	トーマス・リー	香港税務学会 (オーストラリア租税協会)
2015年1月～2018年12月	池田隼啓	日本税理士会連合会 (同左)
2019年1月～2022年12月	ユニー・マタ・ペレス	フィリピン税務協会 (日本税理士会連合会)
2023年1月～	ジェレミー・チョイ	香港税務学会 (日本税理士会連合会)

2. 専門委員会の活動推進

経済活動のグローバル化、税務行政のデジタル化が進み、税務専門家が直面する課題として、BEPS 行動計画の実施、租税回避問題、マネーロンダリング対策等が注視されている。このような状況の中、税務専門家団体としての見解を効率的にとりまとめ、発信する内部機関の必要性が出てきたことから、2014年の定時総会においてAOTCA 専門委員会が設置された。専門委員会は、毎年開催される定時総会と合わせて会議が開催され、税制、国際税務問題等に関する情報共有及び意見交換が行われている。

2021年の会合では、加盟団体間の情報共有に重点を置き、国際課税に関連する最新トピックのほか、「BEPS2.0への対応」を喫緊のトピックとして取り上げ、各国の動向・情報を収集し、ウェブサイトに掲載するフレームワークを構築した。(資料編：6参照)

そのほか、加盟団体が行う独自セミナー等への諸外国税務専門家の聴講受入要請ならびに積極

的な参加を求めた。

日税連からは、長谷部光哉国際税務情報研究会専門委員長及び小出一成同委員が参画している。

3. 他の国際組織との連携強化

加盟団体が拡大し組織基盤が安定するのに伴い、AOTCA の認知度はアジア・オセアニア地域に留まらず国際的にも高まってきた。このような中で、歴代役員の尽力により、他の税務関係国際組織との交流が進み、連携が強化されてきた。以下にその概要を記載する。

(1) CFE (ヨーロッパ税務連合) との連携

CFE は AOTCA 設立のモデルとなった国際組織であり、長年にわたり相互の交流が促進されており、それぞれの定例会議、カンファレンス、フォーラム等の行事への代表者の出席、スピーカーの派遣等が定例的に行われている。

2009 年に AOTCA、CFE 及び信託・不動産管理者協会 (STEP)² の 3 団体³ は、世界各国における納税者憲章の特質を把握することを目的とした、モデル納税者憲章に関する共同プロジェクトにより、2013 年に「モデル納税者憲章第一次報告書」、その後、2016 年には最終報告書が出版された。

また、AOTCA 専門委員会と CFE 租税委員会は、2015 年から、OECD の BEPS 行動計画について検討を行い、共同意見書を取りまとめ、順次 OECD に提出している。

(2) グローバルタックスアドバイザープラットフォーム

税務に関してこれまでは、専門職業が制度化されていない国が多く、また弁護士や公認会計士のように、国際法曹協会 (International Bar Association) や国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) といった世界規模の組織は存在していなかったが、上述のモデル納税者憲章共同プロジェクトを契機として、税務専門家の世界的なネットワークの構築の機運が高まってきた。

そして、AOTCA と CFE に西アフリカ租税協会連合 (West African Union of Tax Institutes, WAUTI) を加えた三者協議が行われ、税務専門家のグローバルな組織の構築に向けた合意文書「サントペテルブルグ宣言」がとりまとめられた。同宣言は 2014 年 10 月 24 日に台北市において署名され、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が正式に発足した。

2015 年 3 月 27 日、ブリュッセルにて最初のグローバルフォーラム会議が開催され、BEPS 行動計画の検討及び共同意見書のとりまとめに向けて協議を行った。翌 2016 年には、AOTCA、CFE 及び WAUTI の関係役員の出席の下、BEPS 行動計画の実施状況、今後の検討課題について意見交換が行われた。

その後、国内、多国間及びグローバルな税務における専門家の役割の重要性をより明確にする

² STEP (Society of Trust and Estate Practitioners、信託・不動産管理者協会) : 信託、遺産相続等の分野を扱う実務専門家のための組織が中心となる国際組織で、本部はロンドンにある。世界 96 カ国・地域に 2 万人を超える会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

³ AOTCA、CFE、STEP を構成する各国の税務専門家の総数は 50 万人を超えと言われる。

とともに、グローバルフォーラムを議論の場として位置づけるため、10項目から成る活動方針が採択された。そして、これらを盛り込んだ「ウランバートル宣言」の署名式が2018年9月14日に行われるとともに、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」は「グローバル・タックスアドバイザー・プラットフォーム」に改称された。

これまでの活動内容は、各団体の総会に合わせて会合を開催するほか、ニュースレターの発行や情報誌への論文掲載、意見書の提出、時期に沿った宣言書の締結を行っている。

2021年の5月には、国際課税における5つの重要事項、①COVID-19と税、②気候・緑化・天然資源・経済循環、③納税道義、④税とデジタル化、⑤税とブロックチェーン、についてとりまとめた宣言書を締結した。

(3) SGATAR との連携

アジア・オセアニア地域の税務行政当局の長官による国際組織であるアジア税務長官会合 (Study Group on Asian Tax Administration and Research, SGATAR) は、年1回加盟国が持ち回りでホスト国を務め、定期会合を開催している。SGATARの会議には加盟国18カ国・地域の税務行政当局の長官及び行政官が参加しているが、その他準加盟国及び税務に関連する国際組織等がオブザーバーとして参加が認められている。

AOTCAでは、2005年頃より役員または開催国の加盟団体代表者をSGATARの会議にオブザーバーとして派遣してきたが、2017年に常任オブザーバー資格が付与された。AOTCAのほか、OECD、アジア開発銀行 (Asian Development Bank, ADB)、世界銀行グループ、米州税務長官会議 (Inter-American Center of Tax Administrations, CIAT)⁴、IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター (仮称))⁵、国際通貨基金 (IMF) 等がSGATARの常任オブザーバーとされている。

毎年のSGATAR会合では、長官会議のほか、税務行政に関する諸問題をテーマとするワーキンググループが開催されている。2021年の第50回会合 (於、日本・京都) はオンライン形式にて開催され、①税務行政のデジタル化、②徴税における相互援助、③租税政策と税務行政の動向、がディスカッションのテーマとされた。2022年の第51回会合 (於、マレーシア・クアラルンプール) では、①グループ内役務提供による受益テスト問題、②脱税に対処するための情報交換の利用、③デジタル化を通じた中小企業コンプライアンスの支援、がテーマに選定された。

2023年はタイがホスト国を務める。

4. AOTCAバリエーション会議

AOTCAは、2022年の定例会議をインドネシア税理士会 (ITCA) をホスト団体とし、2022年11月22日から24日にかけて、バリ島のウェスティン・リゾート・ヌサドゥアバリエーションで、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びインターナショナル・タックス・カンファレンス (AOTCA バ

4 CIAT (Inter-American Center of Tax Administrations, 米州税務長官会議): 1967年に設立されたアメリカ大陸を中心とした税務行政当局の国際組織。アメリカ、カナダをはじめ北米・中南米諸国32カ国、ヨーロッパ地域の5カ国、アフリカ地域の4カ国、アジア1カ国、計42カ国が参加している。

5 IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター (仮称)): 1938年設立。国際税務・税法等に関する質の高い情報提供を目的とする研修・研究機関。CFEの関連機関。本拠地はアムステルダムにある。

り会議)を開催した。対面での開催としては、3年ぶりの実現となった。

バリ会議には、加盟団体及び地元関係者等約600名が出席し、うち日本からは日税連役員・国際部及び国際税務情報研究会委員等約25名が参加した。

23日午後から24日にかけて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、デジタル課税の動向ーデジタル取引における租税をテーマとするセッションにおいて、長谷部光哉国際税務情報研究会専門委員長が、そして災害と税制/パンデミック後の税制改革をテーマとするセッションにおいては、三谷英彰国際部副部長がモデレーターを、丸岡美穂同副部長が日税連を代表してプレゼンテーションを行った。(表1-5)

表 1-5 AOTCA バリ会議インターナショナル・タックス・カンファレンスプログラム (敬称略)

2022. 11. 23 (水)	
基調講演	国際課税の現状について インドネシア税務総局 ニール・マドリン租税教育・サービス・広報局長
オープニングセレモニー	
開会挨拶	ユーニー・マタ・ペレス AOTCA 会長
歓迎挨拶	ラストン・タンブナン インドネシア税理士会会長
セッション I 国際租税の傾向 - 世界の税務に関する最新情報	
司会進行:スリ・ワヒュニ(インドネシア)	
スピーカー:メカール・サトリア・ウタマ(インドネシア)/ピエルジョルジョ・バレンテ(イタリア)/シネオン・キム(韓国)/スコット・トレット(オーストラリア)/アンディ・キプラ(インドネシア)	
2022. 11. 24 (木)	
セッション II デジタル課税の傾向 - デジタル取引における租税	
司会進行:ジェレミー・チョイ AOTCA 会長代理	
スピーカー:ファン・ブー・ホン(ベトナム)/長谷部光哉(日本)/フランク・シュー(中国)/スゼット・セリシウス(フィリピン)	
セッション III 移転価格の紛争解決 (ケーススタディ)	
司会進行:ラストン・タンブナン(インドネシア)	
スピーカー:ロイ・カンティオン(インドネシア)/スコット・トレット(オーストラリア)/プラビン・ラジ・カフル(ネパール)/アバス・ジャオラワラ(インド)	
セッション IV 各国の最新情報ー過大支払利子税制、過少資本税制	
司会進行:A・タミール(モンゴル)	
スピーカー:ハルヴィンダル・シン(マレーシア)/デズモンド・ウオン(香港)/アルタンザヤ・グンセン、ウヤンガ・バトムフ(モンゴル)/イフワン・スカルディ(インドネシア)	
セッション V 災害と税制/パンデミック後の税制改革	
司会進行:三谷英彰(日本)	
スピーカー:丸岡美穂(日本)/シャオキアン・ウー(中国)/ドリス・ワン(台湾)	

Ⅱ 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

1. 日税連の友好協定締結状況

日税連では、2021年4月現在までに諸外国の15団体と友好協定を締結し、相互理解の促進と協力関係の維持に努めている（表1-6）。

表1-6 日税連の友好協定締結状況（*は当時の団体名）

年 月	場 所	締結団体	備考	
1989	9	東 京	ドイツ連邦税理士会	
1991	4	大 阪	韓国税務士会	
1992	11	東 京	パキスタン税法協会	AOTCA 設立総会にて締結
〃	〃	〃	オーストラリア会計士会*	〃
〃	〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	〃	マレーシア租税協会*	〃
〃	〃	〃	中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会 ⁶	〃
〃	〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994	5	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004	10	北 京	中国注冊税務師協会	
2009	7	東 京	モンゴル税理士会	
2010	11	シドニー	ベトナム税理士会	
2017	4	インドネシア・バリ	インドネシア税理士会	

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務業務を担う専門家として位置付けられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、懇談会の開催や、特定のテーマに関する意見交換会を行う等、両会との交流を進めている。

⁶ 2021年3月時点の名称。旧名称は「中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会」。

2. 韓国税務士会との交流

日税連と韓国税務士会は1997年より毎年1回、両会が交互に主催する形で定期懇談会を開催し、双方が直面する課題を中心に情報の共有及び意見交換を行っている。

2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、渡航規制の関係から開催が見送られている。

なお、これまでの懇談会のテーマ等は資料編に掲載している。



写真 1-1 韓国税務士会館にて

3. ドイツ連邦税理士会との交流

日税連が諸外国の税務専門家団体と最初に友好協定を締結したのは、1989年のドイツ連邦税理士会である。以降、定期的な会合は設けていないが、それぞれの職業法の改正時等の時機を捉えて懇談会等を行っている。

ドイツ連邦税理士会ホームページの「国際交流・連携」(Internationale Zusammenarbeit)⁷には、ヨーロッパ諸国と国際組織との連携・交流のほか日本との交流が掲載されている。当該ページには、「日本の税理士法はドイツ税理士法⁸と非常に類似していることから、ドイツ連邦税理士会と日税連とは長年にわたり交流がある。1989年に友好協定を締結し、両国の専門職業の更なる発展と両会の相互理解、情報交換を行うことに合意した」と紹介している。

2022年1月に発行した「税理士界」1408号において、日税連の神津会長とドイツ連邦税理士会のシュヴァープ会長との新春対談が掲載されたほか、2022年7月に開催された、日税連の「税理士制度80周年・第6次税理士法改正記念式典」において、シュヴァープ会長からビデオメッセージが寄せられるなど、交流が図られている。



写真 1-2 シュヴァープ会長(80周年記念メッセージ)



写真 1-3 ドイツ連邦税理士会 HP の日本に関する記述ページ

⁷ <https://www.bstbk.de/de/ueber-uns/europaeische-und-internationale-zusammenarbeit>

⁸ ドイツ税理士法(職業法)は、正確には Steuerberatungsgesetz であり、直訳すると「税務相談業務法」(または「税理士業務法」となる。しかし、同法はわが国においては「ドイツ税理士法」の呼称が定着していることから、本報告書においても、当該呼称を使用する。

Ⅲ アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動

税務専門家制度が法的に整備されている国は、日本、ドイツ、韓国、中国等まだ少ないのが現状である。日税連は、80年近い税理士制度の歴史を有するパイオニア的存在として、税務専門家制度の導入・発展に向けた支援を国際関係事業の重要課題の一つに位置付けている。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、諸外国の税務専門家団体との対面での交流が困難な状況にある。そのような中において、オンライン形式による交流の試みを以下に紹介する。

1. 4カ国合同の国際税務ウェビナー

2022年8月、日税連はインドネシア税理士会からの要請に応じ、中国及び韓国の税務専門家団体と合同でタックスウェビナーへ協力した。これは、2022年AOTCAバリ会議に則し、同インターナショナル・タックス・カンファレンスのオンライン形式による開催を念頭に試行された。当日は各団体のスピーカーが「各国の課税の透明性について」をテーマに講演を行い、日税連からは、江本尚浩国際部長と笹尾博樹同委員がスピーカーとなり、日本における租税条約に基づく情報交換制度や国外送金等調書制度、国外財産調書制度などについて、近年の件数を交え講演した。参加者からは、国外輸出時課税制度やマイナンバー制度に関する納税者の義務と実務上の運用等について質問が寄せられた。

The flyer is for an online seminar titled "INTERNATIONAL TAX WEBINAR TAX TRANSPARENCY: A Collaboration Between Indonesia (IKPI) | Japan | China | Korea". It is scheduled for Friday, 05 August 2022, from 13:00 to 17:00 PM (Western Indonesia Time). The seminar is moderated by Ms. Kartina Indriyani, S.Sos. and features five speakers: Ms. Ay Tjing Phan (Indonesia), Mr. Naohiro Emoto (Japan), Mr. Hiroki Sasao (China), Ji, Friedman Feng (China), and Yang Eun Jin (Korea). The registration fee is Rp 350,000 for members and Rp 400,000 for non-members. The flyer includes contact information for IKPI, a QR code for registration, and a Zoom meeting link.

写真 1-4 国際税務ウェビナーフライヤー

IV 国税庁・税務大学校等との連携

1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応

日税連では、海外からの研修生の来訪を日本の税理士制度の普及・理解を進めるうえで重要な機会ととらえ、積極的に受け入れている。

毎年、国税庁・税務大学校等を介して諸外国の税務当局職員の来訪を受け、日本の税理士制度について講義を行っている。講師は国際部委員が務め、講義は原則として英語で行われる。定例化した出講は次の3件である。

(1) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 一般コース

国際税務行政セミナー (International Seminar on Taxation, ISTAX) は、独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency, JICA) の枠組みの下、国税庁・税務大学校が開発途上国の税務職員を対象に JICA と共同で実施している研修で、主に日本の税制・税務行政全般について講義等を行っている。ISTAX には、開発途上国の税務当局の中堅職員 (原則実務経験 5 年以上、40 歳未満) を



写真 1-5 セミナーの一例

を対象とした「一般コース」と幹部職員 (主に本庁課長・局部長クラス) を対象とした「上級コース」がある。

一般コース (研修期間約 2 ヶ月) は 1968 年から実施されている。日税連では、一般コースの研修生を 30 年程前から受け入れるなど、まだ国際交流事業が盛んでない頃から実施されている交流事業の一つである。

(2) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 上級コース

上級コース (研修期間約 3 週間) は、1974 年より実施されており、日税連では、2013 年から上級コースの研修生を受け入れている。

(3) 国税庁実務研修

国税庁実務研修は、日本の税制・税務行政に関する専門的知識・技術を移転することにより各国における税務行政の改善に資することを目的に、税務大学校が日本の大学院に留学している海外の税務職員を対象に 1996 年より毎年実施している研修である。日税連では、約 10 年程前から

本研修生を受け入れている。

講義の内容は、①パワーポイント資料を使用した税理士制度に関する説明、②DVD「税理士の仕事」の視聴、③質疑応答である。

上記4つのセミナーの2021年度及び2022年度の事績は表1-7のとおりである。

表 1-7 出講セミナー事績

セミナー名（主催）	実施日	講師	参加研修生数
ISTAX 一般コース （税務大学校・JICA）	2021 年開催なし	—	—
	2022 年 10 月 3 日*	鈴木恭浩委員	4 名
ISTAX 上級コース （税務大学校・JICA）	2021 年開催なし	—	—
	2022 年 11 月 10 日*	近藤勝美委員	5 名
国税庁実務研修（税務大学校）	2021 年 12 月 13 日*	江本尚浩部長	6 名
	2023 年 1 月 23 日	玉田眞委員	13 名

*オンライン形式にて開催

2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催

日税連を訪れる海外研修生の多くは国税庁（税務大学校）を通じたものであり、日税連は国税庁等と連携して国際関係事業を推進してきたとも言える。そこで、国際部では、2021年3月31日、国税庁の剣持国際業務課長並びに水上国際支援室長を講師に迎え「国税庁における国際課税分野への取組み」をテーマに講演会を開催し、太田直樹担当副会長はじめ国際部構成員が出席した。

この講演会は、日税連及び各税理士会の国際関係事業の更なる推進に資するため、国が行う国際交流事業の全体像や新たな動きなどについての情報を得ることを目的に実施したもので、今回で4回目の開催となる。

日税連では、国税庁の取組みに引き続き協力し、多くの国々で税務専門家制度が導入され発展するよう努めていくこととしている。

V 国際税務情報研究会の活動

1. 国際税務情報研究会

国際税務情報研究会（以下「研究会」）は、諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び諸団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策について調査研究を行うことを目的に、日税連の付設機関として、2013年7月25日に設置された。構成員は諸外国の税務に関する情報及び学識を有し、国際交流に精通している有識者及び税理士とされ、東京大学名誉教授の中里実会長の下、現在、中里会長を含め5名の学識者と11名の税理士により構成されている。

2018年3月から、研究会では独自の研究テーマとして①事業承継税制に関する国際比較研究、②AI化の進展が将来の税務行政及び税務専門家業務に与える影響に関する国際比較研究、③BEPS行動計画12（義務的開示）による税制改正及び税務専門家業務への影響、を選定しデータ収集、研究論文の執筆にも取り組み、2020年1月には「事業承継税制に関する国際比較研究」、2021年1月には「主要国の税務行政のICT/AI化の展望と未来の税務専門家制度についての考察」、2022年1月には「BEPS行動計画12の義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Rules）が我が国に与える影響とその対応について」を神津日税連会長へ答申した。答申の全文は、日税連ホームページに掲載している。

研究会の委員は諸外国の税務専門家団体との交流においても大きく活躍している。例えば、毎年日本・韓国交互に開催される日韓定期懇談会では、呉委員が税務専門家の立場から翻訳資料の校閲等を行い、当日は通訳を介した懇談内容を確認する等オブザーバー的役割を務めている。

また、AOTCAにおいては、役員・委員の輩出による協会運営への参画はもとより、毎年加盟国において開催されるAOTCA総会への出席のほか、総会と併せて開催されるインターナショナル・タックス・カンファレンスでのセッションスピーカーとしても協力している。2022年のAOTCAバリ会議では長谷部光哉専門委員長がスピーカーを務めた他、同氏と小出一成同委員がAOTCA専門委員会の委員を務めている。

2. 国際部との連携

研究会の構成員には、国際部より部長の他若干名の委員、国際部委員経験者が含まれ、国際部との連携を密にする体制が構築されている。

VI 積極的な情報発信への取組み

1. AOTCA 情報共有プロジェクト

日税連国際部では、AOTCA からの求めに応じ、加盟団体間に係る国内外の税務（税制）情報交換の促進を図る目的から、以下のとおり定期的な情報提供に協力している⁹。

諸外国から提供された情報については、仮訳したものを資料編に掲載している。

○日本における BEPS2.0 の展望・動向について

- ・自民党税制改正大綱（関係項目の抜粋）
- ・BEPS 最終報告－2015 レポートを踏まえた近年の税制改正

○日本における最新状況

- ・税制改正大綱関連（国際課税、税理士制度の見直し、適格請求書発行事業者の事前登録）について
- ・消費税・インボイス制度について（仕入税額控除制度、調整対象固定資産・高額特定資産、電子インボイス）
- ・電子申告の現状と課題
- ・電子帳簿保存法

2. 『税理士界』への寄稿

日税連国際部では、今期、部長執筆による会務報告ほかを以下のとおり会報「税理士界」に掲載するなど、国際部の活動及び諸外国の税務専門家制度等についての紹介に努めた。

「AOTCA 定時総会 オンライン開催について」（2021年8月号）

「日本の税理士制度を講義（ISTAX 上級）」（2022年11月号）

「AOTCA バリ会議の開催について」（2022年12月号）

「AOTCA 東京会議を開催」（2023年1月号）

また、国際税務情報研究会による会務報告、答申についても以下のとおり会報「税理士界」に掲載した。

「BEPS 行動計画 12 MDR の影響と対応について」（2022年2月号）

3. 外国語ホームページ

諸外国の税務職員、税務専門家団体関係者にのみならず広く税理士制度や日本の税制を紹介する目的から、日税連では、英語版 と中国語版 を開設している。英文ページには、英訳税理士法のほか、日本の税制概要をまとめた「Guide to Japanese Taxes」、消費税制度の概要を掲載している。

⁹ <https://www.aotca.org/publications/technical-corner/>

4. 日税連税法データベース（TAINS）「国際税務情報」サイトへの情報提供

国際部では、一般社団法人日税連税法データベースが運営管理する TAINS¹⁰のホームページ内に設置されたサイト「国際税務情報」へ税理士会員の業務の国際化に資するための国際税務情報等を提供している。

現在、同サイトは、日税連・税理士会の国際事業や国際交流から得た情報を基に①国際税務トピックス、②租税条約、③アジア諸国の税法（抜粋）、④AOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）情報、⑤日税連・各税理士会国際税務関連情報の5つのトピックに区分され、2023年3月末現在で46のコンテンツが掲載されている。

¹⁰ <https://www.tains.org/>

第Ⅱ部

2021-2022 年度

税理士会の国際関係事業への取組み

I 税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について

本報告書では、これまで、日税連の国際関係事業のみならず、各税理士会が独自に企画・実施している事業の実態についても掲載している。これを受けて、国際部では、2022年12月、各会の交流事業についてアンケート調査を実施した。その結果、税理士会によって取り組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動を推進していることが明らかになった。

なかでも、海外視察の企画・実施及び諸外国の税務専門家団体との協定に基づく交流はその代表的な事業活動といえるが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限等やテクノロジーの発展により対面での交流に限らず、オンラインによる交流が増えてきたといえる。

対象国から見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が多くなっている。これは、我が国の制度との比較・研究が容易にでき、また共通する課題が見出し易いことがその背景にあると推測できる。

また、従来は地元の外国人を対象とした税務に関するセミナーの開催等、地域への社会貢献の一環としての事業や、会員向けの国際税務に関するセミナーの開催や相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた多様な事業を展開している。これらの取り組みにおいても、新しい運営・開催方法を検討していくことが必要であろう。

上記アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載している。

II 税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況

国際関係事業に特化した専門の分掌機関(部・委員会)を設置している税理士会は6会(東京、関東信越、近畿、北海道、東北、沖縄)で、既存の部・税務研究所が所掌又は小委員会を設置している税理士会は4会(名古屋、北陸、中国、九州北部)、その他の5会では所掌する分掌機関が特定されていなかった。

以下、各会の交流事業の概況を紹介する。

<東京会>

東京会国際部（構成員 12 名）は諸外国の税制、税務行政及び専門家制度等に関して調査研究し、関係機関及び税務専門家団体等と交流するため 1997 年 6 月に設置された。

諸外国の税務専門家団体との友好協定については下記の通り締結し、それに基づく交流活動を行っている。

- ① 1980 年 ドイツ・ケルン税理士会
- ② 1994 年 中国注册税务师協会
- ③ 1995 年 韓国・ソウル地方税務士会
- ④ 2013 年 台湾中華工商稅務協會

1. シンガポール税制等視察の実施

2022 年 12 月 14 日から 12 月 18 日までの日程で、足達会長以下関係役員と国際部委員の総勢 16 名ほどでシンガポールを訪れ、シンガポール内国歳入庁との協議会、シンガポール税理士会との協議会を開催し、大手会計事務所及び大手法律事務所の現地事務所等を訪問した。シンガポールは約 7 年ぶり 2 度目の訪問となり、既に PEPPOL を使用した電子インボイス制度を運用しているため、その実態と課題を調査するとともに、現地の税務専門家制度等についても調査した。

なお、本視察の結果については、会員向けの視察報告会の開催及び報告書の HP への掲載を通じて報告した。

2. 韓国・ソウル地方税務士会との定期交流

東京会では、ソウル地方税務士会との友好協定に基づき定期的に交流を行っている。当初は、2019 年 12 月に東京税理士会館で協議会を開催する予定で調整を進めていたが整わず、再調整を行っていた。そこに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や政治的要因が加わり、当初はウェブ会議システムを利用した交流も視野に入れていたものの、調整がつかないまま保留となっている。

3. その他の交流

特になし。

4. 勉強会

2022 年度のシンガポール税制等視察に先立ち、電子インボイスについて事前学習すると同時に、会員に有益な情報提供を行うべく、研修会の形式で事前勉強会を実施した。

5. 研修会

東京会では会員及びその関与先の業務の国際化に資するため、国際税務に関する研修会を年 2 回程度開催している。

- ① 2021 年 11 月 15 日に研修会「最近の国際課税事例の具体的検討（講師：東京大学名誉教授・政府税制調査会会長 中里 実 氏）」を開催し、裁判等における具体的事例を元に、国際課税について情報提供を行った。

- ② 2022年4月15日にシンガポール視察に資する事前勉強会を兼ねた研修会「電子インボイスの仕組みーシンガポールのペポルを参考にしてー（講師：会員相談室相談委員、日本税務会計学会国際部門常任委員 望月 文夫 氏）」を開催し、2023年10月1日に日本でも導入されるインボイス制度について、情報提供を行った。

<東京地方会>

東京地方会では、総務部及び制度部が中心となり国際交流事業を所掌している。

韓国・中部地方税務士会とは1991年4月に、ドイツ・ハンブルグ税理士会とは、2000年8月にそれぞれ友好協定を結び、交流をおこなっている。また、友好協定を結ぶには至っていないが、中華民国記帳及び報税代理業務人公会全国連合会との交流を行っている。

1. 韓国・中部地方税務士会との交流

2019年11月21日に来訪され、懇談会及び懇親会をおこなった、

2021年に訪問の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となり、ウェブ開催も検討されたが、再延期となった。

2. 中華民国記帳及び報税代理業務人公会全国連合会との交流

2018年6月に訪日され、懇談会及び懇親会を行った。

2020年11月に訪問予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、再延期となった。

<千葉県会>

千葉県会では、2009年にモンゴル税理士会と友好協定を締結した。翌2010年には、モンゴルにおける税理士制度が国家資格として法制化されたが、税理士制度の歴史は浅く、申告納税制度とともにその定着に向け協力してきている。2019年10月には、モンゴル税理士会における研修事業の一環として、千葉県税理士会 加藤武人副会長（当時）が日本における税務調査手続きと税理士の報酬について、モンゴルにて講演をするなど交流を進めてきた。

ここ数年はコロナ禍によって直接的な交流が途絶えていたが、2022年9月にアルタンザヤ モンゴル税理士会会長とラハグワ同会員が来日、千葉県税理士会和田榮一会長を表敬訪問、その後同会館にて「モンゴル国における付加価値税と適格請求書について」をテーマに研修会を開催した。また東京国税局を訪問、当会役員とともに重藤国税局長以下国税局幹部の方々と意見交換を行なった。最後に日税連を訪問、日本税務研究センター図書室などの視察を行なった。

<関東信越会>

関東信越会では、2019年度から調査研究部内に国際小委員会を設置し、国際税務に関する情報提供等を行ってきた。2022年4月1日からは新たに国際税務特別委員会が発足し、現在4名の委員により活動を行っている。

主な活動は、会員に向けての国際税務に関する情報の提供（隔月）や国際税務についての勉強会の開催、研修部との共催によるマルチメディア研修の実施等である。

1. 国際税務に関する情報の提供

本会の支部長を通じて、メーリングリストを利用し会員に向けて国際税務特別委員会の委員執筆による「国際税務情報メールマガジン」を発信している。旧調査研究部国際小委員会を含めて現在までに発信したメールマガジンは以下の通りである。

表 2-1 【配信メールマガジンのタイトル】

号数	タイトル
第1号～第16号は旧調査研究部国際小委員会からの情報提供	
第1号（2019年8月）	「英語による税務情報や海外進出に有益な情報」について
第2号（2019年10月）	「外国人アルバイトへの給与に係る条約」について
第3号（2020年1月）	「非居住者又は外国法人に関する課税制度の概要」について
第4号（2020年3月）	「本会マルチメディア研修」について
第5号（2020年5月）	「外国籍の居住者が受け取るコロナ感染症関係の給付金について」について
第6号（2020年7月）	～特典条項を有する租税条約に関する届出書提出時に添付する資料～「居住者証明書」について
第7号（2020年9月）	シェアリング・ギグエコノミー下での課税に関する動向について
第8号（2020年11月）	「外国籍の従業員の源泉徴収と年末調整」について
第9号（2021年1月）	「長期海外勤務者（非居住者）の不動産所得及び譲渡所得の納税手続き」について
第10号（2021年3月）	英・Uber判決のご紹介～日本への示唆～
第11号（2021年5月）	「クレジットカード利用金額所得控除」・「クレジットカードを活用した緊急災難支援金」～韓国の場合～
第12号（2021年7月）	国税庁「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況のご紹介
第13号（2021年9月）	その取引は、本当に輸出取引ですか？
第14号（2021年11月）	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する2つの柱についての合意(Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)」の概要について
第15号（2022年1月）	外国人永住者の確定申告について注意点等
第16号（2022年3月）	居住者が国外企業から受ける対価に係る税務

以下、第1号～第6号は国際税務特別委員会からの情報提供	
第1号（2022年5月）	OECD 諸国における相続税制について
第2号（2022年7月）	外国籍学生アルバイト等従業員に対する源泉徴収の免税
第3号（2022年10月）	移転価格税制のインデックス
第4号（2022年12月）	海外勤務者の国内における税務
第5号（2023年2月）	「国外源泉所得がある非永住者以外の居住者の確定申告」と「国内源泉所得がある非居住者の確定申告」について
第6号（2023年3月）	移転価格税制における実務上の留意点

2. 国税局国際課税担当部署との意見交換会・勉強会の実施


	<p>【2021年度】 2021年12月9日、関東信越国税局の国際税務専門官を講師に迎えて、「事例に基づく国際課税への対応の際の留意点」及び「国際戦略トータルプラン掲載の調査事例について」をテーマに勉強会を開催した。当勉強会には国際税務特別委員会委員3名、調査研究部員9名が参加した。</p> <p>【2022年度】 2022年12月7日、関東信越国税局の国際税務専門官を講師に迎えて、「最近の移転価格税制の取組について」の勉強会を開催した。当勉強会には国際税務特別委員会委員4名、調査研究部員8名が参加した。</p>
--	---

写真 2-1 2022年度 意見交換会・勉強会 開催風景

3. 研修部との共催による国際課税に関するマルチメディア研修の実施

今後身近になってくる外国人の税務に関する情報を会員に提供するため、2022年2月に研修部との共催によりマルチメディア研修「富裕層をめぐる納税環境と贈与税のトラブル回避のための注意点」を収録し、2022年3月から配信を行った。

4. 「税制及び税務行政に関する意見書」への国際課税分野に係る要望事項の提出

調査研究部が毎年取りまとめる税制及び税務行政に関する意見書に対し、国際課税分野での要望事項を提出した。要望事項は以下のとおりである。

- ・外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること（重点要望項目）
- ・非住居者である扶養家族への送金について、扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子の場合は個別送金の判断を緩和すること
- ・被相続人や相続人が日本国籍を有しない者である場合、申告に必要な書類やその取得方法についての情報提供を行うこと

5. ぐんま国際アカデミー「租税教室」への講師派遣



写真 2-2 租税教室の様子

2021年12月3日及び2022年12月9日、ぐんま国際アカデミー（群馬県太田市）において、中等部3年生を対象に英語による租税教室が開催された。

英語による授業が開催の前提とされている同租税教室は、2020年度から本年度で3回目の開催となり、開催県連からの要請を受けて、国際税務特別委員会所属の委員を講師として派遣した。

<近畿会>

近畿会国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、もって会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るために、1999年に設置された。現在は11人の部員で構成され、活動している。

主な活動は次のとおりである。

1. ホームページへの情報提供

諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、会員専用ホームページへの掲載等により、その提供を行っている。

2. 韓国・釜山地方税務士会との定期交流

釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため、1991年に友好親善合意書を取り交わし、その後、2005年からは税制全般に対する相互情報を交換するため、学術討論会を開催している。更に、2017年度からは、当会の提案により、学術交流会と名称を変えて、両国の税制及び両会の制度や業務に関する様々な課題について、質問形式で意見交換を行い、引き続き学術的な交流を行っている。

(1) 第17回学術交流会

近畿税理士会館において開催を予定していた標記交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出入国制限等の諸事情を踏まえた釜山会の意見に同意し、2022年度に開催を延期することになった。なお、2022年1月18日に、ウェブ会議システムを活用したオンライン懇談会を執り行い、双方の会務報告、次年度の学術交流会等について対談を行った（写真 2-3）。

(2) 第18回学術交流会

新型コロナウイルス感染症の影響により延期が続いていた標記交流会については、2023年度においても近畿税理士会館にて対面での開催を予定していたが、日本での感染症拡大状況や出入国制限等の諸事情を踏まえたうえで釜山会の来日は見送られ、質問を相互に交換する書面交換方式により開催された。



写真 2-3 オンライン懇談会

3. 在阪総領事館等との交流

在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席している。また、近畿会の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に次の在阪総領事館及び外国公館等を招待し、交流を深めるとともに、終了後には当会国際部が懇談会を開催し、より深い情報及び意見交換を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021、2022年度の定期総会及び賀詞交歓会後の懇談会は中止となった。

交流を行っている公館等は次のとおりである。

アメリカ合衆国総領事館、イギリス総領事館、イタリア共和国総領事館、インド総領事館、インドネシア共和国総領事館、タイ王国総領事館、大韓民国総領事館、中華人民共和国総領事館、ドイツ連邦共和国総領事館、パナマ共和国総領事館、ベトナム社会主義共和国総領事館、インドネシア貿易振興センター、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）大阪貿易館、タイ投資委員会大阪事務所、香港貿易発展局大阪事務所、大阪商工会議所・国際部、中小企業基盤整備機構近畿本部、日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部・京都、近畿経済産業局、公益財団法人大阪国際交流センター、公益財団法人京都市国際交流協会、台北駐大阪文化弁事処、一般社団法人西日本中国企業連合会、在日米国商工会議所、公益財団法人大阪産業局、公益財団法人とよなか国際交流協会（順不同）

4. 在日外国人への税務相談

近畿の国際交流諸団体が主催する相談会に相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じている。

(1) 外国人のためのカウンセリング・デイ

公益財団法人京都市国際交流協会主催の在住外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリング・デイ」（年4回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

(2) 一日インフォメーションサービス

公益財団法人大阪国際交流センター主催の在阪外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」（年2回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。



写真 2-4 2021年（左）、2022年（同右）に実施した「一日インフォメーションサービス」のチラシ

5. 会員を対象とした研修会の実施

今日、経済のグローバル化が進み、企業は国際化をはじめとして様々な事業展開を進めている状況にある。税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収集を行い、適切な指導を行うことがますます求められている。このような状況に鑑み、年に2回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している。

表 2-2 2021年度及び2022年度の研修会実績

開催日	2021年11月22日（ビデオ配信）
内容	国際相続の注意点や知っておくべきリスクについて
講師	税理士法人ネイチャー 理事 渡邊 浩子 氏
開催日	2021年12月20日（ビデオ配信）
内容	経済デジタル化社会における国際課税問題と海外取引調査の執行状況について <ul style="list-style-type: none"> ・経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応 ・移転価格税制の現状と身近な問題点 ・海外取引調査の執行状況と調査事例 ・令和3年度の主な国際課税関係の税制改正
講師	大阪国税局調査第一部 国際調査管理課担当官、国際調査課担当官
開催日	2022年11月18日（ビデオ配信）
内容	海外勤務者・出張者・外国人社員に関する税務・社会保険等の留意点
講師	税理士 藤井 恵 氏（東京税理士会所属）
開催日	2022年12月20日（ビデオ配信）
内容	国際課税の現状と海外取引調査の執行状況について <ul style="list-style-type: none"> ・海外取引調査の執行状況と調査事例 ・デジタル課税への取組状況について ・金融取引に係る移転価格事務運営要領（事務運営指針）の改正について ・源泉国際課税の概要について
講師	大阪国税局調査第一部 国際調査管理課担当官、国際調査課担当官 大阪国税局課税第二部 法人課税課担当官

6. 外国の税務専門家団体との友好協定の状況について

(1) 韓国・釜山地方税務士会との友好協定

○締結年月

1991年4月

○経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降、交流・友好関係を深めていくに際し、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することとなった。内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

○協定等に基づく活動内容

協定締結後、学術交流会（年1回）を開催している。

(2) ドイツ・デュッセルドルフ税理士会との友好協定

○締結年月

1999年6月

○経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他税理士会が友好協定を締結しているドイツの中から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶこととなった（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た）。

○協定等に基づく活動内容

懇談会の開催等はなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。

7. 外国語対応税理士紹介制度について

2021年4月1日、日本へ進出を予定している企業や日本に在住する外国の方等からの、外国語で対応可能な税理士の紹介依頼に円滑かつ適切に応じるため、本制度を創設した。紹介依頼があった際に、その依頼の要望に応じた税理士を紹介している。ホームページへの掲載や、在阪総領事館等に訪問しチラシの配架依頼を行うことで認知度の向上を図った。

<北海道会>

北海道会では、道内における国際化等の状況に対応するため、2012年に国際委員会を設置し、国際交流事業活動を開始した。現在、国際委員会の構成員は12名である。

主な活動は、道内に居住している外国人向けセミナー・相談会及び国際税務に関する会員向け研修の実施並びに会員への情報提供等である。

1. 在日外国人向けセミナー及び相談会の開催

本会国際委員会は在日外国人を対象とした国際支援事業として次のセミナー及び相談会を毎年度実施している。

(1) 外国人のための確定申告セミナー・相談会

本会と（公財）札幌国際プラザの共催により行われる事業で、毎年2月の確定申告期間に札幌市内にて、セミナーと2日間の個別相談会を実施している。

例年、セミナーは対面形式で行われるが、2021年度及び2022年度とも新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、Web形式での開催となった。相談会に関しては、2021年度は感染防止対策のため極力Zoomを利用した相談会としたが、2022年度は相談の半分以上が対面形式での対応となった。

① セミナー

【2021年度】2022年2月19日(土)開催 参加者数 27名

【2022年度】2023年2月18日(土)開催 参加者数 6名

② 相談会

【2021年度】2022年2月18・19日(金・土)開催 相談数 23件 相談員数 7名

【2022年度】2023年2月17・18日(金・土)開催 相談数 12件 相談員数 7名



写真 2-5 セミナー講師をする佐々木隆行副委員長（左）

写真 2-6 相談会場にて（中央、右）

写真 2-7 2022年度（左）及び2021年度（右）に実施した「外国人のための確定申告セミナー＆個別相談会」の案内

(2) 外国人のための無料専門家相談会・セミナー

（公財）札幌国際プラザが主催する、弁護士・行政書士・税理士などの専門家による、在資格・法律問題・税金など、生活の中で悩みを抱えている外国人のための無料専門家相談会の相談員や

セミナー講師へ税理士を派遣している。

相談会は毎年偶数月の土曜日に年6回開催されており、2021年度及び2022年度も実施され税理士を派遣した。また、数年に1度の頻度でセミナー講師の依頼があり、2021年度には「外国人のための税金セミナー」の依頼を受け、佐々木隆行副委員長が講師をした。

① 無料専門家相談会

- 【2021年度】 全6回延べ相談数 37件 延べ相談員数 15名
- 【2022年度】 全6回延べ相談数 36件 延べ相談員数 12名

The image shows two side-by-side posters for free professional consultation services. The left poster is titled 'FY2022 SAPPORO HELP DESK for Foreign Residents' and 'Free Professional Consultation'. It lists dates from 4/23 SAT to 10/15 SAT, with times from 13:00-16:00. It mentions services for administrative procedures, legal matters, and tax accountants. The right poster is titled 'さっぽろ外国人相談窓口' and '無料専門家相談会'. It lists dates from 4/24 (土) to 10/16 (土), with times from 13:00-16:00. It mentions services for administrative procedures, legal matters, and tax accountants. Both posters include contact information and QR codes for application forms.

写真 2-8 2022年度(左)、2021年度(右)に実施した、無料専門家相談会の案内

② セミナー

- 【2021年度】 2021年12月11日(土)「外国人のための税金セミナー」
札幌国際プラザに於いて開催 参加者数 20名

(3) 外国人のための平日・休日・移動相談会

(公社)北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)の機関である北海道外国人相談センターが主催する、外国人のための平日・休日・移動相談会へ税理士を派遣している。

2021年1月に、HIECCの外国人相談員のための「基礎的な税金に関するセミナー」講師の依頼を受けて実施して以来、HIECCとの協力体制構築のための協議を2021年度から2022年度に続けてきた。結果、基本的に毎年6月・11月・1月に、札幌市内にあるHIECCの北海道外国人相談センターにおいて開催されている「平日相談会」へ税理士を派遣することとした。

2022年度は次の相談会へ税理士を派遣した。また、セミナー講師の依頼があり、東城敬貴委員が釧路にて開催された「外国人のための税金セミナー」の講師をした。

HIECCで開催される「休日相談会」や地方で行われる「移動相談会」では出入国管理官や行政書士などと一緒に相談に対応しており、札幌近郊のみならず、道内の広い情報の共有を図ることが出来る。

① 相談会

- 【2022年度】
平日相談会：2022年11月15日(火)・2023年1月13日(金) 札幌
全2回延べ相談数 5件 延べ相談員数 2名

休日相談会：2022年5月28日(土) 札幌

全1回延べ相談数3件 延べ相談員数1名

移動相談会：2022年6月26日(日)倶知安・12月17日(土)釧路

全2回延べ相談数3件 延べ相談員数2名

② セミナー

【2022年度】2022年12月17日(土)「外国人のための税に関するセミナー」

釧路市交流プラザさいわいに於いて開催 参加者数6名

2. 会員向け「国際税務」研修会の開催

毎年、会員向けの国際税務に関する研修会を実施している。この研修会は国際交流事業の大きな柱となっている。例年、会場参加のみにより開催されてきたが、2020年からのコロナウイルス感染症の対策として、2021年度及び2022年度の研修会の受講方式を、会場参加とライブ配信の視聴とを併用したハイブリッド形式とした。研修後にはアンケート調査を行い次回の研修テーマ決定等に役立ててきたが、ハイブリッド形式になったため、ライブ配信で視聴する会員の意見を聞くことが難しいことが現在の課題となっている。

【2021年度】

開催日	2021年10月4日(月) 午後1時30分～4時30分
場 所	札幌プリンスホテル国際館パミール
講 師	税理士 牧野 好孝 氏 (東京税理士会所属)
テーマ	国際税務その基礎から実務対応まで～コロナ禍で生じる(た)税務問題・海外プライベートバンクでの投資と税務問題他～
受講者数	137名(ライブ配信受講者を含む)

【2022年度】

開催日	2022年9月27日(火) 午後1時30分～4時30分
場 所	札幌ビューホテル大通公園
講 師	税理士 牧野 好孝 氏 (東京税理士会所属)
テーマ	調査事例や相談事例を基に国際税務を学ぶ
受講者数	126名(ライブ配信受講者を含む)



写真 2-9 講師の牧野好孝氏(左)、研修会の様子(右)

3. 外国人対応可能税理士名簿の作成

北海道内に居住等されている外国人に対して、外国語で税務サービスを提供できる税理士名簿を作成し、毎年10月頃に更新を行っている。また、名簿を必要とする行政機関等に対して、その都度検討をしたうえで提供を行っている。

4. 北海道会報誌への国際委員会委員によるコラムの掲載

2ヶ月に一度くらいの頻度で、北海道会報誌へ国際委員会委員による国際税務に関するコラム記事「インターView」の掲載を行っている。

5. 国税局国際税務専門官による国際税務に関する研修の実施

札幌国税局の協力を得て国際税務専門官を講師に迎え、国際委員会委員を対象とした、国際税務に関する90分間の研修を実施した。

【2021年度】

開催日	2021年9月15日(水)
講師	札幌国税局 課税第二部 法人課税課 国際税務専門官
テーマ	① 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直しについて ② 子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応について ③ 国際取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直しについて

【2022年度】

開催日	2022年11月29日(火)
講師	札幌国税局 課税部課税総括課 国際税務専門官
テーマ	① 国際取引に係る税制改正等について ② 国際税務の動向と留意事項

6. 大学等での国際税務に関する租税講座の実施

本会の広報部が実施した大学等への寄付講座・租税講座で、国際課税について近藤勝美委員長が講義した。

【2021年度】大谷大学

開催日	2021年11月8日(月)
場所	YouTube 配信(新型コロナウイルス感染症の影響の為、事前にビデオ撮影)
テーマ	国際課税～国境を越えるグローバルな経済活動に対する国際課税
受講者数	47名

【2022年度】北海学園大学

開催日	2022年12月13日(火)、20日(火)
場所	北海学園大学3号館
テーマ	国際課税1・2～国境を越えるグローバルな経済活動に対する国際課税～
受講者数	13日:26名、20日:24名

7. 北海道税理士会・英語版ホームページの更新

本会では、道内に居住する外国人の便宜に資するため、2016年に英文ページを開設し、必要に応じ更新しており、2022年度更新をした。同ページには、北海道会の概要、税理士という専門職業について、税理士の業務、税理士バッジの説明などを掲載している。



写真 2-10 英語版ホームページ

<東北会>

東北税理士会 国際特別委員会は、2016年度までは調査研究部内に国際関係小委員会として設置されていたが、2017年7月に、独立した委員会として設置されることとなり、同時にその名称も変更した。

2021年度・2022年度の事業として、以下の活動を実施した。

<外国人向け無料税務相談>

1. メール相談

- ① 日時 2021年4月～2023年3月
- ② 内容 在日外国人に対する税務相談をメールで回答
- ③ 言語 日本語及び英語
- ④ 相談員 当委員会委員で回答者と審理者を3ヶ月ごとの担当交代制で対応

2. 面談での相談

- | | | | |
|------|----------------|-----|---------|
| ① 日時 | 2021年7月7日(水) | 相談員 | 丸岡美穂委員長 |
| | 2021年10月6日(水) | 相談員 | 木戸哲哉委員 |
| | 2022年1月12日(水) | 相談員 | 白田祐一委員 |
| | 2022年3月24日(木) | 相談員 | 菊池康弘委員 |
| | 2022年6月15日(水) | 相談員 | 丸岡美穂委員長 |
| | 2022年9月21日(水) | 相談員 | 木戸哲哉委員 |
| | 2022年12月14日(水) | 相談員 | 白田祐一委員 |
| | 2023年3月22日(水) | 相談員 | 菊池康弘委員 |

② 協力・場所 仙台市多文化共生センター

③ 内容 仙台市在住の外国人に対する税務相談を対面で実施・事前予約制

- ④ 言語 日本語・通訳が必要な場合は仙台市多文化共生センターに登録しているボランティアが協力

<会員向け国際税務セミナー>

1. 2021年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マルチメディア研修とした。

- ① 配信期間 2021年10月15日（金）～2023年3月31日（金）（収録：2021年9月24日）
② 収録場所 東北税理士会館
③ テーマ・講師

第1部 「中小企業が直面する海外取引に係る税務」

税理士 白田 祐一氏（東北税理士会国際特別委員会委員）

第2部 「国際税務情報と税務調査」

税理士・青山学院大学大学院特任教授 望月 文夫氏（東京税理士会所属）

実務経験が豊富な両講師により、実例を踏まえた非常に充実した内容であり、有意義な研修会となった。

2. 2022年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マルチメディア研修とした。

- ① 配信期間
2022年11月1日（火）～2024年10月31日（木）（収録：2022年9月26日）
② 収録場所 東北税理士会館
③ テーマ・講師
第1部 「富裕層をめぐる国際的納税環境と贈与税のトラブル回避のための注意点」
税理士 江本 尚浩氏（関東信越税理士会所属）
「開業税理士のための個人の外国税額控除」
税理士 廣瀬 壮一氏（東京税理士会所属）

<大学等での国際税務に関する講演>

1. 福島大学

(1) 2021年度

- ① 日時 2021年12月14日（火）
② 場所 福島大学 金谷川キャンパス
③ テーマ・講師 「個人課税に関する国際税務」 当委員会 渡邊弘一副委員長
④ 参加者 福島大学経済経営学類 3年生 16名

福島大学の稲村健太郎准教授の協力で、租税法の授業の1コマを借りて講演。国際税務の概要、国際税務における個人所得税の解説、アウトバウンド・インバウンドに関する国際税務、今後の国際税務の展開等、多岐にわたる内容と、「税理士って？～一生の仕事を探すなら～」をもとに、税理士の仕事ややりがいについて説明した。

(2) 2022年度

- ① 日時 2022年12月6日（火）
② 場所 福島大学
③ テーマ・講師 「国際税務の実務」 当委員会 渡邊弘一副委員長
④ 参加者 福島大学経済経営学類 学部生

2. 東北学院大学

(1) 2022 年度

- ① 日時 2022 年 12 月 26 日 (月)
- ② 場所 東北学院大学
- ③ テーマ・講師 「外国の人達のための税理士の役割」 当委員会 白田祐一委員
- ④ 参加者 東北学院大学経営学部 学部生

<東北税理士会報への国際税務コラム掲載>

2017 年 10 月より、東北税理士会報に、当委員会の委員が国際税務に関するトピックを分かりやすくコラムとして執筆、掲載。

各回の内容と執筆者は以下の通り。

第 1 回	2017 年 10 月	海外投資ファンドの取扱い	田中康治委員
第 2 回	2017 年 11 月	近隣国からの事業修習生等と源泉徴収	田中久義委員
第 3 回	2017 年 12 月	海外出向者の所得税について	原 高明委員
第 4 回	2018 年 2 月	国際間の情報交換制度	渡辺和栄委員
第 5 回	2018 年 3 月	知っ得国際税務クイズ (英単語編) !!	丸岡美穂委員長
第 6 回	2018 年 5 月	海外で勤務する役員に関する源泉所得税	田中康治委員
第 7 回	2018 年 6 月	海外旅行と事後免税制度	田中久義委員
第 8 回	2018 年 7 月	「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について	原 高明委員
第 9 回	2018 年 8 月	租税条約について	渡辺和栄委員
第 10 回	2018 年 9 月	知っ得国際税務クイズ (英単語編第 2 弾) !!	丸岡美穂委員長
第 11 回	2018 年 10 月	最近の国際税務に関するニュースについて	田中康治委員
第 12 回	2018 年 11 月	世界のたばことたばこ税事情	田中久義委員
第 13 回	2018 年 12 月	移転価格課税と寄付金課税	原 高明委員
第 14 回	2019 年 2 月	国外転出課税について	渡辺和栄委員
第 15 回	2019 年 3 月	知っ得国際税務クイズ (英単語第 3 弾) !!	丸岡美穂委員長
第 16 回	2019 年 5 月	仮想通貨の国外転出時課税と所得税について	田中康治委員
第 17 回	2019 年 6 月	IT・ICT・IoT って「ナニ」?	田中久義委員
第 18 回	2019 年 7 月	情報通信技術、人工知能の進展と税務行政の潮流	原 高明委員
第 19 回	2019 年 8 月	外国人からの質問状 (その 1)	丸岡美穂委員長
第 20 回	2019 年 9 月	諸外国の軽減税率制度	田中久義委員
第 21 回	2019 年 10 月	最近立ち会った税務調査について	原 高明委員
第 22 回	2019 年 11 月	公的年金税制の比較	梅津敏弘委員
第 23 回	2019 年 12 月	東京オリンピック・パラリンピックと国際課税	渡邊弘一委員
第 24 回	2020 年 2 月	知っ得国際税務クイズ (海外税務編) !!	丸岡美穂委員長
第 25 回	2020 年 3 月	ニュージーランドの付加価値税制	田中久義委員
第 26 回	2020 年 5 月	富裕層がシンガポールに移住する理由	原 高明委員
第 27 回	2020 年 6 月	試験制度の比較	梅津敏弘委員
第 28 回	2020 年 7 月	デジタル課税が世界を救う?	渡邊弘一委員

第 29 回	2020 年 9 月	COVID-19 に対する各国の対応と付加価値税	田中久義委員
第 30 回	2020 年 10 月	米国におけるコロナウイルス対策法案の概要について	原 高明委員
第 31 回	2020 年 11 月	相続税制の比較	梅津敏弘委員
第 32 回	2020 年 12 月	米国の連邦税(Federal Taxes)と州税(State Taxes)	渡邊弘一委員
第 33 回	2021 年 2 月	知っ得国際税務クイズ！！	丸岡美穂委員長
第 34 回	2021 年 3 月	シンガポールのサイン証明書	田中久義委員
第 35 回	2021 年 5 月	遡及的な法人税率の改正が行われた事例について	原 高明委員
第 36 回	2021 年 6 月	国民負担率の国際比較	梅津敏弘委員
第 37 回	2021 年 7 月	You Tuber に米国で源泉徴収?!	渡邊弘一委員
第 38 回	2021 年 9 月	外国人を雇う場合の源泉徴収はどうするの？	木戸哲哉委員
第 39 回	2021 年 10 月	知っ得国際税務クイズ！！	丸岡美穂委員長
第 40 回	2021 年 11 月	“PE なければ課税なし” が変わる！？	白田祐一委員
第 41 回	2021 年 12 月	中国の増値税	西谷俊広委員
第 42 回	2022 年 2 月	米国の贈与税について	菊池康弘委員
第 43 回	2022 年 3 月	米国における純損失・欠損金 (Net Operating Losses) の取扱い	渡邊弘一委員
第 44 回	2022 年 5 月	外国人留学生のアルバイトに係る所得の課税 ～外国人のための無料税務相談から～	木戸哲哉委員
第 45 回	2022 年 6 月	知っ得国際税務クイズ！！	丸岡美穂委員長
第 46 回	2022 年 7 月	海外取引とインボイス制度	白田祐一委員
第 47 回	2022 年 8 月	暗号資産 (cryptocurrency) の課税	西谷俊広委員
第 48 回	2022 年 9 月	韓国の電子申告事情	菊池康弘委員
第 49 回	2022 年 10 月	英国君主と租税法主義成立の黎明期	渡邊弘一委員
第 50 回	2022 年 11 月	日本に住む外国人の公的年金の保険料	木戸哲哉委員
第 51 回	2022 年 12 月	AOTCA2022 バリ会議	丸岡美穂委員長
第 52 回	2023 年 2 月	リモート海外赴任の税務	白田祐一委員
第 53 回	2023 年 3 月	炭素税に関する世界の動向	西谷俊広委員

<国際税務に関する研究>

2020 年度より、国際税務に関する研究を実施。テーマはアメリカの災害税制を取り上げ、税目別に研究に取り組んでいる。2022 年 12 月に最新情報を織り込み、成蹊大学伊藤公哉教授のレビューを受け、本会に公表予定。

<外国語に対応できる税理士のリスト作成>

2022 年度より、当委員会では実施している外国人への無料相談に加え、有償で外国語に対応できる税理士会員のリスト作成を実施。

＜名古屋会＞

ミュンヘン税理士会との交流について

名古屋税理士会とミュンヘン税理士会は2001年より国際交流を続けている。2022年は3年連続となるWEBでの意見交換会を12月15日に開催した。

意見交換は、下記のテーマで2時間30分行った。

【テーマ】

- 日本とドイツにおける「改正税理士法・改正職業法」
- 「(遺留分) 相続税法、所得税法」
- 「インボイス制度」
- 「仮想通貨(暗号資産)の税制」

なお、名古屋税務研究所国際部門研究員によるミュンヘン会の発表報告と意見交換会のやり取りを「名古屋税理士界」(令和5年2月10日号)に掲載している。

＜東海会＞

東海会では、国際交流事業を所掌する機関は設置しておらず、友好協定を締結して交流活動している海外の税理士会もない。海外視察も2012年のドイツを最後に行われていない。

また、2020年11月にベトナムに海外視察する計画を立案したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった。

その他に外国人向けの確定申告相談会等は外国人労働者が多く居住する三河地域で毎年開催している。

(1) 浜松西支部 外国人のための確定申告の相談会を毎年開催している。

2022年・・・1月30日と2月5日 相談件数86件

2023年・・・1月28日と2月4日 相談件数80件

(2) 豊橋支部 ブラジル人のための税務相談会や確定申告の毎年相談会を開催している。

① ブラジル人のためのプチ税務相談会

2021年・・・11月13日 相談件数16件

2022年・・・11月12日 相談件数16件

② 外国人通訳を設けた確定申告相談会を確定申告に年3回開催している。

2022年・・・2月6日と2月13日と2月20日 相談件数241件

2023年・・・2月5日と2月12日と2月19日 相談件数254件

(3) 藤枝支部

公益財団法人静岡県国際交流協会と焼津市が共催した外国人の税務相談会に税理士を派遣した。

＜北陸会＞

北陸会では、2013年に総務部内に国際交流小委員会が設置され、現在3名の委員が対応している。国際交流活動は、2009年に友好協定を締結した中国・大連市注册税務師協会との交流が中心となっている。2021-2022年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流活動が実施されなかった。

＜中国会＞

中国会では、総務部が国際交流事業を所掌している。

韓国・大邱地方税務士会とは1996年11月に友好協定を結び、交流を行っている。

しかし、2017年10月に岡山で交流して以来、コロナ禍もあり交流が途絶えていた。その間、両会の会長が交替しているのに一度も交流が持てておらず両会の会長が双方とも2023年に任期を終えるためその前に一度は交流を持っておこうということで、2022年12月7日にWebで交流をもった。

本会からは海老澤会長、田中副会長、川本副会長、若林総務部員、井上総務部員（日税連国際部委員）の5名が参加し、韓国側からはク・グァンフェ会長ほか副会長2名、総務理事、国際理事の5名が参加した。

交流では、まず日本からは韓国に対し、韓国で2010年から導入されているデジタルインボイス制度について質問をし、韓国側から説明を受けた。次に韓国からは日本に対し、2023年韓国で導入される「ふるさと貢献制度」の参考にと日本のふるさと納税制度についての質問があり、日本側から説明があった。

次回の交流については来年度新しい会長になってからあらためて日程を決めることになった。対面ではないとはいえWebで顔を合わせたのはとても意味があったように思う。

＜四国会＞

四国会では、1997年に韓国・光州地方税務士会と友好協定を締結して以来、毎年相互に訪問し懇談会を開催している。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、直近3年間の活動実績はない。今後については、WEB会議開催を検討している。

＜九州北部会＞

九州北部税理士会では、国際交流委員会が総務部内に設置されており国際交流事業を所掌している。現在はドイツ・ニュルンベルク税理士会と韓国・仁川地方税務士会と交流しており、ニュルンベルク税理士会とは1989年7月に友好協定を締結、仁川地方税務士会とは1994年4月に仁川税務士会の分離前である京仁地方税務士会と友好協定を締結して定期的に交流活動を行っている。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により両会との交流活動は制限を受けている。

1. 韓国・仁川地方税務士会との交流

2021年及び2022年仁川地方税務士会からの訪問により協議会の開催を予定していたが諸般の事情により実施できなかったため、2022年9月9日にweb協議会（当会は博多駅近くの民間の会場を使用）を実施した。協議会では、仁川地方税務士会から「ITとインボイス制度について」の説明があり、引き続いて当会から「事業承継について」の説明を行い、その後、相互に活発な質疑応答と意見交換を行い有意義な協議会となった。

2. ニュルンベルク税理士会との交流

2020年来延期となっているニュルンベルク税理士会の来訪は、コロナ感染症の影響で2021年、2022年も実施されずさらに延期となった。2023年の来訪については検討中であり今後の両者による協議で決定する予定である。

＜南九州会＞

南九州会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、これまで総務部を中心に韓国・大田地方税務士会との国際交流活動が定期的に行われてきた。大田地方税務士会とは、1995年の友好協定締結以来、ほぼ毎年相互訪問を行い、両会が抱えるテーマを基に意見交換を行っている。

2019年は、国際情勢を鑑み、交流事業が中止となった。

2020・2021・2022年は、コロナのために交流事業が中止となった。

次回は、大田千地方務士会が南九州税理士会を訪問する予定になっている。

＜沖縄会＞

沖縄会では2010年に国際委員会を設置し国際関連事業を所掌し対応している。

当会と社団法人台北市記帳及報税代理業務人公會とは2012年11月に友好協定を締結し、以後、当団体と沖縄税理士会との相互の訪問交流事業を行っていたが、2019年度以降当団体

との日程調整がつかず、交流事業は中断している。

また、友好協定の締結はしていないが、2017年及び2018年に沖縄会から社園法人臺北市記帳士公會を訪問(台湾渡航)したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2019年以降同會との調整がつかず交流事業は中断している。

今後は、両団体との連絡体制の構築に努めるとともに、沖縄県に設置されている台北駐日経済文化代表処那覇分処を介した両団体との接触の可否についても検討することとしている。

Ⅲ 外国の専門家団体との協定の締結状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。その多くは、税務専門家制度が確立されているドイツの税理士会及び韓国の地方税務士会との協定である。2023年3月末現在の状況は表2-3、2-4、2-5のとおりである。

表2-3 ドイツの税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980年9月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000年8月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999年6月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001年10月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989年7月

表2-4 韓国の地方税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995年9月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991年4月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991年4月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996年11月
四国税理士会	光州地方税務士会	1997年2月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（中部地方税務士会）*1 *2 破棄	1994年4月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995年10月
九州北部税理士会	仁川地方税務士会*2	2019年11月

*1 1999年9月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

*2 中部地方税務士会と仁川地方税務士会とに分離

表2-5 その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注册税務師協会）*	1994年9月
東京税理士会	中国・北京市注册税務師協会	2004年9月
東京税理士会	台湾中華工商税務協会	2013年4月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009年7月
北陸税理士会	中国・大連注册税務師協会	2009年5月
沖縄税理士会	台湾・台北市記帳及報税代理人公会	2012年10月

* 2003年に中国税務諮詢協会は中国注册税務師協会に名称変更し、2004年に両会間にて確認書を締結した。

第Ⅲ部

グローバル時代における国際交流のあり方と

日税連の国際関係事業の今後の方向性

各税理士会や日税連の国際関係事業は、2020年から2022年にかけてのコロナ流行時において、その活動が制限され、参加型・対面型の会議等が著しく制約を受けるときもあった。しかし一方で、IT技術等を利用して、リモート型のコミュニケーションを駆使した会議等も増加してきた。

グローバル社会における税制や税務専門家制度の動向を俯瞰した場合、コミュニケーション方法の変化も合わせて、日税連の国際関係事業はどのような方策に基づいて活動すべきなのかが課題として認識される。この課題の解決に資するため、日税連の国際部委員にアンケートを実施しており、その主な意見を「意見の抜粋」として原文掲載するとともに、日税連の国際関係事業の今後の方向性について提起する。

I COVID-19(新型コロナウイルス感染症)等を背景とするニューノーマル時代における国際交流のあり方について

1. コロナ禍により、対面での交流に制限が生じるなかでの、国際交流はどのようにあるべきか

2021年は、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)が世界的規模で拡大し、国によっては2週間の厳格な隔離措置が必要とされるなど出入国が大きく制限された。また、日本国内においても、2度の緊急事態宣言が発出されるなどした結果、韓国税務士会との定期懇談会をはじめ、ETAf視察、AOTCAバリ会議、国際税務行政セミナー(ISTAX)が中止となるなど、日税連・税理士会の国際交流事業は停滞せざるを得ない状況であった。

しかし、2022年後半からは、インターネットを活用した会議や講演会の実施、研修会講師の派遣など移動を伴わない形での活動に積極的に取り組み、4カ国合同の国際税務ウェビナー等を開催し、その有効性を確認したところである。今後、ウィズコロナ時代における国際交流のあり方について、インターネットを活用した取り組みを含め、検討を行う必要がある。

意見の抜粋

- ・ コロナ禍での対面での国際交流は難しいですが、ウェビナー等が定着しつつある現在、ネット等を利用した交流等を続けていくことが大切であると考えます。
- ・ 新型コロナが加速させたIT技術そのものの進展と、それを使う側での受容度の高まりによって、非対面形式でのWEB会議の開催は違和感がほぼなくなっているのではないのでしょうか。国際交流を行うことによってメリットを感じられる場合には、新技術を活用して積極的に意見交換を行うことに賛成です。
- ・ 対面交流に制限がある中でも、可能であれば感染防止措置を講じること等により対面型交流を行った方が望ましいと考える。国際交流の基礎となるのは、国をまたいだ個人と個人の交流であり、ビデオ会議等によっては、個人のつながりの深度や多くの新しい知古を得ることができないためである。ただし、定型的な会議においては、ビデオ会議等は効率もよく、有効であると考えます。

2. 友好協定締結団体または他国の税務専門家団体等との交流方法、深度の深め方について

日税連では、諸外国の15団体等と友好協定を締結し、相互理解の促進と協力関係の維持に努めている。また、第II部で紹介したように、税理士会が独自に友好協定の締結や国際交流を実施しているケースも存在している。これまでの活動やアンケート結果から、国際交流事業の重要性を再確認したところである。

新型コロナウイルス感染症をきっかけにして、インターネットを活用した国際交流事業が一部の税理士会で実施されたが、こうした取組みは、時間・場所の制約に縛られるものではなく、また、費用面からも有効であると思料するところである。

その反面、インターネットによる交流は、言語の隔たりがより顕著となる点が指摘されたほか、信頼関係の構築にあたり対面による交流の重要性も逆に気付かされたところである。

しかしながら、対面による交流とインターネットによる交流については、それぞれ利点を有するものであり、相互に補完し合うものと考えられることから、いずれかに偏することなく企画実施していくことこそが、深度ある国際交流につながるものと思われる。

意見の抜粋

- ・ 交流が1度途切れてしまうと再開することは難しいので、如何に定期的にネット等を利用して、直接話すことが重要であると考えます。直接対話することで相手国の方々の理解を深めることが大切であると考えます。
- ・ この2年間はWEBによる意見交換会を実施してきたが、今年は、対面による交流ができそうなので(懇親会も含めて)相互の税制について議論できることを期待している。

Ⅱ 日税連の国際関係事業の今後の方向性

今後、日税連としては、税理士制度のような税務専門家制度を持たない新興国への導入と普及の支援並びに、国際関係事業に関する専門担当機関を持たない単位税理士会への支援などが必要と思われる。

1. AOTCA におけるリーダーシップの発揮

AOTCA は、平成 4 年(1992 年)税理士制度 50 周年記念事業の一環として日税連提唱により、アジア・オセアニア地域の国際的な税務専門家団体として創設された。日税連からは、これまで 3 人の会長と多くの役員を輩出し、現在も池田名誉顧問をはじめ、事務総長、財務担当役員、専門委員長などの要職につき、事務局機能も担っている。これは、加盟団体からの信頼と期待の表れであり、財政的なサポートは基より運営面での貢献は、今後も継続していくことが重要である。また、言語の壁は大きいものの、積極的な発言・発信が求められており、こうした期待に応えることが AOTCA における日税連の存在を確固たるものとし、更なるリーダーシップの発揮につながると考える。

また、国家財政基盤の確立に寄与してきた税理士（税務専門家）制度を紹介・普及することは、アジア・オセアニア地域の経済発展の一助となり、また AOTCA と関連するヨーロッパ・北米・（南）アフリカや国際機関に対するアピールにもなるのではないかと考える。

令和 5 年(2023 年)の AOTCA 東京会議においても、参加国等へのリーダーシップを発揮する良い機会である。

意見の抜粋

- ・ アジア・オセアニア地域において民主的制度を導入・定着させて地域全体の経済発展を促進する観点から、日税連が果たす役割は大きいと思います。言葉の壁もあろうかと思いますが、積極的に発言していてもよいと思います。
- ・ 日税連が設立時に果たした貢献は極めて大きく、その後の運営においても同様に貢献は大きく、AOTCA 加盟国の多くも、その点を理解していると考えます。国際税務についての国別比較やプロジェクト等を実施する際には、AOTCA の中心国としてのイニシアティブを引き続き保持しておくことは必要と考えます。
- ・ AOTCA は、平成 4 年（1992 年）税理士制度 50 周年記念事業の一環として日税連提唱により、アジア・オセアニア地域の国際的な税務専門家団体として提唱され、令和 4 年（2022 年）30 周年を迎えた。日税連は、財政的支援はもとより、事業活動の運営の中核を担い、その発展に多大な貢献を行ってきた。今回のバリ会議を経験して、AOTCA が大きく発展したことを実感した。

2. 新興国への税理士制度の導入と普及の支援

日税連が、税理士制度や税務専門家制度を持たない新興国に対し、導入・普及の支援を行うことは希少性のある国際貢献活動と評価できる。これまでのモンゴル、インドネシアへの制度紹介や定着に向けた貢献など国単位で取組んできた事例のほか、複数の国・地域を対象とする ISTAX や国税庁実務研修は、日本の税理士制度を紹介する非常に有益な機会であり、引き続き講師を派遣するなど積極的に対応していきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流が一段と難しい情勢となる一方、ISTAX や国税庁実務研修にオンライン形式で出講するなど新たな試みにも取り組んでいる。このような経験を踏まえて、新しい支援の形を検討していく段階にきていると考える。

意見の抜粋

- ISTAX での講師を務めた後のアンケート結果や AOTCA ウェビナーへの参加体験を参考にすると、日本の税理士制度や制度が国家財政に果たす役割を高く評価する意見が多くありました。税理士制度の理念をベースとして国々の個別の事情に合わせた制度設計と実施を促すことは、日税連が地域に貢献することのできる大きな役割であると思います。ISTAX や AOTCA の場で、引き続き情報発信を行っていくことが重要であると考えます。
- 日本国民の共有財産である税理士制度を、申告納税制度を含めて、新興国へ導入と普及の支援を行うべきであり、AOTCA とも情報を共有して支援の輪を広めるべきである。
- 日本の税理士制度は申告納税制度のもとに成り立っており、申告納税制度が機能するためには国民の民主的な思想が不可欠である。税理士制度を導入している新興国において日本の様な税理士制度を普及するためには、民主的な思想を育むことに時間を要する事から、現在の支援活動を長期的な視点で継続すべきである。また、税理士制度を形式的に導入するのではなく、税理士の使命や責任、社会的地位までも普及・定着できるような支援が必要であると考えます。

3. 在住外国人への税務面での支援体制の構築

在住外国人への税務面での支援は、本来税理士会レベルで行うべきことであるが、国際関係事業に関する専門担当機関を持たない税理士会もあり、また地域性によりニーズにはバラつきがある。在住外国人向けの税務相談会や支援センターの設置等を検討する必要があるかと思われるが、ここでも言語の問題があることから、仲介的な役割を果たす機関・組織、地域の国際協力センター等や市区町村の役所と連携し、協力体制を構築していくことが必

要であると考える。

また、2021年4月金融庁において、国際金融センターに関する情報をまとめたウェブサイトが開設され、外国語に対応可能な税理士・税理士法人（他士業を含む）の一覧が公表される予定である。日税連国際部としては引き続き、当該事業に積極的に協力していく必要がある。

意見の抜粋

- ・ 税務支援の一環として在住外国人への税務面での支援は、税理士会が行う税務支援の一環として取り組むべき活動だと考える。
- ・ 日頃から外国人の方々と接していると、欧米諸国の在日外国人の方々は、自分で確定申告をする意識が高いと考えます。現在、国税庁HPで「You can create a Final Tax Return at home!」と題して、e-Taxの利用方法が英語で紹介されています。しかし将来は、所得税電子申告 e-Tax が日本語と英語の切り替えができ、より分かりやすく利用しやすいものになることを期待します。国税庁HPに英語等の多言語の案内や申請書・届出書等が多く作られて掲載されていることは、外国人にとって、とても良いと考えます。これからも多くの資料が訳されていくことが支援していくことにつながると考えます。

4. 税理士会員の国際関係業務の支援体制の構築

税理士は、関与先・中小企業等からの国際税務に係る相談に対応する必要があることから、国際税務に関する一般的な研修事業の実施・検討を促す働きかけが必要ではないかと考える。

また、国際関係の経済機関、各国の大使館・領事館等とのコミュニケーションを図り、定期的な情報収集の場を企画するなど、適時に連絡・利用できる体制の構築について、検討してはどうかと考える。

意見の抜粋

- ・ これまで特定の税理士会において国際関係業務についての研修会等が定期的に実施されており、それらの研修会に他会からも参加したり、研修資料や動画の共有をいただけるような支援体制を希望する。
- ・ 中小企業でも国際税務に関わる場面が増えてきている。まずは国内の感覚だけでは間違いを起こすようなことがあるということを認識してもらうために幅広い会員を対象とした研修を充実させることが一番だと思う。専門性が高い分野なので何か事案が発生したら詳しい人に相談できる体制をつくっておくことが必要だと考える。
- ・ 会員に国際税務に関する情報提供を適時行ったり、難しい案件などでは相談室があ

ることを周知し、利用してもらうことが大切であると考えます。そのために税理士会内外での情報交換等が必要であると考えます。

5. 国際税務研究の充実と関連機関との連携

日税連では、独自の国際税務研究体制を図るため、平成 25 年(2013 年)に、会員以外の外部有識者も構成員とする国際税務情報研究会を付設機関として設置した。当研究会は、AOTCA を通じた BEPS 問題に関する OECD への意見開示や AOTCA タックスカンファレンスにおけるスピーカーの派遣などを行ってきたほか、諸外国の税務情報の収集にとどまらず、税制の国際比較等も積極的に行い、報告書等に取りまとめ会報やホームページ、また(一社)日税連税法データベース(TAINS)が運営する「国際税務情報」サイトに掲載し、広く会員へ周知することに務めている。今後は、税制建議等に活用できる研究を行い、調査研究部をはじめとする関係部との積極的な連携を構築していくべきと考える。

税理士会、関係する行政機関(国税庁・中小企業庁・JETRO・JICA 等)、関係団体(日本税務研究センター・TAINS 等)とのより密接な関係を構築し、情報の収集・会員への周知など積極的に展開しなければならない。

意見の抜粋

- ・ 国際税務情報研究会や国税当局との意見交換会・勉強会を通じた交流を一層促進すべきと考えます。
- ・ 現在の連携はそのまま維持した上で、現状行われている国際税務研究の成果を会員に確実に伝わるようにするため、常設の場所である TAINS の「国際税務情報」エリアを有効に活用しその場所の認知度を上げることで各コンテンツが必要な人に有効に活用されるようになればいいと思う。
- ・ 国際税務関連の税制等の動向について、日頃から財務省主税局や国税庁国際課税部局との意見交換の機会を設け、収集した情報等を国際税務研究の充実に活用するほか、国際課税制度について収集した情報を税理士会員に提供する体制を構築すべきである。

日税連の国際関係事業を振り返ると、国際部の前身である国際委員会は、1992 年に AOTCA の創設に尽力したうえで、翌 1993 年に国際関係事業を専担する分掌機関として設置された。AOTCA に関する事項は国際部(国際委員会)の主たる事業である。1996 年と 2002 年には AOTCA の定時総会を京都で、2015 年には大阪で開催した。これまでに、会長 3 名を始め主要ポストに役員を輩出しているほか、日税連事務局に AOTCA 事務局を置くなど現在に至るまで、積極的に参画している。

日税連国際委員会は、2010年には、15税理士会すべてから委員を輩出するようになり、各税理士会が行う国際関係事業の内容の把握並びに日税連との連携が図られるとともに、組織体制も審議的なものからより執行的なものへとその特性を拓き、2014年に委員会は国際部への移行がなされた。また、前述のとおり2013年には研究機能を有する国際税務情報研究会を日税連の付設機関として設置し、国際税務や税務専門家制度の国際比較の研究体制を整備した。

国際税務行政セミナー(ISTAX)一般コース・上級コース、国税庁実務研修などの海外の税務職員を対象とした研修に対し、税理士制度に関する出講を行うなど新興国等の税務行政発展・税理士制度の導入に貢献してきたほか、国別ではインドネシア税務当局へ日税連が行う租税教育制度を紹介するなど、これまでは交流がメインとなっていた活動から、国際貢献的な活動にシフトしてきているように思われる。

会長諮問への対応として、答申「BEPS 行動計画 12 の義務的開示制度 (MDR: Mandatory Disclosure Rules) が我が国に与える影響とその対応について」を会報「税理士界」や日税連ホームページ、TAINS に報告書を掲載するなど情報発信にも努めてきた。

今期は、新型コロナウイルス感染症という見えない脅威が、国際部のベースとなる国際交流を難しくすると同時に対面だけではない新たな交流方法への気付き、シフトチェンジの機会となったように思う。第Ⅱ部でも紹介したとおり、現在、税理士会における国際関係事業への取組みは、規模の大きさ、地域性、所掌機関の有無等、様々な要因により差が生じている。

まずは、税理士会での国際関係の分掌機関を常設できるよう働きかけ、今後の方向性に示した事項を一つ一つ確実に実行・実現していくことで、日税連のみならず税理士会での国際関係事業・国際交流が身近なものとなり、我が国の誇る税理士制度を国内外に広くアピールできるものとする。

(三谷英彰国際部副部長)

資料編

税理士会

- [資料 1] 税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果 47
- [資料 2] グローバル時代における国際交流のあり方について
—国際部委員へのアンケートから— 53

AOTCA

- [資料 3] アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約 62
- [資料 4] AOTCA加盟団体一覧 69
- [資料 5] 2022年AOTCAバリ会議レポート 70
- [資料 6] AOTCA情報共有プロジェクト（仮訳） 108

韓国

- [資料 7] 韓国税務士会概要 139
- [資料 8] 日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績 141

ドイツ

- [資料 9] ドイツ連邦税理士会概要 145

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

名称	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
1 担当機関	国際部 12人 1997年	特定していない	特定していない	調査研究部国際小委員会	国際部 11人 1999年	国際委員会 12人 2012年	国際特別委員会(国際関係小委員会) 5人 2017年(2013年)	名古屋税務研究所 37人 2009年	特定していない	総務部国際交流委員会 3人 2013年	12人 1996年	特定していない	総務部国際交流委員会 4人	特定していない	5人 2010年
2 外国語資料	【東京】 ・「国際税務研究報告書」(H29.5) ・「国際税務に関する調査・研究として、BEPIS行動計画3とわが国の外国子会社合算税制、欧州型VAT税制とインボイス方式、総合主義からAOA帰風主義へ移行した事に伴う申告実務の対応、国外払出時の購税及びその他の国際課税上の問題について」(H30.3) ・「タイ税制等視察報告書」(H28.11、H30.3) ・「ソウル地方税務士会との協議会資料」(H29.12、H30.8) ・「外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度」(冊子(韓国語)・2017改訂版)	千葉県税理士会の案内(英文)	可(HPIに掲載)	可	釜山地方税務士会との学術交流会資料	2016年度英文HPを開設し、2022年更新 ・外国人のための確定申告セミナー ・外国人のための税金(所得税・住民税)セミナー ・外国人のための相続税セミナー	外国人向け無料税務相談パンフレット								
3 友好協定	提供の可否 可	特定していない	特定していない	調査研究部国際小委員会	国際部 11人 1999年	国際委員会 12人 2012年	国際特別委員会(国際関係小委員会) 5人 2017年(2013年)	名古屋税務研究所 37人 2009年	特定していない	総務部国際交流委員会 3人 2013年	12人 1996年	特定していない	総務部国際交流委員会 4人	特定していない	5人 2010年
3-1 相手団体	ケルン税理士会	韓国・中部地方税務士会	モンゴル税理士会	可	釜山地方税務士会	可	可	可	可	ソウル地方税務士会、大連注冊税務師協会	韓国大邱地方税務士会	光州地方税務士会	ニュルンベルク税理士会	大田地方税務士会	台北市記帳及報稅代理人公會
3-2 協定名称	共同声明	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好親善合意書	友好協定	三國共同宣言	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定
3-3 締結年	1980年	1991年	2009年	1991年	1991年	2009年	2009年	2001年	2006年	2006年	1996年	1997年	1989年	1995年	2012年
3-4 協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換
3-5 協定に基づく活動概況	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の学術交流会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会	2年1回の懇談会
3-6 相手団体	ソウル地方税務士会	ハンブルグ税理士会								大連注冊税務師協会	韓国・中部地方税務士会				
3-7 協定名称	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定
3-8 締結年	1995年	2000年	2000年	2000年	2000年	2000年	2000年	2009年	2009年	2009年	1994年	1994年	1994年	1994年	1994年
3-9 協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換
3-10 協定に基づく活動概況	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合
3-11 相手団体	中国注冊税務師協会・北京市注冊税務師協会														
3-12 協定名称	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定
3-13 締結年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年	2004年
3-14 協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換
3-15 協定に基づく活動概況	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合	年1回の定期会合
3-16 相手団体	台湾中華工商税務協会														
3-17 協定名称	東京・台湾税務専門家情報交換協定														
3-18 締結年	2013年														
3-19 協定内容	情報交換														
3-20 協定締結の要望	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

実施年 事業名称	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄	
① 2022年 海外視察・研修・セミナー	2022年 研修視察 国際部	2022年 会員研修会 千葉県税理士会	2022年 国際セミナー 国際部	2021年 国際セミナー 国際部	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2021年 委員のための国際税務研修会(遠隔配信併用) 北海道税理士会 全国国際委員会	2019年 会員向け国際事務基礎セミナー 沖縄税理士会
主催	国際部	千葉県税理士会	国際部	国際部	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	北海道税理士会 全国国際委員会	沖縄税理士会
テーマ	税制・電子インボイス制度の現況等の視察	モンゴル税理士会 会国における付加価値税と適格請求書について	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて	国際租税の注視点や知っておくべきリスクについて
対象国	シンガポール	モンゴル														
参加者数	15人	43人			137人											
実施依頼・調整手続き	国際部委員を通じ現地訪問先を担当者と調整	モンゴル税理士会との直接のやり取り	税理士法人ネイチャー理事 渡邊浩子	税理士法人ネイチャー理事 渡邊浩子	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼	講師の方へ直接依頼
② 2022年 事業名称																
主催																
テーマ																
対象国																
参加者数																
実施依頼・調整手続き																
③ 2022年 事業名称																
主催																
テーマ																
対象国																
参加者数																
実施依頼・調整手続き																

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
④ 実施年 事業名称 主催 テーマ					2021年 国際セミナー 国際部 国際課税の現状 と海外取引調査 の執行状況につ いて ・海外取引調査の 執行状況と調査 事例 ・デジタル課税へ の取組状況につ いて ・金融取引に係る 移転価格事務運 営要領(事務運営 指針)の改正につ いて ・源泉国際課税の 概要について	2022年 外国人のための 税金セミナー (公財)北海道国 際交流・協力総 会センター 税金セミナー 外国人も払う日 本の税金につ いて知ろう									
対象国 参加者数 実施依頼・調 整手続き					大阪国税局に 講師派遣依頼 6人	HIECC担当者と 調整									
⑤ 実施年 事業名称 主催 テーマ					2021年 国際セミナー 国際課税の現状 と海外取引調査 の執行状況につ いて ・海外取引調査の 執行状況と調査 事例 ・デジタル課税へ の取組状況につ いて ・金融取引に係る 移転価格事務運 営要領(事務運営 指針)の改正につ いて ・源泉国際課税の 概要について	2021、2022年 国際委員会・研 究委員会 国際委員会 (2021年) 1.郵便物として輸 出した場合の輸出 し 2. 子会社からの 配当及び子会社 株式の譲渡を組 み合わせた国際 的な租税回避へ の対応 3. 国際取引等の 課税に係る更正 決定等の相対制 度の見直し 4. 非居住者及び 外国法人の方へ の税に関する情 報 5. 個人の確定申 告において際りや すい事例 (2022年) 1. 国際取引に係 る税制改正等につ いて 2. 国際課税の動 向と留意事項									
対象国 参加者数 実施依頼・調 整手続き					大阪国税局に 講師派遣依頼 12人	札幌国税局担 当者と調整									

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

4	収集した資料の 翻訳	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
1	海外事業名称	2023年4月 研究会	未定	なし	なし	2023~2024年 国際セミナー	2023、2024年 委員のための 国際税務研修 会 国際委員会	東京税理士会 会員相談室	意見交換会に おけるテーマに 関する資料	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	主催 研修 テーマ	国際部 シンガポール情 報報告会	国際部 諸外国の税制、 税務等について	なし	なし	国際部 諸外国の税制、 税務等について	なし	東京税理士会 会員相談室	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
3	参加者数	100人(予定)					150人(予定)	東京税理士会 会員相談室	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
5	名称	会員相談室	無料会員相談					東京税理士会 会員相談室	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
1	運営方法	随時、FAX又は 電話回答	相談日事前公 表					東京税理士会 会員相談室	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	国際税務相談窓口							東京税理士会 会員相談室	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
5	名称							東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
1	運営方法							東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	外国人向け税務相談							東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6	分掌機関名称	日本税務会計 学会国際部門						東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
1	構成員数	144人(75国際 部門24人)						東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	設置年度	1997年						東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6	具体的な研究 活動							東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
1	国際税務に関する研究体制等							東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	国際税務に関する研究体制等							東京税理士会 国際特別委員 会 仙台市多文 化共生センター での無料相談	名古屋税理士 会 未定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

提供手段	名称	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄	
6	国際税務に関する会員向け研修の実施	東京 「日本税務会計学会月次研究会」 ・事業承継に係る税制問題 ・平成31年度税制改正と最近の国際税務の状況 ・国内・国外民事債権・その現状と問題点～民法・相続法 ・滞航目的での適用の可能性への研究～について～国際協 力協定(JICA)プロジェクトを通じたわが国による国際支 援活動の成果として～ ・近時の移転価格税制の改正とその問題点 ・欧州人権条約と租税 基礎編 -イギリスを参照するも ・債務免除と源泉徴収事件を再考する	近畿 研修名称: 国際セミナー 内容: 諸外国の税制、 税務に関する研 修 大阪国税局国 際関係部による 研修	北海道 (名称)国際税務 研修会 (テーマ)①国際 税務その基礎から 実務対応まで、 コロナ禍で生じ た税務問題、海 外フロンティアバ ンクでの投資と税 務問題他 ②調査事例や相 談事例を基に国 際税務を学ぶが、各 研修会屋、アン ケート調査を実施 している。	名古屋 毎月発行 「Let's have a break!」(コラム 名称)	東海	北陸 毎月発行 「Let's have a break!」(コラム 名称)	中国 (名称)中国税理 士会Web研修「中 小企業の海外取 引における税務上 の留意事項につ いて～調査時に 問題となりやすい 項目を中心として ～」 (内容)元国際税 務専門官の委員 により中小企業で 出てくるような国 際税務の事項(法 人税、所得税、派 徴所得税、消費 税)についての講 義	四国	九州北部	南九州 会報誌、ウェブ ページ	沖縄 (名称)委員会向け 国際税務セミナー (内容)国際税務 に精通している税 理士を講師とし て、委員会向けに 国際税務の基礎的 な事項について研 修を行った(2019 年12月)。
7	会員への情報提供等	東京 ①「税理士の方 ②「資料:外国語ハンドブック」 ③「国際税務レポート」海外研修視察報告書、国際都 市税理士サミット、グローバル・タックス・サテライ ト、諸外国税務関係協議会等、国際部員視察レ ポート、AOTCA報告書、国際部コラム、国際税務 研究報告書	近畿 ウェブページ 「English」国際 的業務に関する 情報」「学術交 流会資料(釜山 地方税務士 会)」	名古屋 毎月発行 「Let's have a break!」(コラム 名称)	東海	北陸 毎月発行 「Let's have a break!」(コラム 名称)	中国	四国	九州北部	南九州 会報誌、ウェブ ページ	沖縄 報告書 沖浦税理士会 理事会報告書	
8	運営方法	東京 必要に応じて (法改正、税察 後等)掲載、国 際部委員(事務 局)等	近畿 (頻度)適時、交 流会資料は年 に1回 (担当者)国際 税務特別委員 会委員による持 ち回り (内容)ウェブ ページ内 ・国際部の活 動 ・外国語対応 税理士紹介制 度 ・情報収集・相 談窓口について ・書籍等、諸 機関HP ・セミナー情報 等 ・リンク集	名古屋 毎月発行 「Let's have a break!」(コラム 名称)	東海	北陸 毎月発行 「Let's have a break!」(コラム 名称)	中国	四国	九州北部	南九州 会報誌、ウェブ ページ	沖縄 報告書 沖浦税理士会 理事会報告書	

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

[資料1]

東京	東京地方	千葉県	関東信越	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
提供を行った テーマ、トピッ ク、タイトル等			・クレジットカード 利用金額所得控 除」 ・「クレジットカード を活用した緊急災 難支援金〜韓国 の場合〜(2021年 9月) ・国税庁「国際戦 略トータルプラン」 に基づく取組状況 の紹介(2021年 7月) ・その取引は、本 当に輸出取引で すか?(2021年9 月) ・「経済のデジタル 化に伴う課税上の 課題」に対する2つ の柱についての 合意(Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)」の 概要について (2021年11月) ・外国人米住者の 確定申告につい て注意点等(2022 年1月) ・居住者が国外企 業から受ける対価 に係る税務(2022 年3月) ・OECD諸国にお ける相続税制につ いて(2022年5 月) ・外国籍学生アル バイト等従業員に 対する源泉徴収 の免税(2022年7 月) ・移住特権制の インテックス(2022 年10月) ・海外勤務者の国 内における税務 (2022年12月) ・居住者(除く非永 住者)の確定申 告・非居住者の確 定申告(2023年1 月) ・(未定)(2023年 3月)		デジタル課税 外国人の源泉 所得税 各国の税制(ア メリカ・中国・韓 国等)	2022年2月号会 報誌に、2021年 11月19日開催 の意見交換会を 結果報告を掲 載。							AOTCA(V)会 議の開催状況 及び「国際金融 センターの実現 に向けた協力 依頼」について 情報提供した。

[資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
 ー国際部委員へのアンケートからー

1. COVID-19(新型コロナウイルス感染症)等を背景とするニューノーマル時代の国際交流のあり方について

1) コロナ禍により、対面での交流に制限が生じるなかでの、国際交流はどのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	COVID-19(新型コロナウイルス感染症)がある程度収束したことを受け、2022年12月にシンガポール視察を行った。海外との交流はオンラインでも可能ではあるが、多少の制約があっても、やはり現地を訪れ、対面での交流を深めることが重要だと感じた。
東京地方	対面以外のWEB開催などの方法も選択肢に入れるべき。
関東信越	新型コロナが加速させたIT技術そのものの進展と、それを使う側での受容度の高まりによって、非対面形式でのWEB会議の開催は違和感がほぼなくなっているのではないだろうか。国際交流を行うことによってメリットを感じられる場合には、新技術を活用して積極的に意見交換を行うことに賛成です。
近畿	対面交流に制限がある中でも、可能であれば感染防止措置を講じること等により対面型交流を行った方が望ましいと考える。国際交流の基礎となるのは、国をまたいだ個人と個人の交流であり、ビデオ会議等によっては、個人のつながりの深度や多くの新しい知古を得ることができないためである。ただし、定型的な会議においては、ビデオ会議等は効率もよく、有効であると考えます。
北海道	コロナ禍での対面での国際交流は難しいですが、ウェビナー等が定着しつつある現在、ネット等を利用した交流等を続けていくことが大切であると考えます。
東北	対面が望ましいと思うが、対面の交流の密度には至らずとも、ウェブで交流する意義はあると思う。
名古屋	対面のほうが意見交換はスムーズであるが、難しい場合はWEBによる交流の機会を維持すべきである。
東海	WEB等を活用して交流することも検討すべきである。
北陸	WEBを活用した交流を維持しつつ、対面での交流を増やしていければと思います。
中国	交流は途切れると再開するのは大変なため、web経由でもいいので続けておいた方がよいと思う。日本もウイズコロナに舵を切ったので来年度は対面での交流が再開できると思うしその前提で計画を立てた方がよいのではないかと。
四国	ハイブリッド形式の会議開催も参加の1つの選択肢としてはイイと思うが、やはり1年に一度はリアル会議を開催することがのぞましい
九州北部	基本的には相互訪問方式が望ましいが、コロナウイルスの拡散防止のためにはweb会議やビデオレターによる解説等を実施することが望ましい。
南九州	ここ数年のコロナ感染拡大を経て、日本ではウイズコロナの生活様式が浸透してきているが、感染が拡大した際には大規模な交流会等は制限や自粛の傾向となるため、対面での交流会(特に飲食を伴うもの)を予定するには直前での開催中止のリスクが想定される。また、各国政府(日本を含め)の水際対策にかかる条件やタイミング等も異なり予測しがたい。そのため、交流会の規模や目的等に合わせ、オンラインや対面、ハイブリット形式を柔軟に活用しながら計画する必要がある。
沖縄	税務の専門用語に対応できる通訳の確保などの課題はあるが、WEB会議での交流を推進する。 また、日税連と他国の税務専門団体の活動状況等について、それぞれ動画に収録して相互に交換し、日頃からそれぞれの活動状況等について情報交換を行い親睦を深める。

2) こうした状況の中で、貴会(における)が行う友好協定締結団体または他国の税務専門家団体等との交流方法、深度の深め方について

会名	意見・提案等
東京	コロナ禍前のように頻繁な海外視察を行うことは難しいと思うが、AOTCAが東京で開催されることを好機と捉え、来日予定の友好協定締結団体等と交流を深められるよう施策を講じていきたい。
東京地方	韓国中部地方税務士会との懇談会を隔年にて日本と韓国との相互訪問で行っていた。コロナ禍により、WEB開催を申し出たが、先方が訪韓を希望したため、延期となった。来年度以降は、訪韓見込み。 社団法人中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会とも、韓国中部地方税務士会との隔年で、日本と中華民国との隔年の相互訪問を行っていたが、コロナ禍で延期となっている。来年度以降は、訪台の見込み。
関東信越	現状、友好協定締結団体等はなく、特筆する交流はありません。令和2年10月に集計したアンケート結果からも新たに各種団体と協定等を結ぶことに対して、その意義を認めるとする会員は多くありません。仮に国際交流を実施する場合には、運営組織は常設する部を新設するのか、部の構成員をどうやって確保するのか、協定団体はどうやって見つけるのか等、課題は少なくはありません。
近畿	対面型交流を重視してこの2年間の交流を進めてきたが、コロナの感染状況のタイミングが他国の団体との状況と噛み合わず、対面型交流は実行できなかった。何とかビデオ会議で交流を行ったという程度である。 今後も、可能であれば、対面型交流を重視したい。
北海道	交流が1度途切れてしまうと再開することは難しいので、如何に定期的にネット等を利用して、直接話すことが重要であると考えます。直接対話することで相手国の方々の理解を深めることが大切であると考えます。
東北	以前はドイツの税理士会との交流があったが、現時点では特定の所掌機関で他国との交流は行っていない。 他国との交流については、目的を明確にし、単位会全体でそれを共有化することが重要ではないかと思う。 国際関係の分掌機関のみならず、他の部・委員会も、他国との交流や税務・会務についての情報共有により、得るものは大きいと思われる。
名古屋	この2年間はWEBによる意見交換会を実施してきたが、今年は、対面による交流ができそうなので(懇親会も含めて)相互の税制について議論できることを期待している。
東海	相互訪問は時間的にも費用的にも負担が大きいので、今後はWEB等を活用して交流していくことも検討していくべき。
北陸	中国・大連市注冊税務師協会との友好協定締結後、交流機会を数度持ったもののその後、コロナ禍等もあり実質的交流が停滞している。種々の制約はあるものの、少しずつ交流を復活させていければと思う。
中国	中国会は韓国大邱地方税務士会と友好協定を結んでいるが平成29年の対面を最後に交流が止まっていた。両方の会の会長が任期中に一度も交流がないのはよくないとして令和4年12月7日にそれぞれが会長に数名という小さな規模でweb経由の交流をもった。会って直接話すということができない現状、交流をするということではweb経由の交流を積極的に評価していいと私は考える。
四国	現在WEBでの交流が検討されているようである
九州北部	各国の税理士制度及び税制は国の政策によって左右されそれぞれが異なっており、それを理解することは少し難しいと思われる。 それゆえに時間を費やし他国の制度、税制を理解することが必要となる。他国の制度や税制に十分に耳を傾け長所や短所を見出して意見交換することが望ましい。
南九州	南九州会では、1995年の友好協定締結以来、韓国・大田地方税務士会とほぼ毎年相互訪問を行ってきたが、2019年は国際情勢を要因として交流事業が中止となり、2020年以降はコロナ感染拡大のために中止となっている。未だコロナ収束が見通せないことから、他会でのオンライン交流会を参考に当会でもオンラインを活用して交流を再開することが良いと考える。
沖縄	沖縄会は台北市記帳及報税代理業務人公會と友好協定を結んでいるが、2019年以降、交流事業が中断しているため、同会とのWEB会議での交流やメール等による連絡体制の構築など交流事業を再開したいと考えている。

2. 日税連の国際関係事業の今後の方向性について

1) AOTCAにおけるリーダーシップの発揮について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	日税連は設立当初からリーダー的存在として、初代会長をはじめ3人の会長を輩出し、AOTCAの活動を積極的に支援してきた。現在も事務総長や財務部長等に日税連の関係者が就任しているため、引き続きAOTCAの中心的存在を担うべきだと思う。
東京地方	AOTCAは、平成4年(1992年)税理士制度50周年記念事業の一環として日税連提唱により、アジア・オセアニア地域の国際的な税務専門家団体として提唱され、令和4年(2022年)30周年を迎えた。日税連は、財政的支援はもとより、事業活動の運営の中核を担い、その発展に多大な貢献を行ってきた。今回のバリ会議を経験して、AOTCAが大きく発展したことを実感した。令和5年は、東京開催となり、原点回帰とともに、新しい未来志向のAOTCAを期待する。また、ヨーロッパ、アメリカなども参画して、ワールドワイドな視点で世界の税務をリードしてほしい。
関東信越	アジア・オセアニア地域において民主的制度を導入・定着させて地域全体の経済発展を促進する観点から、日税連が果たす役割は大きいと思います。言葉の壁もあろうかと思いますが、積極的に発言していてもよいと思います。
近畿	日税連が設立時に果たした貢献は極めて大きく、その後の運営においても同様に貢献は大きく、AOTCA加盟国の多くも、その点を理解していると考え。国際税務についての国別比較やプロジェクト等を実施する際には、AOTCAの中心国としてのイニシアチブを引き続き保持しておくことは必要と考える。
北海道	AOTCAにおけるリーダーシップの発揮のためには、日税連のメンバーが積極的にに関わり、直接的に他国のメンバーと機会があるごとに対話を持ち、信頼性を得ることが大切であると考えます。
東北	リーダーシップは運営面と研究面に区分されるとされる。運営面では、毎年の研究発表については、テーマや準備、段取りをもっと早めに決定すべきと思う。それを決定するAOTCAの機関に対し、日税連国際部として意見を伝えたり提案したりする機会はあるのか。実質的にないのであれば、その機会や機会を設けるべきだと思う。研究面では、テーマにつき、私たちが関与する中小企業に今後直接関係するようなテーマがよいのではないかとと思う。
名古屋	AOTCAにおける日税連のリーダーシップの発揮について、外国語に堪能なメンバーの構成が必要と考える。また、特に今年AOTCAの総会が日本でされるため更なるメンバーの強化が必要であると考え。
東海	恒久的な本部を日本に常設すべきである。
北陸	経済的発展の著しいアジア・オセアニア地域においてAOTCAは、民間の税務専門家団体の重要な集まりであり、日税連は、リーダーシップを発揮していくべきだと思う。
中国	各国の税務当局が協調路線を進んでいる今、納税者を支える側も各国間の横のつながりをこれまで以上に強めることが必要と考える。AOTCAは日税連のイニシアチブで創設された組織であり今後も横のつながりができるようリーダーシップを発揮すべきと思う。
四国	AOTCAはすでに30年の歴史がある、専門家NGOとして、メンバー構成も非常に有益な組織体であると考え。ヨーロッパ、北米、アフリカの専門団体との国際連携もおこなわれており、またSGATARなどのアジア各国の課税当局にも認知されている点は重要である。 イニシアチブをとる以上、一定の資金負担やマンパワーの提供は必要となる。昨今の租税をとりまくグローバル環境を俯瞰すれば、“生みの親”として歴史のある国際的なNGO組織のイニシアチブを日税連がとっていくことは非常に重要であり、日税連のメンバーにもより広くこの組織を広報周知していくことも必要だと考える。
九州北部	AOTCAの国際会議の中での発表等は有意義であるが、我々は国際課税についての知識が不足していると思われる。日本国内においても、全国の会員が国際課税に対する知識を深め、興味を惹起させるためにAOTCAのテーマに匹敵するような内容の国内会議を連合会主導の基に連合会または各会で実施したほうがよいと思われる。
南九州	AOTCA発足国としての責任という点から、AOTCAにおけるリーダーシップは発揮し続けるべきであると考え。また、各国の国民性や性格等を理解し尊重したうえで、日本の謙虚で勤勉な性格を活かして、AOTCAの組織運営や活動のサポートの継続も必要である。
沖縄	日税連が中心となって、半年に1回程度、各国の税理士会の活動状況や各国の税制の動向などについて、WEB会議の開催もしくはAOTCAウェブサイト内への情報掲載を行い、AOTCAにおけるリーダーシップを発揮する。

2) 新興国への税理士制度の導入と普及の支援について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	日本の税理士制度は、諸外国に比べて成熟し、優れていると思う。ベトナムの税理士制度も日本の税理士制度を参考にしているものと思われる。今後もアジア諸国を中心として、指導的立場で支援をしていくべきである。
東京地方	日本国民の共有財産である税理士制度を、申告納税制度を含めて、新興国へ導入と普及の支援を行うべきであり、AOTCAとも情報を共有して支援の輪を広げるべきである。
関東信越	ISTAXでの講師を務めた後のアンケート結果やAOTCAウェビナーへの参加体験を参考にすると、日本の税理士制度や制度が国家財政に果たす役割を高く評価する意見が多くありました。税理士制度の理念をベースとして国々の個別の事情に合わせた制度設計と実施を促すことは、日税連が地域に貢献することのできる大きな役割であると思います。ISTAXやAOTCAの場で、引き続き情報発信を行っていくことが重要であると考えます。
近畿	新興国への税理士制度の導入と普及に支援については、現状よりも積極的に進めていいのではないかと考える。他国の制度の話を聞いていると、細かな点でかなり差があるという実感もあり、新興国に導入・普及できるかどうかは別として、制度への双方の理解がより深まると思う。
北海道	ISTAXや税務大学で研修を行うことは大変効果的であり、続けていくべきと考えます。しかしコロナ禍で受講者数が過去と比較すると減少していることが気になります。どのように参加を促しているのかわかりませんが、積極的に新興国へ参加を呼び掛けることが必要かもしれません。
東北	制度が機能するような国の体制が整備されているかどうかによって、税理士制度を推進すべきと思う。他方、税理士制度を適用して、国の体制を整備するという手法もあると思われる。各国の発展のプロセスはそれぞれだと思うが、日本の税理士制度適用による経済的発展、国の制度の整備への寄与へのプロセスが明確にできれば、新興国において日本の税理士制度を導入する意義があると思う。また、従前に実施した国税庁の実務研修やISTAXなどの成果が各国においてどれほどあるかを検証・測定し、その後の研修のあり方につなげていくことも必要と思われる。
名古屋	税理士制度の普及、支援に関係してやはり具体的対応方法を考え実施した方が良いと思う。今回担当した国税庁実務研修は非常に有意義であり今後も積極的に進めるべきであると考えます。
東海	友好協定は専ら韓国税理士会がほとんどであるが、今後は新興国の税理士会と友好協定を締結していくべき。
北陸	新興国の経済発展のためには公正な税制が必要不可欠であり、税制の適切な執行のためには納税者の協力、コンプライアンスの向上が重要であり、税理士のような税務専門家が必要となると考えられる。日本の税理士制度の沿革と実情を積極的に紹介することには意義があると思う。
中国	申告納税制度を支える存在としての我が国の税理士制度は誇るべきものと考えるので、現状と同様日本に研修に来た外国の税務職員へ日本の税理士制度を紹介するとともに、さらに税理士制度を自国に導入した場合どのようになるのかを考える機会があればよいと思う。
四国	従来通り、ターゲットをしぼって制度普及の情報発信は続けていくべき。財務省の中央アジアコーカサスセミナーへの動員要請(セミナー期間中の1枠の講義出講要請)がここ最近なくなったので、復活すべく関係当局に働きを行うべきと考える。
九州北部	各国の税理士制度は各国の実情に沿った制度が望ましく、我が国の税理士制度は簡単な内容説明程度でよいと考える。仮に各国からの支援の要請があった場合にはその国の実情を理解したうえでそれに沿った制度の導入を検討すべきであり時間がかかるものと思われる。
南九州	日本の税理士制度は申告納税制度のもとに成り立っており、申告納税制度が機能するためには国民の民主的な思想が不可欠である。税理士制度を導入している新興国において日本の様な税理士制度を普及するためには、民主的な思想を育むことに時間を要する事から、現在の支援活動を長期的な視点で継続すべきである。また、税理士制度を形式的に導入するのではなく、税理士の使命や責任、社会的地位までも普及・定着できるような支援が必要であると考えます。
沖縄	新興国の税理士制度担当部局へ日税連役員を派遣して日本の税理士制度について詳細な説明を行うほか、相手国の担当者を日税連に招いて税理士制度の研修を行うなど、新興国への税理士制度の導入と普及を支援する。

3) 在住外国人への税務面での支援体制の構築について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	東京会では現在、ホームページ上において外国人向け「東京税理士会紹介英文パンフレット」及び「外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度」の冊子を英語、中国語、韓国語で公開している。 今後は在住外国人向けの税務相談を受ける支援センターの設置を検討する必要があると思う。
東京地方	各単位会、各支部でも在外外国人の税務支援ができるように、日税連が主導すべきである。
関東信越	在日外国人が最も身近に感じるのが市区町村の役場ではないでしょうか。税理士会単独では、在住外国人との接点そのものを持つことが困難であることから、税務面等での支援については行政や、弁護士会・司法書士会等とも協同しながら、ワンストップで在住外国人の問題解決に対応することが現実的な手段であると考えます。
近畿	近畿会では、以前から存在していた制度の改良により、現在の「外国語対応税理士紹介制度」ができあがった。税務に悩みのある外国人に対して、税理士を紹介する仕組みである。外国人からの質問に直接回答する仕組みはないが、その必要性が高まれば、対応していきたい。
北海道	日頃から外国人の方々や接していると、欧米諸国の在日外国人の方々には、自分で確定申告をする意識が高いと考えます。現在、国税庁HPで「You can create a Final Tax Return at home!」と題して、e-Taxの利用方法が英語で紹介されています。しかし将来は、所得税電子申告e-Taxが日本語と英語の切り替えができ、より分かり易く利用しやすいものになることを期待します。 国税庁HPに英語等の多言語の案内や申請書・届出書等が多く作られて掲載されていることは、外国人にとって、とても良いと考えます。これからも多くの資料が訳されていくことが支援していくことにつながると考えます。
東北	日税連として、各単位会で外国人向けの税務支援に対応できるよう、単位会における独立した所掌機関の設置を決定していく必要があると思われる。 その所掌機関において、外国語に対応できる人材や国際税務に精通している人材を発掘し、対応できる受け皿を設けることが必要と思われる。 また、日税連国際部のネットワークを活用し、単位会に対する支援体制を検討することも可能と思われる。
名古屋	名古屋会は確申期に外国人向け税務セミナー&相談会を実施している。 また、外国人留学生・教職員のためのオンラインセミナーも開催している。
東海	外国人のための確定申告相談会を積極的に開催していくべき。そのためには相談員を要請するための研修を開催すると良い。
北陸	在住外国人への税務支援も一般の税務支援同様、税理士会が取り組むべきものと考えられる。北陸会では、まだそのような取組みをしていないが、今後の検討課題であろう。
中国	税務支援の一環として在住外国人への税務面での支援は、税理士会が行う税務支援の一環として取り組むべき活動だと考える。中国会は現在対応していないが、他会では確定申告時期に外国人への無料相談を行っている例もあり、中国会も確定申告時期の無料相談ニーズを調べるところから始める必要があると思う。
四国	四国会のような小さな単位会の場合はマンパワーの問題やニーズの発掘が難しいと考える。
九州北部	税理士会に国際課税(特に非居住者に対する課税)の申告相談等の窓口を設置して広報することが望ましく、そのためには人材の育成と費用負担が必要となる。
南九州	国税庁のホームページで提供されている英語の情報は日本語の情報よりも圧倒的に情報量が少ないため、在住外国人にとって税務面での情報の取得が極めて困難であり、税理士による支援は在住外国人に求められていると推察できる。現在金融庁主導で外国語対応可能税理士の一覧を公表しているが、日税連や各税理士会のホームページでも同様に公表すると良いと考える。また、AOTCA情報共有プロジェクトで公表している日本の税制についての英語レポート等を日税連のホームページに掲載することも一案である。 各会の税務支援については、支援体制にばらつきがあるのが現状であり、地域によっては外国人に対応可能な税理士や支援の需要自体もばらつきがあると考える。南九州会においては、外国人に対する支援の需要の有無と、外国人に対応可能な税理士を把握する事が先決であると考えます。
沖縄	在日大使館や領事館等を介し、その当事国の在日外国人へ日税連の税務面での支援体制について積極的に広報する。特に、所得税の確定申告期間中は効果があると思う。

4) 税理士会員の国際関係事業の支援体制の構築について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	税理士会では関与先からの国際税務に関する相談に対しの確にアドバイスができる会員が少ないのが現状である。今後は一人でも多くの会員が国際税務の相談に対応できるよう、国際税務に関する研修会を企画・開催することが重要である。
東京地方	世界の共通語にもなる英語そして英会話の研修につき、国際部と研修部の連携で、実務研修会を年間スケジュールでリアルとWEBで開催すべきである。税理士の需要、必要と感じている会員が多いと思料し、また、ワールドワイドな視点が必要な点で貢献できると考える。
関東信越	令和2年10月に集計したアンケート結果では、国際税務にかかわったことがある会員が4割であり、日常的な業務の一部ではないことが判りました。また、国際税務に対応している事務所でも、課税リスクの観点から、大手コンサルファームと協業しているとのことから、関東信越会に関しては単独で支援常設機関を設置するには予算の面からも現実的ではなく、例えば、日税連で単発でも相談に乗っていただけのような制度があれば、会員のためにもなると考えます。
近畿	国際関係業務は多岐に渡ると考えるが、細かな各業務の支援体制を構築するのは、大変だと思います。国際関係の経済機関、各国の大使館・領事館との定期的なコミュニケーションにより、税理士会会員が必要な時に、各関係機関と連絡・利用等のコミュニケーションをとれるように整えるのが、効果的なアプローチだと考えます。
北海道	会員に国際税務に関する情報提供を適時行ったり、難しい案件などでは相談室があることを周知し、利用してもらうことが大切であると考えます。そのために税理士会内外での情報交換等が必要であると考えます。
東北	上記同様、各単位会での独立した所掌機関の設置と、日税連国際部との連携により、国際関係業務の支援が可能になると思われる。
名古屋	やはりその国の状況を知るために単位会ごとでもよいので、JETRO等との交流も効果的だと考える。
東海	東海会にはないが、国際関係業務の所掌を設けて税理士会員を支援するべきである。
北陸	地方の中小企業においても国際関係税務は珍しいものではなくってきている。税理士会として会員が抱える国際関係税務についての相談に随時対応できる体制が望ましいと考えられる。しかし、国際関係税務は、専門性、個別性が強く簡単に適切な回答を導けるものではないと思われ、税理士会における相談対応については、国際関係税務に関する幅広い経験と知識のある人材が必要であろうが、会によっては人材をみつけるのが難しいところもあるのではないだろうか。
中国	中小企業でも国際税務が関わる場面が増えてきている。まずは国内の感覚だけでは間違いを起こすようなことがあるということを認識してもらうために幅広い会員を対象とした研修を充実させることが一番だと思う。それについては中国会も今年度からWebで国際税務の研修の配信を始めている。とはいえ専門性が高い分野なので何か事案が発生したら詳しい人に相談できる体制をつくっておくことが必要で、中国会においては当面は会員相談室で国際税務の相談にのってくれるということを会員に周知しその利用状況をみて体制を拡充すべきかを判断するのがよいと思う。
四国	まずは研修事業の中に、国際関係のテーマを積極的にとり入れていくことが肝要と考える。
九州北部	各税理士の知識及び英語の能力が不足しているのが現状である。各税理士会において国際課税に対する知識を深め、興味を惹起させるためには前述したようなAOTCAのテーマに匹敵するような内容の国内会議を数多く実施したほうがよいと思われる。
南九州	これまで特定の税理士会において国際関係業務についての研修会等が定期的実施されており、それらの研修会に他会からも参加できたり、研修資料や動画の共有をいただけるような支援体制を希望する。
沖縄	現在、税理士会員の国際関係業務への理解度が必ずしも十分とは言えないため、日税連役員が各税理士会理事会等に参加し各税理士会における国際関係業務の支援体制を構築するよう積極的な働きかけを行う。特に、2023年にAOTCA東京会議が開催されるため、早急な働きかけを行うべきである。

5) 国際税務研究の充実と関連機関との連携について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	日税連の国際税務情報研究会は、毎年各国の税制視察を実施し、報告書を発行している。今後は報告書に加え、日税連国際部委員と交流を密にして、研修会や勉強会の機会を設けていただきたい。
東京地方	公益財団法人日本税務研究センター(日税研)は、AOTCAの発足メンバーであり、日本で最大の税に関する民間シンクタンクを担っている。また税の未来は、日税研からの使命を自負しているため、より連携すべきである。一般社団法人日税連データベース(タインズ)は、税理士及び税務研究者等に対し、高度情報技術を利用して、税法に係る判決等の情報の提供等を担っており、日税連は日税研とタインズとのより密接な連携の必要がある。
関東信越	国際税務情報研究会や国税当局との意見交換会・勉強会を通じた交流を一層促進すべきと考えます。
近畿	国際税務研究の充実は当然必要だと考える。日税連国際税務情報研究会がその部分を中心的に担っていると理解しているが、関連機関との連携を現状でどう行っているか私は理解していないため、コメントを控えます。
北海道	国際税務研究の結果を、必要とされる会員の皆さんに情報提供できるように、もっと働きかけなければならないと考えます。
東北	国際税務情報研究会における研究以外にも、各単位会での研究がなされていると思われる。まずは、日税連国際部にて、それらの情報を収集し、各単位会に提供してもよいのではないかとと思う。
名古屋	国際税務研究については、あまり考えなかったが、最近では中小企業においても海外関連会社を設立する事例があり、税理士会員にも国際税務を研修できる機会が多くなれば良いと思う。
東海	国際税務研究所と単位会の研究機関との交流を図っていくべきである。
中国	現在の連携はそのまま維持した上で、現状行われている国際税務研究の成果を会員に確実に伝わるようにするため、常設の場所であるTAINSの「国際税務情報」エリアを有効に活用しその場所の認知度を上げることで各コンテンツが必要な人に有効に活用されるようになればいいと思う。
四国	発足当初から双方に籍を置く立場から申し上げると、ここ最近では役割分担がしっかりしてきたと考える。是非、1年に1回でもいいから、国際部と国際税務情報研究会の合同会議をオンラインではなくリアル会議で開催して双方の意見交換をおこなうことがのぞましい。
九州北部	国際税務研究者による税務大学校等での短期研修を実施し知識を習得することが望ましい。
南九州	合同の勉強会や意見交換会など、情報共有の場があると良いと考える。
沖縄	国際税務関連の税制等の動向について、日頃から財務省主税局や国税庁国際課税部局との意見交換の機会を設け、収集した情報等を国際税務研究の充実に活用するほか、国際課税制度について収集した情報を税理士会員に提供する体制を構築すべきである。

3. AOTCAバリ会議(2022年)に参加しての印象等

会名	意見・提案等
東京	AOTCAバリ会議は、久しぶりの開催となったため、大変盛り上がった。特に「災害課税/パンデミックを超えた税の進化」セッションは時宜を捉えた非常に興味深いテーマであった。 社交行事のガラ・ディナーでは、終始フレンドリーな雰囲気でも多数の参加者と交流を深めることができた。
東京地方	セッションは、英語で、翻訳機の不具合があったが、アカデミックな内容で、世界の税務の明日を担う内容であった。日本も英会話を充実させる必要があると感じた。国際部がリードして、英会話研修をWEBで研修部と連携して普及を充実させたい。バリの皆様のおもてなしがすばらしく、民族衣装、踊りの段取り、また、最先端のデジタル映像等、未来を先取りしたものであった。ガラディナーに備えて、連夜の合唱の練習のためのもので、本番は、会場が一体となり、成果が発揮できたと思う。
関東信越	セッションのテーマは大きなものになりやすく、我々税理士が身近に感じるようなものではないことから、中小企業を対象とした税務がテーマになってよいと思います。社交行事や全体の印象等について、非常にホスピタリティにあふれたものであり、次回の東京開催についても、引き続き雰囲気の良いものにしたいと強く感じました。
近畿	3年ぶりの開催で、全体の参加者数も今までの中でも最大級となり、盛り上がった大会だったと思います。特にガラ・パーティーでの各国参加者の交流は活発で、次回東京大会でも同様の盛り上がりを目指したいです。 日税連メンバー間の距離も、バリ会議への参加でグッと縮まったと感じられた参加者も多いのではないのでしょうか？ガラ・パーティー向けの歌の練習等、いい思い出になりました。
北海道	今のアジア・オセアニアの国々の税制や動向等を知ることが出来る良い機会であると思いました。また、限られた時間の中で、各パネリストが上手にまとめ上げていると感じました。 会議でのインドネシアの進行方法が、私のインドネシアのイメージと異なり、とても印象に残りました。
東北	今回、日税連国際部のスピーカーとしてプレゼンをさせていただき、多くの皆さんの支援に感謝申し上げます。その上でスピーカーとして感じたことを述べたい。セッション5の前にコーヒープレイクが30分予定されていたが、時間が押している訳ではなかったのに、休憩時間が省略され、セッション5の開始が30分早められてしまった。スピーカーとして、プレゼンの内容については直前まで万全の準備をしておき、その30分休憩の際に、本番スタンバイのために数分席を外したが、急にセッションを開始することになり、スピーカー不在という印象を与えられてしまい、非常に残念だった。 研究発表が長時間にわたることで、聴講者の集中力が途切れたり会場からいなくなる事態を避けるためにコーヒープレイクの時間を省略したのであれば、セッション数や時間、内容、スケジュールを再考すべきと思う。
名古屋	今回初めての参加であったが、タックスカンファレンスの発表等国際会議のすばらしさを実感できた。 また、ガラディナーも言葉の壁はあるものの、同じ税務関連の仕事をしている人同士の交流は大変良かった。
東海	今回のパフォーマンスは練習の成果が出てよかった。また法被も良かった。
北陸	セッションは、スムーズに進められたと思う。
中国	AOTCAのタックスカンファレンスは初めての参加だった。BEPS2.0対応を始め盛りだくさんの内容で各国からの発表は口頭での発表も資料も充実していた。会場とWeb配信とハイブリッド形式で開催されたのだが、会場に600名を超える人が来ており、参加者の年齢が若く、女性が多いのに驚いた。日本での税理士の集まりとはかなり雰囲気が違っていた。 ガラディナーで各国との交流をもったが、インドネシア、ベトナム、フィリピンの女性の活躍が目立った。日本チームも2曲日本の曲を日本語で歌ったのだが、インドネシア第二の国歌ともいわれているらしい五輪真弓の「心の友」をうたったとき客席から日本語の歌声が聞こえてきたのには感動した。 次回以降もハイブリッド形式を維持し、タックスカンファレンスに参加したい人が参加できる体制をつくって欲しい。 私自身コロナ禍もあり4年振りの海外であったが、日本国内と違いコロナ禍であることをあまり意識することがなかった。日本(と中国)以外はアフターコロナになっていることを実感した。
四国	2011年のバリ会議に参加した時に比べ、規模も非常に大きくなり、またコロナで3年ぶりの開催となった(2年づけて開催は延期)が、インドネシア税理士会の事前の準備や運営には非常にすばらしいものを感じた。インターネット技術を駆使したWEB参加もあるハイブリッド国際会議となった点は、将来の会議開催へのいいお手本になったのではないだろうか？
九州北部	発言内容の翻訳(通訳)体制を充実してもらいたい。 ガラディナーなどの交流会は非常に楽しく良かったと思う。人的交流のためのFREE TIMEを多くしたほうが良い。
南九州	AOTCAカンファレンスへの参加は初めての経験であり、大変有意義な会議であった。多くのセッションテーマが最新の国際税務トピックであったため、実務からかけ離れた内容ではあったものの、とても興味深く勉強になった。社交行事については各国の税務専門家や友好協定先の代表者と交流でき、国際部委員としての役目を果たせたと思う。ただ、各国の交流を深めるための次のような工夫があると更に良いと考える。例えば、ガラパーティーのテーブルを国ごとにせず、ランダムに席を配置(もしくは立食)したり、最終日のエクスカージョンでも各国の交流ができるようなグループ分けなど。全体の印象としては、カンファレンスの学術的な側面とガラパーティーでの友好的な側面がバランスの良い会議だったと感じた。
沖縄	各セッションごとにテーマが設定され、スピーカーがテーマに沿って各国の税制等の最新情報を発表しており、グローバルな視点で税制の動向を把握することができ非常に有益であった。 同時通訳がしばしば中断することがあり、税務の国際会議における専門用語に対応できる通訳の確保が大きな課題であると感じた。また、特定のWi-Fiにアクセスが集中してライブ中継がしばしば中断することがあり、良好なWi-Fi環境の確保も大きな課題であると感じた。 ガラでは各国の民族衣装や独自の芸能が披露され、各国会員の親睦を深めることができた。特に、日本の法被については、日本独自の文化と美意識が各国会員の大きな関心を集めており、2023年東京大会においても大いに参考になると思う。

4. 日税連への要望について

会名	意見・提案等
東京	AOTCAの国際会議については、日税連の国際部委員だけでなく、各単位会の国際関係の委員等若干名を参加させてほしい。
東京地方	世界の共通語にもなる英語そして英会話の研修につき、国際部と研修部の連携で、実務研修会を年間スケジュールでリアルとWEBで開催すべきである。税理士の需要、必要と感じている会員が多いと思料し、また、ワールドワイドな視点が必要な点で貢献できると考える。
千葉県	英語表記の公文書を作成できる者がおらず、苦慮しているところ。日税連のご協力をお願いします。
関東信越	地元の税理士会をみても、「国際」ということが一般会員にはそもそも「遠い国の話」であることから、日税連が国際交流事業を行うことのメリットが一般会員には伝えきれていないような気がします。例えば、「3)在住外国人への税務面での支援体制の構築」を単会や地元税理士会で行うようになれば「国際交流事業」を身近に感じられるようになると思います。
近畿	アジア地域でAOTCAに加盟していない国の加盟推進をお願いいたします。国際部会でもお話しましたが、タイがAOTCAから脱退したことで、地域会での交流活動推進も難しくなっていると感じています。タイで約300人の従業員を雇っている会計事務所主催者と話すことができましたので、AOTCA脱退のいきさつ等を調べていただくようお願いしました。
北海道	全国で国際税務研修を行っている講師名簿を、日税連で作成していただきたいです。
東北	上記でも言及しましたが、国際税務に関する税理士会員や納税者への支援については、各単位会が実働できる体制を構築すべきと思われる。そのための組織については、日税連主導で決定しなければならないと考える。税理士業務ができる他土業や関連業種が受け皿となって、国際税務を職域に取り込む前に、日税連として方策を考える必要があると思う。
名古屋	単位会の税理士会員に国際交流事業の重要性を周知させるため、日税連主導で我々国際部員が全国の税理士会員に情報提供できる仕組みを考えてほしい。
東海	AOTCA会議の出席は、国際部員全員の出席が望ましい。会議に出席しないと理解できないことが多いから。
中国	ともに飲食をする中での「交流」主体からその交流を通じてつちかっただ人間関係を活かした税務面での交流を上げ、さらには国際貢献的な活動を増やしていけたらいいと思う。AOTCA東京で例年よりはかなり多くの税理士が国際交流の場に出てくることになるが単なる飲食にとどまらない内容をつくれないうものだろうか。
四国	各単位会が独自におこなってる国際関連事業の情報窓口になるようになってもらいたい。 国際部会などで、参加部員に、「国際関連事業」がある場合は、日税連国際部に「CC情報をあわせて連絡してもらおうにする」、「WEBリンク情報を教えてもらう」、あるいは「日税連WEBのどこかにそういう場所を設けて、そういう場合にはかかるリンクをアップしてもらおう」ようなことができるようになることが必要だと思う。 現在のTAINSではアップしきれないような税理士会内部の情報格納スペースがあればいいと思うのですが。 例えば、まずここを見ればどの単位会がどんな行事をおこなったかのリンクが一覧に表示されている、みたいなイメージです。
九州北部	各会が国際交流を行う場合の人材及び資金援助があれば会の活動が活発になるものと思われる。
南九州	オンラインを積極的に活用した新たな国際交流事業や既存の活動を改善するなどの検討をすると良いと考える。
沖縄	上記にも記載したが、各税理士会員においては、AOTCAはじめ国際交流事業への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあるので、日税連役員が各税理士会役員会に出席し、国際交流事業の重要性について説明する機会があったほうがいいのではないかと思う。

5. その他

会名	意見・提案等
東京地方	社団法人中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会とも、正式な協定は行っていないが、日本と中華民国との隔年の相互訪問を行っていたが、コロナ禍で延期となっている。来年度以降は、訪台の見込み。
東北	これまで3回ほど、ドイツの税理士会と交流していたが、現在は、他国の税務専門家組織と交流してはいない。
名古屋	① 2023年10月10日から10月15日までのミュンヘン税理士会訪問団の来日予定がある。 ② 2023年10月13日の日税連公開研究討論会へのミュンヘン税理士会の参加要請をしている。
中国	上述したが、令和4年12月7日に韓国大邱地方税務士会と5年振りの交流をもった。両方の会長挨拶から始まり、日本からは韓国のデジタルインボイス制度について質問をし説明を受けた。韓国からは日本のふるさと納税制度に似たふるさと貢献制度が令和5年から導入されるにあたり、日本の制度について質問があり回答をした。両会とも令和5年に会長が替わるのだが今後も新しい会長の元で交流をすることをお互いが望んで交流を終えた。

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6 設立総会(於・東京)

変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27、2012/10/18、2014/10/23、2016/10/6、
2018/7/5、2021/6/8

第1章 総 則

第1条 (名称)

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(略称AOTCA)と称する(以下本協会という)。

第2条 (目的)

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (2) 税務及び経済に関する情報並びに経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
- (4) 国際組織、特に I.F.A. (国際税務協会) 及び C.F.E. (ヨーロッパ税務連合) との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第4条 (事務局等)

1. 本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日

本税理士会連合会内に置く。

2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
3. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

第5条 (加盟団体)

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、加盟を申請する団体と同じ国又は地域に既加盟団体がある場合は全ての既加盟団体の意見を考慮した後に総会で加入が認められた団体とする。

- 1 A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承

認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。

- (1) Affiliate members アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体
- (2) Candidate members アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体
- (3) Official members アジア・オセアニア地域に

おけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府との関係又はその他の政府機関との関係のため原則的には独立した民間の職業専門家団体ではない団体

2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により加入申請を行うものとする。
3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について全ての当該団体の推薦を受けていることを証する書面
 - (2) その他会長が必要と認めたもの
4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の10月末日までに届出るものとする。ただし、退会は翌年の1月1日から発効する。
5. 総会は、以下の場合、4分の3の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができる。
 - (1) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後3月を超えても改善が見られないとき
 - (2) 本条第1項が規定する加盟団体としての資格がなくなったとき

第2章 役員及び会務

第6条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理 会長の属する団体以外の団体に属する者

副会長 会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外(第7条第3項に規定す

る)の加盟団体により推薦された者

事務総長

財務担当役員

監事(2名) 2名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、かつ、会長又は事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

第7条 (役員の選任)

1. 副会長を除く役員は、2012年及びそれ以降に開催する総会において、2年に1度正規(ordinary)加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。ただし、事務総長は、その加盟団体により雇用されているprofessional officerである場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。
2. 会長代理は、会長が選任された総会の次の(2回目の)総会において、当該者が辞退した場合又は総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期の会長予定者に選任されたものとする。
3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。

ただし、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。
4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
 - ・ 会長の場合、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
 - ・ 会長代理の場合、次回役員会で選任する。
 - ・ 事務総長及び財務担当役員の場合、会長が事務総長及び財務担当役員を指名し、指名

された事務総長及び財務担当役員の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。ただし、当該役員会の承認を得た場合は、当該在任期間とする。

- ・ 副会長の場合、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。
 - ・ 監事の場合、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、それまでの間、当該監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。
5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

第 8 条 （会長、会長代理、副会長）

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

第 9 条 （事務総長）

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

第 10 条 （財務担当役員）

財務担当役員は、本協会の資金及び財産の管理、本協会の会計及び会長が命じるその他の財務に関する事項を掌理する。

第 11 条 （監事）

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

第 12 条 （役員任期）

1. 副会長を除く役員の任期は、新たに役員が選任された総会の終了時に満了する。役員の再

任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。ただし、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。

2. 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の在任期間と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第 13 条 （役員退任）

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

第 14 条 （会務の執行）

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

第 15 条 （役員会）

1. 役員会は、会長、会長代理、事務総長、財務担当役員及び副会長数名をもって構成する。当該副会長は、前事業年度に本協会に 5,000 米ドル以上の運営助成金を寄付した正規 (ordinary)加盟団体が推薦する者とする。また、総会において無記名投票で過半数(候補者を除く)を得た者 2 名とする。
2. 役員会は、次の事項を決定する。
 - ・ 総会に提出すべき議案
 - ・ この規約において役員会の議を要するものとされている事項
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項
3. この規約の別段の規定にかかわらず、役員会が緊急事態対応に関する審議事項を取扱うにあたりその行為が前項に定める役員会の権限を越えるおそれがあるときは、役員に審議事項を役員会開催日の 48 時間前までに通知したうえで、役員会構成員の 4 分の 3 以上の多

数が本協会の利益に資するものと認めた場合に限り、役員会に当該行為を行う権限が付与されるものとする。ただし、当該行為は本規約の主旨に反するものであってはならない。当該行為は議事録に記録され、3 業務日以内に加盟団体に報告されなければならない。

4. 加盟団体は、二以上の加盟団体の賛同がある場合、前項の規定による役員会の行為を審議するため前項に定める議事録の受理後 7 業務日以内に第 29 条第 4 項による総会の開催を請求することができる。事務総長は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、総会開催の 14 日前までに加盟団体に総会招集を通知しなければならない。この通知は総会開催請求の受理後 3 業務日以内に行われなければならない。加盟団体は、当該総会において役員会の行為を否決することができる。当該行為は否決までの間は効力を有するが、否決以降はこれを継続することはできない。

第 16 条 （役員会の運営）

1. 役員会は、会長が招集し、過半数の構成員が直接又は電子的方法を用いて出席しなければ会議を開くことができない。
2. 役員会の議長は会長が当たり、会長は決定票（キャスティングボート）を持つ。
3. 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会の構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、正規に開催された会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。ただし、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合に限る。また、書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡又はファクシミリに

より事務局に提出されるものとする。

5. 役員会は、1 年に 4 回開催することとする。うち 2 回の役員会は、役員が直接出席するものとする。

第 17 条 （役員の出張旅費等）

役員の報酬は、これを支給しない。また、役員の総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体又は関係役員が負担するものとする。

第 3 章 専門委員会

第 18 条 （設置）

専門委員会を設置する。専門委員会は、運営委員会及び専門委員をもって構成する。専門委員 (Technical Advisors) は各加盟団体から任命された者とする。

第 19 条 （構成及び任期）

専門委員会に委員長及び 2 名の副委員長を置く。委員長及び 2 名の副委員長は運営委員会を構成し、2 名以内の者を運営委員会委員に任命することができる。運営委員会委員の任期は、第 7 条第 1 項の規定を適用する。

第 20 条 （機能）

専門委員会は、アジア・オセアニア及び他の地域の税務専門家に影響を及ぼす国際税務の関係法令、規則及びコンプライアンスに関する事項を取り扱う。専門委員会は、意見書を作成し、必要に応じて、独自に、または C F E あるいは他の地域の税務専門家組織と共同して意見書を取りまとめ、加盟団体に公開し、関係税務当局、国際機関または関係者に提出する。

第 21 条 （ワークプログラム）

運営委員会は、検討を要する課題及び専門委員会から提示された課題を決定し、また、特定の課題及びテーマについて調査、検討するためのワーキンググループを設置し、各ワーキンググループに対し担当の研究作業を命じ、ワーキンググループがとりまとめた意見書を承認することができる。

第 22 条 （委員長・副委員長の欠員）

委員長または副委員長に欠員が生じたときは、役員会は、委員長または副委員長を任命することができる。

第 23 条 （専門委員の推薦）

各加盟団体は、それぞれ 2 名以内の専門委員を推薦することができ、専門委員は、運営委員会が設置するワーキンググループの委員または座長となることができる。

第 24 条 （会議の開催）

専門委員会は、定時総会の開催時に会議を開催する。

第 4 章 顧問及び名誉顧問

第 25 条 （顧問）

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任したことのある者並びに税務の研究又は実務の専門家の中から顧問を委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。
3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
4. 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任

期と同一とする。

5. 第 13 条の規定は、顧問について準用する。

第 26 条 （名誉顧問）

1. 会長又はその後任者（incoming president）は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者若しくは退任者を名誉顧問（顧問を除く。）に委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
5. 第 13 条の規定は、名誉顧問について準用する。

第 27 条 （顧問、名誉顧問の出張旅費等）

第 17 条の規定は、顧問及び名誉顧問について準用する。

第 5 章 総 会

第 28 条 （構成）

1. 総会は、全ての加盟団体によって構成され、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員のうちから、3 人以内の者を、本協会の総会に当該団体の代表者として任命し出席させることができる。

第 29 条 （招集）

1. 会長は、1 年に 1 回定時総会を招集するほか、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
2. 会長は、3 分の 1 を超える加盟団体の求めが

あるときには、臨時総会を招集する。

3. 総会の招集は、総会日の2月前までにその日時、場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。
4. 総会の開催場所は、一か所の招集場所に限らず、通信技術を利用して総会に出席できる複数の遠隔地も認めるものとする。加盟団体の長またはその委任を受けた者が協会が備えた通信技術を利用して総会に出席した場合には、これを正規出席者として扱い定数に含めるものとする。

第30条 (議決権)

1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ1票の議決権を有する。第2項の規定を除き、他のいかなる個人又は団体も議決権を行使することはできない。第28条第2項により任命された者は、本協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
2. 総会の議長は、会長が当たる。会長は、決定票(キャスティングボート)を投ずることができるが、一加盟団体を代表していない場合は、審議権(deliberative vote)を有することはできない。
3. 総会に出席する加盟団体の代表者による議決票は、総会出席が物理的なものか通信技術を紹介するものかにかかわらず等しく取扱われる。

第31条 (議決の要件)

1. 総会の決議は、過半数(more than one-half)の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数(majority)で決する。
2. 総会において、この規約の変更につき議決す

る場合は、前項の規定にかかわらず、過半数の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の3分の2以上の多数をもって決する。

3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

第32条 (委任による議決権の行使)

総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

第33条 (総会で決定すべき事項)

総会は、次の事項を決定する。

- ・ 本規約において総会の議を要するとされている事項
- ・ 次回定時総会の日程及び開催国
- ・ 本規約の変更
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

第34条 (議事録)

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席構成員2人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

第 6 章 入会金及び会費

第 35 条 (入会金)

加盟団体は、入会金として 1,000 米ドルを加入時に納入する。

会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して、500 米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

第 36 条 (年会費)

加盟団体は、基本会費として一事業年度につき 1,000 米ドルをその年の 2 月末日までに納入する。ただし、年度の途中で加入した団体は、加入時に納入する。

さらに、会員数が 1,000～5,000 人の団体は、加算会費として 1,000 米ドルを、会員数が 5,000 人超の団体は加算会費として 2,000 米ドルを納入する。

会員構成においてタックスコンサルタントが中心でない加盟団体については、加盟団体の規模をタックスコンサルタントの会員数をもって、その規模とする。

第 37 条 (事業年度)

本協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 38 条 (経費)

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 39 条 (監査報告)

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

第 7 章 雑 則

第 40 条 (公式言語)

本協会の公式言語は英語とする。ただし、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

[資料 4]

AOTCA加盟団体一覧

国・地域	AOTCA加盟団体		設立年	AOTCA 加盟年	HPアドレス
オーストラリア	オーストラリア租税協会	The Tax Institute, Australia	1943	1992	http://www.taxinstitute.com.au/
	オーストラリア全国会計士会	Institute of Public Accountants, Australia	1923	2005	http://www.publicaccountants.org.au/
中国	中国注册税务师協会	Chinese Certified Tax Agents Association	1995	2004	http://www.cctaa.cn/ (*)
香港	香港会計師公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	1973	1992	http://www.hkicpa.org.hk/en/
	香港税務学会	Taxation Institute of Hong Kong	1972	1994	http://www.tihk.org.hk/
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	1964	2001	https://ikpi.or.id/
日本	日本税理士会連合会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations	1942	1992	http://www.nichizeiren.or.jp/eng/
	公益財団法人 日本税務研究センター	Japan Tax Research Institute	1984	1994	http://www.jtri.or.jp/ (*)
韓国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants	1962	1992	http://www.kacpta.or.kr/
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia	1991	1992	https://www.ctim.org.my/
	ベカス・ペガワイ・ハシル	Bekas Pegawai HASIL	—	2012	—
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Association of Certified Tax Consultants	2004	2002 (**)	http://www.cpta.mn/ (*)
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	—	1992	—
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	1981	1992	http://www.tmap.org.ph/
シンガポール	シンガポール税理士会	Singapore Chartered Tax Professionals Limited	2010	2012	http://www.sctp.org.sg/
台湾	中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会(***)	Tax-Accountancy Association Union, Chinese Taipei	1988	1992	http://www.taauroc.org.tw/ (*)
	中華台北記帳士公会全国連合会(***)	Chinese Taipei Certified Tax Agents Association	2007	2014	http://www.cpb.org.tw/ (*)
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	2008	2009	http://vtca.vn/ (*)
ネパール	ネパール税理士会	Nepal Chamber of Tax Consultants	2018	2019	—
スリランカ	【準加盟】スリランカ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	1959	2002	https://www.casrilanka.com/casl/
バングラデシュ	【準加盟】バングラデシュ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Bangladesh	1973	2002	http://www.icab.org.bd/

注:(*)英語サイトなし、(**)現団体の前身の加盟年、(***)内部覚書による表記

2022 年 AOTCA バリ会議レポート

I 概要

2022 年 AOTCA バリ会議は、インドネシア税理士会 (ITCA) がホスト団体を務め、11 月 22 日から 25 日にかけてバリ島にあるザ ウェスティン リゾート ヌサドゥア バリで開催された。会議には、加盟団体及び地元関係者約 600 人が出席、日本からは国際部構成員等約 25 人が参加した。

22 日は、AOTCA 監事会、専門委員会が行われた。専門委員会では、加盟団体が定期的に税務情報を提供するフレームワークの構築や加盟団体が実施するセミナー等への参加について討論した。

翌 23 日午前には GTAP 会議、役員会、定時総会が開催され、2021 年事業計画及び予算等の審議のほか、役員改選が行われ、不測の事態といえる COVID-19 に翻弄されながらも、初の女性会長として 2 期 4 年にわたり AOTCA を牽引してきたユーニー・ペレス氏 (フィリピン税務協会) が退任し、任期途中から会長代理を務め、専門委員長を兼任していたジェレミー・チョイ氏 (香港税務学会) が次期会長に就任した。事務総長、財務担当役員は留任し、事務局は引き続き日税連が担うこととなった。

23 日午後から 24 日にかけて開催された国際タックス・カンファレンスでは、日税連国際税務情報研究会の長谷部光哉専門委員長が「デジタル課税の傾向 - デジタル取引における租税」と題するセッションにて、日本における BEPS2.0 の国内法制化に関する最新情報について紹介したほか、「災害と税制 / パンデミック後の税制改革」と題するセッションでは、日税連国際部の三谷英彰副部長がモデレーターを務め、丸岡美穂同副部長が日本の災害税制とその課題について、東日本大震災での自身の経験を踏まえ、世界的パンデミックに見舞われた今日の現状と今後求められる対応について説明した。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、インドネシアの民族舞踊が行われ、また各国の歌や踊りのパフォーマンスが披露され、会場を盛り上げた。

《AOTCA 関係者プログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
11/22 (火)	14:00 - 14:30	監事会	AOTCA 会長、監事、財務担当役員、事務局
	14:30 - 16:00	専門委員会	専門委員長、専門委員
	17:00 - 19:00	VIP カクテルレセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカーほか
11/23 (水)	08:00 - 09:00	GTAP 会議	AOTCA 会長
	09:00 - 10:30	役員会	AOTCA 役員
	10:30 - 12:30	定時総会	AOTCA 役員

《国際タックス・カンファレンスプログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
11/23 (水)	13:45 - 14:00	オープニングセレモニー	
	14:00 - 14:10	開会あいさつ	ユーニー・ペレス AOTCA 会長
	14:10 - 14:20	歓迎あいさつ	ラストン・タンブナン ITCA 会長
	14:20 - 14:30	基調講演	ニール・マドリンインドネシア税務総局 租税教育・サービス・広報局長

	14:30 - 17:30	セッション1- 国際租税の傾向-世界の税務に関する最新情報	モデレーター:スリ・ワヒュニ(インドネシア)、スピーカー:メカール・サトリア・ウタマ(インドネシア)、ピエルジョルジョ・バレンテ(イタリア)、シネオン・キム(韓国)、スコット・トレット(オーストラリア)、アンディ・キプラ(インドネシア)
11/24 (木)	08:30 - 10:40	セッション2- デジタル課税の傾向-デジタル取引における租税	モデレーター:ジェレミー・チョイ(香港)、スピーカー:ファン・ブー・ホン(ベトナム)、長谷部光哉(日本)、フランク・シュー(中国)、スゼット・セリシウス(フィリピン)
	10:40 - 12:40	セッション3- 移転価格の紛争解決(ケーススタディ)	モデレーター:ラストン・タンブナン(インドネシア)、スピーカー:ロイ・カンティオン(インドネシア)、スコット・トレット(オーストラリア)、プラビン・ラジ・カフル(ネパール)、アバス・ジャオラワラ(インド)
	13:30 - 15:40	セッション4- 各国の最新情報-過大支払利子税制、過少資本税制	モデレーター:A・タミール(モンゴル)、スピーカー:ハルヴィンダル・シン(マレーシア)、デズモンド・ウオン(香港)、アルタンザヤ・グンセン、ウヤンガ・バトムフ(モンゴル)、イフワン・スカルディ(インドネシア)
	15:40 - 17:10	セッション5- 災害と税制/パンデミック後の税制改革	モデレーター:三谷英彰(日本)、スピーカー:丸岡美穂(日本)、シャオキアン・ウー(中国)、ドリス・ワン(台湾)
	19:00 - 22:00	ガラ・ディナー	ディナー、カントリーパフォーマンス、エンターテイメント

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

II セッション報告

基調講演

○インドネシア税務総局 租税教育・サービス・広報局長 ニール・マドリン

オープニングセレモニーでは、インドネシア税務総局 租税教育・サービス・広報局長のニール・マドリン氏が実際に来場され国際課税の現状につき基調講演された。

冒頭の自己紹介とともに、今回のバリ AOTCA 会議がインドネシア税理士会 (IKPI) 協力のもと、世界的な新型コロナウイルス蔓延後3年ぶりに無事成功裡に開催できたことに祝意をあらわした。

現代社会における経済のボーダレス化やデジタル化の中で国際課税のルールや手続きを抜本的に改革することが要求される中で、2021年10月8日のOECDにおいて合意されたBEPS/G20の包括的取組の内容について説明された。

第一の柱は、世界規模で売上200億ユーロを超え、かつ利益率10%超の多国籍企業の市場国への課税権が再配分されることを、第二の柱では、15%の最低法人税率の導入とSTTRについても言及された。

G20のメンバーでもあるインドネシアの立場からも国境を越える利益移転については、メカニズムの改善を含めた迅速な解決が求められるため、このAOTCAの会議が意義深いものになることを

期待するとともにバリでの滞在を楽しんでもらうよう述べられ、最後には会場に用意された大きな銅鑼をオープニング・ゴングとして力強く大きく3度鳴らして頂いた。

(報告：江本尚浩部長)

セッション1 国際租税の傾向 - 世界の税務に関する最新情報

○モデレーター：インドネシア税理士会 スリ・ワヒュニ
○スピーカー：税務総局国際課税部長 メカール・サトリア・ウタマ
CFE 会長 ピエルジョルジョ・バレンテ
韓国税務士会 シネオン・キム
オーストラリア租税協会 スコット・トレット
インドネシア税理士会 アンディ・キプラ

1-1 国際税務動向 - 国際課税に関する最新情報

メカール・サトリア・ウタマ (インドネシア税務総局 国際課税部長)

第1の柱

I 背景

1. 経済のデジタル化に起因する税務課題に対処する。
2. ネクサスと新たな利益配分方法を導入し、多国籍企業 (MNE) の残余利益のうち対象となる部分に対する課税権を、物理的拠点の有無にかかわらず市場国に配分することによって (利益Aの配分)、より公平な利益配分を実現する。

II 概念

1. 利益A

対象範囲：200億ユーロ (売上高基準) かつ収益率が10%以上 (利益率基準)
ネクサス：100万ユーロ、GDPが400億ユーロ未満の国については25万ユーロ
配分量 (Quantum)：売上高の10%を超える利益と定義される残余利益の25%が、売上高に基づく配分キーを用いて、ネクサスを有する市場国に帰属する。
収益源泉地ルール (Revenue Sourcing)：収益は、財やサービスが使用または消費される最終市場国に帰属する。
課税ベースの決定：財務会計上の収益を参照し、わずかな調整を加えて決定される。損失は繰り越される。
セグメンテーション：例外的な状況においてのみ発生する。
マーケティングおよび販売利益のセーフハーバー (MDSH)：市場国に配分される残余利益に上限を設ける。
二重課税の排除：免除方式または税額控除方式。

2. 利益B

国内の基礎的なマーケティングおよび販売活動における独立企業原則の適用は、実施能力の低い国のニーズに特に配慮して簡素化および合理化を行う。

3. 税の確実性

早期確実性 (Early Certainty) や紛争解決という形で、納税者が確実性を得るための利用できる手段からなる。

4. 一国主義的措置

あらゆる形態の一国主義的なデジタル課税を撤廃

5. 実施および管理
多国間条約（MLC）という形で国際協定に記載される。

III 実施のマイルストーン

税法の調和に関するインドネシア共和国法 2021 年第 7 号 32 条 A

政府は、以下の目的で、パートナー国または地域の政府と、二国間または多国間の租税協定および取り決めに締結または実施する権限を有する。

- ① 二重課税の回避と脱税の防止
- ② 税源浸食と利益移転の防止
- ③ 税務情報交換
- ④ 徴収支援
- ⑤ その他の税務協力

第 2 の柱

I 背景

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）に残るリスクに対処
MNE の最低税負担を確実にする

□ 概念

グローバル税源浸食防止（GloBE）

租税条約特典否認ルール（STTR）

BEPS 行動 13（CBCR:国別報告書）に定める 7 億 5,000 ユーロの基準を満たす MNE
最低税率 15%

□ 構成要素

所得合算ルール

軽課税支払ルール

租税条約の特典否認ルール

1-2 国際税務動向 - グローバル課税に関する最新情報

ピエルジョルジョ・バレンテ（CFE 会長）

□ OECD における主な動き

OECD（経済協力開発機構）はヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 38 カ国の先進国が加盟する国際機関

1. 2つの柱からなるソリューションの実施

第 1 の柱は、課税権を現地市場とより密接に関連づける。

最も大規模で収益性の高いグループの利益の一部が、市場国に配分される。

第 2 の柱は、一連の相互に連動するルールを導入することによりグローバルミニマム課税の体制を確立する。

2. 炭素緩和アプローチに関する包括的フォーラム

租税政策は、さまざまな形で気候政策に貢献できる。たとえば、グリーンテクノロジーへの投資と利用を促すインセンティブの提供がある。また、炭素税、排出権価格、燃料物品税は、「ネットゼロ」への移行を加速できる政策手段の重要な一部である。

3. 暗号資産報告枠組み（CARF）

G20 の要請を受けて 2022 年 10 月に発表された CARF は、暗号資産取引の透明性を、年

次ベースの自動的な情報交換により、共通報告基準（CRS）と同様の標準化された方法で CRS の修正により CARF の成果を反映する。

4. 税の確実性
 - 紛争解決－相互協議手続き（MAP）
 - タックスモラル関連事項
 - 国際コンプライアンス保証プログラム（ICAP）
5. 透明性と情報交換
 - OECD が主催し、165 カ国が参加するフォーラム
6. BEPS プロジェクトの実施

II EU における主な動き

1. BEFIT－便益
 - 欧州の法人税制の運用を合理化する。単一市場の競争力を強化する。域内市場における法人税法の透明性、明確性、簡索性を高める
2. BEFIT 改革の結果としての協調的コンプライアンス

III GTAP&CFE

GTAP (Global Tax Advisers Platform)

基本原理は、公平かつ効率的な国際課税枠組みにおいて、納税者や税務アドバイザー利益をより良く追求することができるというもの

60 万人の税務プロフェッショナルを代表

CFE Tax Advisers Europe は、ブリュッセルに本拠を置く欧州の税務アドバイザー協会である。欧州 26 カ国の 33 の全国組織から会員を集め、80 万人以上の税務アドバイザーを代表している。会員の独自の知見を欧州機関と共有することによって、欧州における税法の協調と発展に貢献するとともに、税務アドバイザーの業務を管理し、保護する国内法の協調の促進に尽力

1-3 世界の税金トレンドー世界の税制における最新動向

シネオン・キム（韓国税務士会）

I デジタルデータ税（DDT）

1. 定義と目的
 - 個人情報を含む様々な経済活動を通じて生まれたデジタルデータを利用する企業に課される物品税。人工知能による技術処理を主軸としている IT 企業から生データの対価を徴収。超過利益への課税
2. 課税環境
 - A. デジタル経済とデジタル産業の進展
 - 中核資源はデータ 人工知能
 - B. 個人情報利用の比重拡大
 - ネット通販などのマーケティングコミュニケーションの変化
 - C. MyData 産業の勃興
 - 個人が自分の情報を管理する権利を認める。
 - D. 福祉予算の増加や税収減により、新たな税源確保が必要/グーグル税の代替
3. ビッグデータ対生データ
 - A. 価値
 - 個別データ<ビッグデータ ビッグデータのみ課税の前提は誤り

B. ビッグデータ税の論理的課題

- ① ビッグデータの容量から課税対象となるビッグデータを定義が不可能
明確性の原則に抵触
- ② ビッグデータ自体の法的所有権は、データ発生源にはない
- ③ ビッグデータの観点から MyData との互換性がない

4. データの所有権

A. データ所有権に関する学術的議論 (MyData ビジネス)

- ① 個人情報にかかわる情報の法的地位の制限 (民法)
- ② データ資産保護の法的根拠 (韓国のデータ産業振興および利用促進基本法)
- ③ データ所有権をデータ主体と不可分の関係として認識することは、データの流通と業界全体に悪影響を及ぼす

B. 他国におけるビッグデータ所有権 (著作権) に関する事例—IT 企業が勝訴

- ① 著作権は、データベースの構築に使用されるリソースが存在する場合にのみ認められる。
- ② データ作成者は、著作権法よりも契約法その他の法的手段によりデータからの保護を求める傾向にある。

II データ税に関する国際動向

1. ビット税

A. ビット税 (暗号資産税ではない) の導入に関する議論

B. ビット税 (1994 年) について

- ① 付加価値のある電子商取引にのみ課税—1メガビットあたり1セント
- ② データ容量を課税ベースに利用する初の事例
- ③ 物品税—国民の日常生活におけるデータ利用までを課税

C. ビット税の課題 (なぜ採用されないのか)

- ① 電子商取引への差別的課税 インターネット利用を抑制する可能性
- ② 技術的制約 データ使用量を測定する手段がない
- ③ 税収の側面 企業の売上や利益の規模と比較して過剰な税金

2. ニューヨーク上院法案 4959

A. 概要

- ① 2021年2月12日に提案
- ② デジタル広告税の代替として策定
- ③ インターネットサービス会社の会員数に応じた月額課税

B. 分析

- ① データ自体でなく、1人あたりに課税—人頭税
- ② 居住の自由を伴う取引関係違反?
- ③ 間接税の可能性とデータ企業への利益への適正課税の難しさ
- ④ 仕組みがシンプルで、毎年一定の税収を確保—メリット

3. 中国におけるデータ取引所

A. 最近の状況

- ① プラットフォーム企業は、大量のユーザー情報を保有し、利益を共有するにはデータ自体の課税が必要
- ② データを経済的貢献要因と見なし、データ権を明確化する動き

B. 政府主導のデータ取引所

2014年に世界初のデータ取引システム

C. 展望

- ① データ取引所を通じて、データ自体の取引価格が標準化の可能性

- ② 公正価値は、データ税が従価税の課税ベースとして使用可能
単位税で税率を固定にも仕様可能

4. EUのデータ保護方針

A. GDPR（一般データ保護規則）

B. 傾向

データ処理は、使用される機器が所在する加盟国の法律に準拠する。

C. データローカライゼーション方針

データの物理的な所在地を制限しないが、容易にデータを流出させない。

D. 分析

欧州諸国でのデータ税に関する個別の法制面の議論はない。

III DDTの課税ロジック

1. 超過利益への課税

IT企業の超過利益への課税：国内企業と外資企業の双方

2. 新たなGoogle税としての機能

既存の国際課税の限界を克服する

3. データ主権の確保

国のデータ主権

4. 経済制裁としてのデータローカライゼーション

経済制裁（課税）によるデータ流出抑制機能

5. データの財産権の盲点を補足

IV データの作成と利用

1. データの収集、処理、移転のプロセス

2. データの作成と利用

3. データの販売

4. データ管理システム 課税行為の把握

V データ税法制化の方向性

1. 概要－韓国のデータ税法案

2. 課税のタイミングと納税義務者

3. 課税対象

4. 課税ベースと税率

5. 企業負担の軽減措置

6. 公衆への転嫁を最小化

7. 租税回避防止のための措置

8. 政府のデータ方針との調整

結論

A. 新たな税源としてのデジタル経済におけるデータ自体への課税の概念

新たな税バラダイムとしての物品税の強化

グローバルモデルの可能性、既存の国際税制において使用されている超過利益への課税

B. データ主権の確保 国内データが国家によって効率的に管理されていない

データ生成の統計と管理における不十分な法的根拠の限界

C. 経済制裁としての税制見直し、域外へのデータ流出に伴う貿易問題を最小限に抑える方法

として、データセンター設置の誘因との関連を検討する必要がある

D. デジタルニューディール産業 デジタルエコシステムの負の影響を最小限に抑えるための

対策を策定する、データ取引所の拡大

1-4 国際課税 - オーストラリアの最新動向

スコット・トレット（オーストラリア租税協会）

BEPS プログラムの下で OECD が推奨するアプローチに沿って、多国籍企業の債務控除を EBITDA（金利・税金・減価償却前利益）の 30%に制限する過少資本税制を改定する。

I オーストラリア BEPS2.0 のタイムライン

2015 年 10 月	クロスボーダー協定による情報交換
2016 年 1 月	多国籍企業 租税回避防止法
2017 年 7 月	移転価格規定のアップデート 迂回利益税
2019 年 1 月	ハイブリッド・ミスマッチルール
2023 年	Pillar Two
2024 年	Pillar One

II 3つの措置（施策）案

多国籍企業が公正な税額を負担するための3つの措置

1. 利子控除制限

利息制限法（過少資本税制）の改正

2. 無形資産とロイヤルティ

2 国間に渡る支払を行う場合、オーストラリアでの控除を認めない。

3. （更なる）税の透明性

- ・オーストラリアの上場・非上場企業は、子会社の数とその税務上の所在地に関する情報を開示しなければならない。
- ・20 万豪ドル以上のオーストラリア政府との契約への入札者は、最終的な本社事業体の税務上の所在地を提供することで、税務上の所在国を開示する必要がある。

III 利子控除制限

1. セーフハーバーテスト（負債が企業のオーストラリア資産の 60%を超える場合、負債控除を認めない）は、EBITDA の 30%を上限とする負債控除を適用する収益ベースのテストに置き換えられる。
2. 債務控除が否認された場合、翌年度に繰り越せる（最長 15 年間）
3. 収益に基づくグループ税制が適用され、グループ内の企業は全世界におけるグループの純利息費用の利益に対する割合のレベルまで債務控除を請求できるようになる。

IV オーストラリア 次なる課題

1. 大規模多国籍企業の利益に対する世界最低実効税率 15%を含む OECD の 2 つの柱に対する主要対策は、今後の課題

I 2021 年法律第 7 号 国税規則調和法(1)

改正国税通則法 2021 年 10 月 29 日発効

1. 税務（特に徴収）に関する相互行政支援（第 20A 条）
2. 相互協議手続き（第 27C 条）

II 2021 年法律第 7 号 国税規則調和法(2)

所得税法 2022 年より発効

1. 租税回避防止（第 18 条）
2. グローバルコンセンサス（第 32A 条）

III 「税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画」のインドネシアにおける導入状況

1. 一貫性
2. 実体性
3. 透明性と確実性

IV デジタル化がもたらす税務課題

1. 既存の規則では、外国企業の利益は当該外国企業が物理的拠点を有する他の国においてのみ課税されると規定されている。
2. ほとんどの国は、多国籍企業の国内事業収益のみに課税し、海外収益には課税していない。

V デジタル取引への課税

1. 新型コロナパンデミックはインドネシア経済に大きな影響を及ぼし、大幅な税収減をもたらした。
2. デジタル化に向けた経済的変化は、特に新型コロナパンデミック中に非常に急速に起こった。
3. VAT は志向地原則に従う。すなわち、財やサービスが消費される場所で課税される。そのため、BEPS の第 1 の柱と第 2 の柱の問題には影響されない。
4. インドネシアは、2020 年より電子商取引（PMSE）に対する VAT 徴収を実施している。
5. インドネシア政府は、2022 年 11 月 8 日付けで 131 の PMSE 事業者を VAT 徴収義務者に指定した。インドネシアにおける PMSE 事業者による VAT 徴収額は、合計 9 兆 1,700 億インドネシアルピアに達している。

VI 第 1 の柱

1. 目的

利益 A 大規模多国籍企業の残余利益の一部に対する市場国の課税権を規定する。

利益 B 独立企業原則（ALP）に沿った形で「基本的なマーケティングや流通活動」を行う関連当事者である販売者の報酬を標準化することを目的とする。

2. 適用範囲

連結収益が 200 億ユーロ以上、かつ純利益率が 10%を超える多国籍企業は、顧客や利用者が所在する場所で課税される。

3. ネクサス

市場国で 100 万ユーロ以上の収益を得ている多国籍企業。

経済規模が小さく GDP が 400 億ユーロ未満の国については、ネクサスは 25 万ユーロとする。

4. 実施

第1の柱は、2022年7月に調印する予定だったが、多くの基本的要素が最終決定されていないため、2023年上半期に延期された。インドネシアでは、第1の柱の2023年中の実施は、早くとも2024年まで延期される可能性が高い。

VII 第1の柱とインドネシアの納税者に及ぼす影響

1. 計算が複雑なため、将来紛争が起こる可能性が高まる。
2. 税務コンプライアンスコストが増大する。
3. 財務諸表による「残余利益」は、必ずしも実際の残余財産とは限らない。繰越欠損金、プロフィットショートフォール、収益の10%を下回る利益も考慮に入れるべきである。

VIII 第2の柱

1. 目的

残りの BEPS 課題に対応する。法人税の引き下げ競争を終わらせ、多国籍企業が最低限15%の税を支払うようにする（グローバルミニマム課税）。

2. 適用範囲

グループの総連結収益が7億5,000万ユーロ以上ある多国籍企業。

各国は、国内の多国籍企業本社に対し、これらの企業が達していなくても、IRを自由に適用することができる。

3. 国内法ベースのルール

所得合算ルール（IIR） 軽課税支払ルール（UTPR）

4. 条約ベースのルール

租税条約の特典否認ルール（STTR）

IX 第2の柱とインドネシアの納税者に及ぼす影響

1. クロスボーダー投資に対する実効税率が上昇する。
2. リスクの増大：解釈、監査、税務紛争の可能性
3. 外国直接投資（FDI）を阻害し、国内事業者が国際プレイヤーになるのを妨げる。
4. STTRの場合、通常は国内納税者が支払う源泉徴収税としてコスト増大を招く可能性がある。

X デジタル取引における所得税

1. 適用法や租税条約に基づく越境所得税の課税は、依然として物理的拠点の存在を根拠としている。
2. デジタル取引に対する所得税の課税は、現行の所得税を適用できないため困難と考えられている。インドネシア政府は、依然として国際的な合意形成を待っている。
3. 第1の柱は、市場国に課税権を付与する。
4. 第2の柱では、構成会社が所在する国の所得税が15%を下回る場合、親会社は構成会社の納税額に上乗せして税を支払う義務がある。

（報告：清水一男委員）

セッション2 デジタル課税の傾向 - デジタル取引における租税

○モデレーター：AOTCA 専門委員長 ジェレミー・チョイ

○スピーカー：ベトナム税理士会 ファン・ブー・ホン

日本税理士会連合会 長谷部光哉

中国注册税務師協会 フランク・シュー

フィリピン税務協会 スゼット・セリシウス

2-1 ベトナムにおけるデジタル課税に関する動向

ファン・ブー・ホン（ベトナム税理士会）

アジア諸国におけるアプローチと影響

デジタル課税は、悪いニュアンスにとらわれがちであるが、我々にとって深いかかわりがありアジア諸国もその内容に興味を持ってきている。

我がベトナムを含め、アジア諸国においてもデジタル経済の昨今の活動の中で多国籍企業のデジタルサービスに対する課税（デジタル課税）が問題になっている。

1 デジタル経済

かつては多国籍企業の活動の課税は、その活動の源泉地国に物理的な施設（恒久的な施設）を所有していても海外の源泉地国の課税当局による課税はなかった。

多国籍企業の取引がデジタルサービス化に伴い恒久的施設がなくなり、源泉地国でのサービスの提供に対しては恒久的施設がないということで源泉地国課税ができなかった。

このように BEPS の提言以前は多国籍企業に対する源泉地国での課税ができなかったが、提言により、源泉地国での税回避をできないようクロスボーダー取引への VAT（付加価値税）課税・GST（商品・サービス税課税）が考えられた。

BEPS2.0 の提言は、さらに多国籍企業の税回避ができないように源泉地国での課税ができるようにすることである。

2 可能な課税のメカニズム

(1) アプローチ1：クロスボーダー電子商取引への付加価値税（VAT）課税

多国籍企業のデジタルサービスに対する課税は、その消費者の所在国において課税ができなかったために、各国は VAT（付加価値税課税）、GST（商品・サービス税課税）による課税のほか WHT（源泉徴収による課税）で対応してきた。

しかし、この課税によって自国（源泉地国）の税務当局と居住地国（相手国）との二重課税の問題が発生するようになる。

これについてベトナムは WHT（源泉徴収による課税）で対応している。

(2) アプローチ2：国連モデル条第12b条の規定

自動化されたデジタルサービスに対するクライアントからの支払に対し源泉地国の税務当局によって源泉徴収課税ができるという規定である。

この課税方法は、後進国にとっては実効性が高い方法となっている。

(3) アプローチ3：デジタルサービス税（DST）

アジアの各税務当局においては、デジタルサービスに対する課税は現在のところあまり進んでいない。

デジタルサービス課税は、売上、利益を対象とした課税の仕方であり、大きな利益に対して税務当局のクリエイティブな課税ができる。

インドネシアでは e コマースの売上に対して課税しており、アジアの中で BEPS2.0 に対応し

た課税をしている国である。

現在、デジタルサービス取引による課税の税率、方法等については3つのパターンがある。

- ① 物理的なコンセプトがある場合3～6%の税率で課税
- ② インドネシアやマレーシアのように10%の税率で課税。
- ③ その他の大部分の国では3～6%の税率での源泉徴収課税。

(4) アプローチ4：多国間の第一の柱、第二の柱

① 第一の柱

最大かつ最も利益率の高い事業について、利益率10%を超過する残余利益の25%に対する課税権を市場国（源泉地国）に再配分する。

【第一の柱の利益Aの例】

総収益3,000億ドル、総利益450億ドルの場合、源泉地国において10%追徴課税、収益に対して源泉徴収課税3%の課税となるが、その負担に対して多くの紛争及び大論争がおこるものと考えられており、デジタルサービス課税をとりやめる国が多くなることが想定され、2024年の適用予定に遅れが生じている。

今後はこのようなたくさんの問題をクリアーできるかが問題であり、アメリカはこの方式を廃棄し他の方法を行うと主張するなど第一の柱にとっては包括的で複雑な問題となっている。

このような中ではVATが有効性の高い課税方法と考えられているがやはり居住国と源泉地国との二重課税の問題は避けられない。

② 第一の柱と第二の柱—修正ロードマップ

第一の柱、第二の柱のこのような問題を修正し、解決してすべての参加国がこの枠組みを批准するようになることが望ましい。

3 デジタル課税の未来—税務コンサルタントへの影響

(1) アジアにおける課税のメカニズムの未来

納税者にとっては第一の柱については問題（インド、マレーシア、日本、インドネシアが問題となっている）があるため、税務コンサルタントとしては、VAT/GST、国連モデル条約12b条、DST、第一の柱の4つの問題点やメカニズムをよく学習したうえでどの方法を選択するかについて検討すべきである。

(2) ベトナムへの影響の可能性に関する疑問点（2023年から2024年）

我が国は、デジタルサービスの税の申告制度、DSTの排除の必要性、外国のデジタルサービスプロバイダが恒久的施設を有していた場合なども考慮したうえで、今後のベトナムの企業にどのような義務が発生するのかを検討しなければならない。

このためには、今後、①VATなどのさまざまな課税上のメカニズムの影響について理解すること、②第一の柱（及び第二の柱）の適用にむけて準備すること、③必要な専門知識や経験、ツールなどを蓄積することが必要である。

（報告：濱地國治委員）

2-2 デジタル課税の傾向 - デジタル取引における租税

長谷部光哉（日本税理士会連合会）

はじめに

当セッションテーマは「デジタル課税」であるが、日本はデジタルサービス税（DST）を導入しておらず、今後も導入の予定はない。日本では2015年に付加価値税法（消費税法）にリバースチャージ方式を導入し、リバースチャージ方式の適用外の仕入税額控除は認められないこととなった。あわせて、登録国外事業者制度が創設され、リバースチャージ方式適用外の取引であつ

でも、登録された多国籍企業等との取引に係る仕入税額控除は認められることとした。2022年10月時点では Amazon 等が登録事業者となっており、約 140 社の法人が登録されている。そこで、日本における「デジタル課税」としては、日本政府や企業が現在注視している BEPS 2.0 の法制化について、その最新動向を報告する。

1 BEPS 2.0 の国内法制化の最新動向

BEPS 2.0 の国内法制化につき、2022年12月10日頃に公表される 2023年度税制改正大綱において、法改正を2023年4月1日とし、施行日を2024年4月1日（※）とすることが予想される。これにより、BEPS 2.0 の包摂的枠組みで国際的に合意された税制の大幅な改正が実施されることとなる。また、2024年4月（※）までに財務・会計・システム・情報管理をはじめとする実務対応可能なガバナンス体制の強化が重要な経営課題となる。

参考として、下記にこれまでの経緯を掲載する。

【OECD の動向】

2020年10月12日	BEPS 2.0 に関するブループリントを公表
2021年12月20日	GloBE モデルルール発表
2022年3月14日	GloBE モデルルールに対するコメントリーを公表

【日本の法令】

2021年	財務省及び経済産業省から BEPS に関する情報公表
2021年12月10日	2022年度税制改正大綱公表
2022年12月	2023年度税制改正大綱公表予定
2023年4月1日※	2023年度税制改正法成立
2024年4月1日※	2023年度税制改正法施行

※ 施行日については変更される可能性がある

上記の様な動向から企業の対応として、要件の確認、影響額・追加コストの試算、本番環境への準備、会計・税務・システム対応を行い、2024年4月1日より適用開始となる。

令和5年度税制改正大綱公表に向けた財務省・経済産業省の立場として、国際合意に基づく国際課税改革の推進と、米国をはじめとする諸外国との協調を重視しており、次のコメントを公表している。「令和5年度（2023年度）以降の税制改正にて大幅改正を実施する予定であるが、現在 EU を中心とする各国合意に時間を要しており、本年法改正は実施しても、2023年4月1日の施行ではなく、2024年4月1日の施行で進めている。なお、BEPS 2.0 Pillar 2 の制度上、他国より先に導入すれば日系企業の海外進出を阻害し、日本が他国より後に導入すれば、日系企業が先に他国で課税されてしまうことになるため諸外国との協調を重視している。」

2 BEPS2.0 の適用対象と要求事項とは

・第1の柱・

【適用対象】

グローバル売上高が200億ユーロを超え（7年後には100億ユーロに引き下げられることが見込まれる）、かつ利益率（税引前利益を売上高で割ったもの）が10%を超える多国籍企業グループに適用される予定である。

【対象企業グループに求められること】

10%の利益率を超える部分の残余利益の25%（「利益 A (Amount A)」）の課税権が、ネクサス（課税根拠）を有する市場国に再配分されることになるため、ネクサステストとソースルールに基づき、利益 A が配分される市場国を特定する必要がある。

・第2の柱・

【適用対象】

連結売上高が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される予定である。

【対象企業グループに求められること】

事業を展開しているすべての国を個別に調査し、実効税率がグローバル・ミニマム課税ルールにおける最低税率（15%）を下回っているかどうかを確認する必要がある。15%を下回っている場合には、トップアップ税を計算し、納付する必要がある。

また、関連当事者に対する特定のグループ内の支払で、9%未満の税率が課される場合には、新たに源泉徴収の対象となる可能性がある。

日系企業においては現在（2022年10月）のところ「第1の柱」は約12社、「第2の柱」は約650社近くの企業グループが影響を受けるものと考えられる。

その他、第1の柱の適用時期として、2022年5月に実施されたダボス会議において第1の柱に関する国際合意は2024年以降となる見込みであり、各国における法制化はそれ以降となることが予測される。

（報告：川崎久美子委員）

2-3 中国におけるデジタル課税の動向

フランク・シュー（中国登録税務師協会）

中国のデジタル経済の現状

中国におけるデジタル経済の規模は2016年の22.6兆元（約406兆円）から2021年には45.5兆元（約819兆円）へと5年間で2倍以上に拡大している。

デジタル経済の枠組みは次のとおりである。

- 1 デジタルデータの収集、デジタルプライシング、デジタル取引など、デジタルデータを貨幣として可視化。
- 2 通信、ソフトウェアサービス、インターネットなどのデジタル産業化
- 3 農業、工業、サービス産業における産業のデジタル化
- 4 民間におけるデジタルテクノロジーとデジタルガバナンス及び公共部門におけるサービスのデジタル化

デジタル経済で浮上する新たな税務課題

デジタル経済は主に次の4つの分野に分けることができる。

- 1 メタバース
- 2 クロスボーダービジネス
- 3 プラットフォーム経済、シェアリングまたはギグエコノミー
- 4 暗号資産

これらの目に見えないデジタル経済に対し、現行の税制を適用するのは困難であり、デジタル経済にどのように課税し、どのように公平に配分するかが課題となる。

中国の税務行政改革における動向

中国における税務行政改革は、まず、実地調査と業務の部分的なコンピュータ支援による「経験主導」から始まり、次に、オンラインによる税務申告と納付やコンピュータによるインボイス監視システムによる「インボイス主導」に移行し、将来的にはビッグデータ技術に基づく行政システム、デジタルインボイス、リアルタイム報告、システムへの直接アクセスによる「デジタル主導」を目指している。

税収に占めるデジタル経済の比重が高まっており、オンライン申告が標準となっている中で、今後は完全なデジタルインボイスによる取引が非常に重要となってくる。

大連税務当局の状況

ひとつの例をあげると、大連税務当局では、税務申告、納付、還付はあらゆる面でAIによるスマートタックスサービスを推進している。

AIは深層学習を行うことによりチャット機能で質疑応答に対応するほか、これを繰り返すことで質疑応答をカスタマイズすることができる。また、英語、日本語、韓国語など多言語にも対応しており、納税者に対し最適なサービスを提供している。

税務変革の動向に関する 2022 年デロイトグローバルレポートの概要

アジア太平洋、欧州、北米の税務・財務エグゼクティブ 300 人以上を対象に 2022 年デロイトグローバルが行ったアンケート結果を見てみると、アンケートに回答した 92%が、税務当局がデジタル税務管理の要請へ移行すると、今後 5 年間に税務行政や税務リソースに中度または高度な影響が生じると回答している。

更に数人の税務部門責任者は、この動きが予想より急速に進むと回答している。また、企業の税務リーダーたちが、1. オペレーションモデル、2. それを実行する人材、3. そのモデルを支え、付加価値の高い新たな能力を発揮するために必要なテクノロジーの 3 つの基本的側面における税務部門の役割を考え直そうとしていることがわかった。

税務の中核を再定義すべき時

税務部門における税務アドバイザー支援がこれまで以上に求められる業務分野として、回答者の多くがデジタルビジネスモデルをあげており、税務部門の中核を再定義すべきと思われる。

クライアントは税務アドバイザー支援を必要としているが、それに十分対応するのは困難になっている。

注目の業務：税務部門の新たな役割を受け入れるために

税務リーダーたちはデジタルビジネスモデルの分野について戦略的価値を構築するために、チームがリソースやスキルを持たなければならないと考えている。

また、前述したとおり、デジタルビジネスモデルの分野において、税務当局がデジタル税務管理の要請へ移行すると、今後 5 年間に税務業務や税務リソースに高度な影響が生じると回答している。

その一方で、税務部門においては税務リソースが極めて酷使されており、ビジネスパートナーとしての役割もますます求められているにもかかわらず、回答者の 93%が税務部門の予算は横ばいまたは減少すると答えており、今後 5 年間ににおける税務関連の人材増強を予想する税務リーダーは少ない。

人材管理の再考：税務分野の業務、労働力、職場の見直し

デジタルビジネスモデルにおける税務部門の新たな役割が重要となってくる中で、税務リーダーたちは人材管理が重要になると考えている。

その上で、税務部門の業務、労働力、職場の 3 つの面で人材管理を再考する必要がある。

まず、業務面では、コンプライアンス関連で高度な自動化が最重要事項としてあげられており、それは税務専門職の日常的な役割を変えるものとなる。

次に労働力の面では、テクノロジーやビジネスに関するアドバイザースキルが最重要事項となり、税務チームにとってまったく新しいスキルが必要となってくる。

最後に職場の面では、今後もハイブリットワークやリモートワークモデルが存続すると考えられており、それに対応するための人材発掘、キャリア開発、テクノロジーとワークフローに対す

る新たなアプローチが必要となってくる。

一般社会や規制当局からのプレッシャー

税務リーダーたちは今後3年～5年以内に税務当局がデジタル申告・報告に移行すると考えており、その結果、税務リーダーの75%が、社内の税務チームはコンプライアンスリスク管理プロセスにおいて、システム構成を適正化するためにより多くの時間が必要になると予想している。

また、税務リーダーの70%が税務当局のシステムやプロセスの統合が進み、税務当局による自社ITシステムへの直接アクセスが増えると考えている。

ERPのアップグレードによって対応できる具体的な税務課題

ERPとはEnterprise Resources Planningの略で、企業経営の基本となるヒト、モノ、カネ、情報など企業経営の基本となる資源要素を適切に分配し有効活用する計画＝考え方である。

社内税務部門においてデジタルビジネスモデルが重要な位置づけとなってくる中で、税務特化型のERPをビジネスオペレーションと連携させる必要がある。

社内財務部門及びIT部門と協力することにより、効率性とデータ品質の向上が得られ、ERP以外の他のシステムにまたがって税務の更なる自動化が実現すると考えられる。

税務テクノロジー投資促進要因

これまで述べてきたことを踏まえると、税務リーダーの多くが財務・税務テクノロジーに対する投資が進むと考えていることがわかる。

税務テクノロジー投資促進要因の主なものは、1. 移転価格サービスの強化、2. 税務データの管理とガバナンスの向上、3. 将来的に税務当局が直接税のデジタル申告・報告に移行するのに備える、の3点である。

今こそ、顧客へのサービスを改革するべき

デジタル経済の拡大及び税務当局のデジタル経済への対応を踏まえると、業界・市場の動向に基づく対顧客業務の再設計、包括的デジタルソリューションの開発、人材戦略の再構築が求められる。

これらのことに対応できない従来型の税理士は生き残れない。今後の会計事務所は、税のコンサルだけでなく、デジタル企業と連携してセキュリティも含め、クライアントのデジタル化に対応することが求められる。

最大の課題は、税務専門家のマインドセットである。デジタル変化にどのように立ち向かい対応していくかが重要である。変化することと戦うのではなく、変化を受け止めて対応することが重要である。

(報告：新垣真秀委員)

2-4 フィリピンにおけるデジタル課税の動向

スゼット・セリシウス（フィリピン税務協会）

I. フィリピンのE-Commerce

E-Commerceエコシステムとは、モノ・サービスの電子的売買のサイクルを構成する相互機能ネットワークのことをいう。2021年11月の調査によると、フィリピンでは、東南アジアの中で最も急速にインターネットエコノミーが成長しており、これはE-Commerceやフードデリバリーサービスが牽引している。

国際貿易局によるフィリピン市場の概観として、フィリピンのE-Commerce市場売上は170億ド

ル(2021年)であり、その大部分は7,300万人のオンラインのアクティブユーザーによるものであった。それは、COVID-19のパンデミックにより、フィリピン人のリモートワークやリモートスタディが増加し、E-Commerce需要を上昇させたといえる。フィリピンでは労働人口(25-44歳)がパソコンやスマートフォンを用いて、これらプラットフォームへ活発にアクセスしており、2021年のスマートフォン世帯普及率は74.1%に上り、2020年から2%も上昇している。さらに、今後2025年までに240億ドルの売上、17%の成長が見込まれている。

一方、デジタル経済の急激な成長が見られるにも関わらず、モバイル・インターネット通信速度といった課題がある。他にも、フィリピン人の51%が銀行を利用しない事、クレジットカード保有者は8%ほどに過ぎない事も課題となっている。フィリピン国民の多くは代金引換払いを好み、まれに大きなコンビニエンスストア等のパートナーセンターでの支払いやGCash・PayMayaといった電子決済を利用するという現状である。そのため、フィリピン立法府は次の対応が必要であると予測している。

- a. 租税体系を改善する
- b. E-commerceの傾向を常に見極める
- c. COVID-19の悪影響から景気回復を図るため、政府の歳入強化に全力をあげて取り組む

II. 経済のデジタル化への課税の現状

2021年10月8日、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2つの柱からなる解決策が、OECD/G20の137加盟国によるBEPSの包摂的枠組として合意された。2021年11月4日時点において、フィリピンはOECD/G20加盟の137カ国には含まれていない。また、フィリピンではデジタル化経済における直接税に関する規定はなく、間接税に関する法案を策定しているところであった。

III. フィリピンのデジタル課税に係るVATの課税立法案

(1) 法案4122号の承認と上程

2022年11月14日、下院にて法案4122号を承認し、2022年11月15日、上院に上程した。この法案の特徴は下記の通りである。

1. 販売、物品取引、交換、物品のリース、土地/建物等のリース(デジタル・電子的なものを含む)、サービスの提供(電子的に提供されるものを含む)に対し12%のVATを課す
2. 非居住者であるデジタルサービスプロバイダー(DSP)には、プラットフォームを介した取引に係るVATを査定、徴収、支払いすることを要する
3. 非居住者DSPはVATの仕入税額控除を請求できない
4. VAT登録済みの非居住者DSPの代金請求・登録の要件を簡素化する
5. 政府へサービス提供を行うVAT登録済みの非居住者DSPには5%のVATが課され、それ以外の場合は12%のVATが課される
6. 過去1年間の総売上高・総収入が300万ペソを超えた場合、非居住者DSPはVAT課税事業者として登録する必要がある
7. DSPにVATを課す前に、内国歳入庁が実装システムを構築できるようにするため、法律の発効から180日間の移行期間を設ける
8. 非居住者DSPは、法令遵守の観点から、フィリピンの法律に基づいて登録された居住法人である駐在事務所・代理店を指定する必要がある。
9. 歳入庁長官は、フィリピン国内でVAT課税事業者として登録していないDSPに対し、フィリピンでの事業を停止することができ、非居住者DSPがBIR登録を怠った場合は5日間以内の一時的事業所閉鎖となる(「一時的閉鎖」とは、DSPのフィリピン国内での事業停止を含む)
10. オンラインコース及びウェビナーを含む教育サービス、教育機関が提供するオンライン定額サービスの販売はVATが免除される

(2) 上院法250号制定

2022年7月11日、下院法4122号と基本的には同じ内容で上院法250号制定され、上院歳入委員会との継続的な審議を行っている。

IV. E-Commerce・デジタル取引に関するその他規定

(1) フィリピン共和国法第8792号—電子商取引法(2005年6月14日)

政府による電子データメッセージや電子文書及び電子署名の利用、政府内及び一般（または民間）での電子文書および電子データメッセージの利用を推進する規定である。電子的手段を使用して行われる取引は、電子的手段を使わない取引と比較して中立的な租税措置を受けるべきであり、電子商取引への課税は最も負担の少ない方法で行われなければならない。

(2) 歳入覚書回状 (RMC)44-2005号(2005年9月1日)

デジタル及び物理的購入の両方における、コンピュータソフトウェアに係る支払いに対する課税のガイドラインである。

(3) 歳入覚書回状 (RMC)55-2013号(2013年8月5日)

オンライン商取引に関して下記の納税者の義務を改めて表明した。

1. 内国歳入庁 (BIR) への事業登録
2. 適格な請求書/領収書の確保と事業で使用するための帳簿の登録
3. 源泉徴収義務のある控除可能な追加源泉税、確定申告、従業員の報酬に対する税、その他の源泉徴収税
4. 期日までに該当する納税申告書を提出し、正しく内国歳入税を支払い、情報申告書やその他の税務コンプライアンスレポートを提出する
5. 帳簿、その他の事業/会計記録を法律で定められた期間保存する

(4) 歳入覚書回状 (RMC)70-2015号(2015年10月29日)

陸運業、特にUBER、GRAB、TAXI等の輸送ネットワーク会社(TNC) とそのパートナー企業やサブライヤー企業への課税問題を扱う。

(5) 歳入覚書回状 (RMC)60-2020号(2020年6月1日)

電子プラットフォームやメディア、その他のデジタル手段を使用してデジタル取引を行っている者に適切な通知を行い、事業が登録され、税法に準拠していることを確認する。

結論として、デジタル経済を規制する現行の税法・規則等はすべて、中立的な租税措置を順守しているなか、フィリピンはデジタル化がますます加速する時代のトレンドとそれに対応する適切な税制を策定するため、その都度小さな一歩を踏み出している状況であるといえる。

(報告：川崎久美子委員)

セッション3 移転価格の紛争解決（ケーススタディ）

- モデレーター：インドネシア税理士会 ラストン・タンブナン
- スピーカー：インドネシア税理士会 ロイ・カンティオン
- オーストラリア租税協会 スコット・トレット
- ネパール税理士会 プラビン・ラジ・カフル
- インド勅許会計士協会 アバス・ジャオラワラ

3-1 紛争解決 - 移転価格税制

ロイ・カンティオン（インドネシア税理士会）

1. 紛争の動向と納税者が取る手段

(1) インドネシア税制と情勢

①税務コンプライアンスのチェック強化

移転価格コンプライアンスの集中的監視、担当調査官による追加情報要請（SP 2DK*）をし、情報収集により、納税者に対する法人税修正申告の勧告をする。

*Surat Permintaan Penjelasan atas Data dan/atau Keterangan

（インドネシア語：データまたは情報の説明依頼書）

②過去に履歴のある企業に対する税務調査

特に税務調査の履歴がある納税者については、税務調査官による税務調査を実施する、税務調査命令をだす。

(2) 納税者の取る手段

①相互協議手続き（事前又は事後（MAP：Mutual Agreement Procedure））

②移転価格事前確認制度（APA：Advance Pricing Agreement）

2. 税務調査の動向

(1) 調査対象の業種や問題

- ・大量の関連者取引（RPT：Related Party Transactions）がある、または連続して損失計上している企業
- ・特定業種ではなく、ビジネスモデルや取引のタイプに基づく調査
- ・年末調整や取引単位営業利益法（TNMM）による差異の分析により、固定マージンに基づいて現地企業の独立企業間価格を決定する方式が疑義の対象である場合
- ・マージンが小さい又は変動的で、リスクが限定的な企業に関する問題
- ・マーケティングの無形化の問題（現地従業員の貢献の価値の重視）
- ・国内の関連者間取引（国内移転価格）
- ・グループ内サービスが調査および疑義の対象である場合

(2) 調査から得た経験

- ・実際の行動に合わせて契約を見直す必要
- ・リスクが限定的な企業の適切な水準のマージンを確保と独立企業間価格を下回る価格や欠損である場合の確固とした論拠の構築
- ・無形資産強化やDEMPE（開発、改良、維持、保護、活用）活動に関わらないマーケティング活動の具体的な内容の記録
- ・サービスの存在、便益、原価、配分に関する証拠書類の保存

(3) 訴訟事情

- ・DGT（居住証明）の担当調査官が積極的に RPT（Rapid Prototyping：高速試作）の審査を行い、短期通知で複数年にわたる書類の提出を求め、納税者に対して RPT に関す

- る修正申告を行うか、または税務調査の対象となる可能性を示唆している。
- ・集中的な税務調査と大幅な移転価格調整が行われている。

3. 国内紛争・MAP・APA の比較

項目	国内紛争（税務監査－不服申立－租税訴訟）	相互協議手続き（MAP）	移転価格事前確認制度（APA）
期間	5～6年	1.5～2.5年	2～3年
部署	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての税務問題を扱う税務部門 ・各税務署に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格の専門知識、MAP 案件に特化 ・国税総局に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格の専門知識、APA 案件に特化 ・国税総局に設置
協議者	DGT 担当官、納税者	DGT 担当官、納税者、 取引相手、相手国の税務当局	DGT 担当官、納税者、 BAPA 取引相手、BAPA 相手国の税務当局 (BAPA：二国間 (Bilateral) APA)
法規等	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法第 18 条：関連者取引と是正権限の定義 ・PMK No. 17/PMK. 03/2013：調査手順 ・PER 22/PJ/2013：関連者取引の監査手続き ・SE-50/PJ/2013：関連者取引を審査する税務監査官への詳細な手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・PER-48/PJ/2010：MAP プロセス実施に係る最初の規定 ・PMK-240/2014：BEPS 行動計画の初めての発行を受けて、MAP を開始できる当事者、MAP が最も拒絶されうるシナリオのタイプ、MAP と国内紛争対処プロセスとの関係を改めて規定 ・PMK-49/PMK. 03/2019：枠組み行動 14 に沿った規制で、一層の明確性、透明性、期限を設けた枠組みを規定し、租税関連の紛争の効果的な解決を図るもの ・PER-16/PJ/2020：MAP 交渉が 24 カ月を超えて継続する場合、期間延長と満たすべき一定の条件を定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・PER-69/PJ/2010：インドネシアにおける新たな紛争解決モデルの策定を発足 ・7/PMK. 03/2015：APA の提出および実施を詳細に規定 ・22/PMK. 03/2020：OECD/G20 BEPS プロジェクトの行動 14 に定める最低基準を採用し、紛争解決メカニズムの実効性を強化 ・PER-17/PJ/2020：コロナ禍により欠損ポジションにある企業の APA 申請について定めるもの
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・規則により、納税者は、控訴審の最終判決が下されるまで未払い税を支払わない権利を有する。ただし、不利な判決が下された場合、60%の追徴税が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二重課税からの実効的救済を提供する。 ・将来の APA の基盤となる。 ・交渉が 24 カ月を超える場合は期間を延長 (特定の条件で)。 ・議論において相手国の税務当局を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年にわたる積極的アプローチ ・5 年間にわたり確実性を提供し、APA 期間終了時に更新可能。 ・対象期間中のコンプライアンス負荷を軽減。 ・対象取引に関する税務監査のコスト削減。 ・二国間 APA の場合は二重課税を回避。

4. 最新の取組み - 移転価格事前確認制度 (APA)

(1) OECD/G20 の BEPS 行動 14 のより広範な目的に連動

- ・APA の対象範囲の拡大、申請プロセスの簡素化、タイムラインの明確化、遡及適用 (最大 5 会計年)。

(2) コロナ禍で影響を受けた納税者への対応

- ・納税者が提示する移転価格は、過去 3 会計年の CITR で申告した利益率の最低値を下回るべきではない。

- ・コロナ禍以前／通常の状態を想定して、APA 対象期間の財務予測において損益計算書に必要な修正を加える「柔軟性」を認める。
 - ・既存の APA とその条件を尊重するべきである。重大な前提条件の違反については、ケースバイケースで分析すべきである。
- (3) 独立企業間原則適用に関する追加項目
- ・特別な関係」の影響を受ける取引の定義を拡大。
 - ・「独立企業間の立場 (arm's length point)」と「独立企業間範囲内の立場 (a point within the arm's length range)」の使用
 - ・移転価格算定法の 1 つである評価の使用
 - ・「配当」とみなされる二次調整の適用

5. MAP の事例

税務調査で、西欧に所在するプリンシパル企業は請求や出荷といった管理的機能のみを果たしていることを根拠として、当該プリンシパル企業を「検証対象企業」すなわち「最も複雑性が低い企業」として選び、インドネシア税務当局は、インドネシア企業により製造された製品に対して当該プリンシパル企業はいかなる付加価値も創出していないと主張した事例を挙げた。

税務当局は、再販売価格法 (RPM) を用いてインドネシア企業の独立企業間販売価格を算定した。RPM の [市場価格 - (市場価格 * 比較対象企業の売上総利益率)] という定式を用い、市場価格はプリンシパル企業の帳簿に記載された販売価格を使用し、売上総利益率は一部のインドネシア上場企業から得られたものであるとした。

その結果、移転価格調整は、一次調整を行ったうえで、みなし配当に対する二次調整を行い、源泉徴収税を課した。国税総局は、プリンシパル企業の購入データも精査し、関連者間取引を検証するために内部比較対象取引が利用可能かチェックし、プリンシパル企業とインドネシア企業の両方について会社の業務運営、機能、リスク分析、および価値創出への貢献度を詳細かつ徹底的に審査した。轄当局 3 者 (3 Cas) と納税者 2 者の間でさまざまな会合を行った後、インドネシアと相手国の両方の管轄当局に移転価格調整を納得させることができた。

(報告：近藤勝美委員)

3-2 紛争解決 - 移転価格税制

スコット・トレット (オーストラリア租税協会)

1. ATO (オーストラリア国税庁) の理念

ATO は、納税者の大半が可能な限り税務リスクの回避を望むと確信している。そのためには、納税者が ATO の懸念事項について、また、法律のさまざまな側面あるいは経済領域に関するコンプライアンスに対する ATO のスタンスについて理解する必要がある。ATO では、納税者が ATO の見解を理解した上で、それに反して事業を行うという意識的な決定をしたときにのみ、紛争手続に入るようにすることを目標としている。

2. 紛争解決の概要

オーストラリアではリスクや紛争を避けたいという考えから、コンプライアンス実務ガイドライン (PCGs) を作成することで、納税者の教育をし、紛争が起きることを防止する対策が取られている。紛争解決は、紛争があるからという認識のもと、事前に問題を解決するという「早期介入」を掲げている。

ATO は申告前に必要な情報収集について、企業や個人にアプローチすることが認められている。企業等に信号のような赤黄緑などの色づけすることで、その企業等の危険度 (リスクゾーン) を色で示し公表している。そして、その色別の ATO のアプローチや対応も公表されているため、企

業等はそれぞれの状況に応じたプロセスを踏まえて問題や紛争を事前に解決できるよう努力することとなる。

移転価格の観点から、リスクのある企業が多いけれども、コンプライアンスガイドライン (PCGs) が細分化されており、この色による警告により調査や紛争件数も減っている。

例えば企業が赤色だと、「事前確認申請 (APA) に関する話し合いの早期開始を求めることができるが、適格性が認められた国内 APA プロセスに申請することはできない。」と確認できる。

経済協力開発機構 (OECD) が推奨する「Justified Trust」(裏付けのある信頼関係) のコンセプトを基盤としている。

3. コンプライアンスガイドライン (PCGs)

(1) ATO のアプローチ

リスクレベル	ATO のアプローチ
低	ATO は通常、貴社の輸入販売会社としての特性および活動の程度を確認する以外の目的で、輸入販売取引に関連する移転価格の結果について審査するためにコンプライアンスリソースを割り当てることはない。 ATO は、事前確認申請 (APA) に関する話し合いの早期開始に積極的に応じるが、それ以上に、貴社に正式な APA 申請を行うよう勧める可能性がある。また、貴社は、適格性が認められた国内 APA プロセスを申請することもできる。
中	ATO は、入手可能なデータを用いて貴社の取り決めに監視し、さらなるコンプライアンスリソースを割くことを決定する前に、貴社の状況をより良く理解するために連絡をする場合がある。 ATO は、事前確認申請 (APA) に関する話し合いの早期開始に積極的に応じるが、貴社に正式な APA 申請を行うよう勧める場合もある。また、貴社は、適格性が認められた国内 APA プロセスを申請することもできるが、前年の業績が審査される可能性がある。
高	ATO は、適切な措置の選択肢を検討し、貴社に移転価格方針の見直しを勧告する。これには、次のような措置が伴う可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴社への書面により、ATO の懸念を表明する ・ 貴社の輸入販売取引を積極的に監視する、または ・ 税務レビューまたは税務調査を開始する コンプライアンス活動の選択に当たっては、本ガイドライン記載の枠組みに加え、さまざまな要素を考慮に入れる。これらの要素には、貴社のグローバルサプライチェーン、関連者の税務プロファイル、リスクのある税金 (tax at risk) の額などが含まれる。 ATO は、常に損失を出している輸入販売取引を行う事業体について、移転価格のリスクが非常に高いと認識している。通常、貴社が当年度および過去 2 所得年度の合算で全体的に欠損ポジションにある場合、貴社のレビューを優先的に行う。 貴社は、事前確認申請 (APA) に関する話し合いの早期開始を求めることができるが、適格性が認められた国内 APA プロセスに申請することはできない。

(2) ATO の対応

リスクレベル	ATO の対応
白	合意済み/決定済みのアプローチの一貫性を確認する以外はレビューを行わない。
低	要な変更 (本ガイドラインの paragraph 33 (b) に定める通り) が無い場合、ATO の対応は、以下の通りである。 (a) 一般的に、コンプライアンスリソースを割り当てるのは、以下の目的のみ。 (i) 貴社の算定が ATO のガイダンスに従っているかを確認する、並びに (ii) 該当する指標のスコアを事実確認するなど、貴社の適格性を検証する。

	<p>(b) 貴社の金融取り決めに対し、コンプライアンス実務ガイドライン PCG2017/2「移転価格の簡易記録」の適用を延長する。</p> <p>(c) 希望に応じて APA に合意する。</p> <p>(d) 貴社の金融取り決めに対して迂回利益税を適用しない。</p> <p>ATO は、以下の例外となる状況が生じた場合には、貴社の関連者間金融取り決めをレビューするためにコンプライアンスリソースを割り当てる。</p> <p>(a) ATO が、貴社のリスクゾーン評価が証拠により十分に裏付けられていないと判断した場合</p> <p>(b) ATO が保有するデータおよび分析から特定の指標が不正確であるという懸念を抱いている場合</p> <p>(c) ATO が保有するデータおよび分析から指標の幅の中で位置ずれ（ドリフト）があるという懸念を抱いている場合</p> <p>(d) 貴社の関連者間金融取り決めが、本ガイドライン付則に記載されていない規定に関連して ATO によるレビューを受けているより広範な一連の状況に関連している場合</p> <p>(e) その他本ガイドラインの関連する付則に該当する場合</p>
低～中	ATO は、入手可能なデータを使用して積極的に貴社の取り決めを監視し、例外的取り決めをレビューする。見解の相違を解決するために、裁判外紛争解決手続（ADR）が有効な場合もある。
中	ATO は、見解の相違を理解し、解決するために、貴社と協力する。見解の相違を解決するために、ADR が有効な場合もある。
高	ATO の優先事案として審査が開始される可能性が高い。ATO は、見解の相違を理解し、解決するために、貴社と協力する。見解の相違を解決するために、ADR が有効な場合もある。
非常に高	ATO の優先事案としてレビューが開始される可能性が高い。事案は、直ちに税務調査に進む場合もある。貴社は、APA プログラムを利用することはできない。ATO は、情報を収集するために正式な権限を行使する可能性が高い。実際上、和解または ADR による紛争解決はより困難である。訴訟の見込みが増加する。

4. 例—無形資産に関する取引

リスクレベル	取り決めの例
高リスク	<p>例 1—無形資産の集中化</p> <p>例 2—無形資産の分離</p> <p>例 3—オーストラリアにおける無形資産および DEMPE 活動の無認識</p> <p>例 4—商品化前の無形資産の移転</p> <p>例 5—非独立企業間ライセンス契約</p>
中リスク	<p>例 6—無形資産の集中化</p> <p>例 7—ライセンス契約を通じた無形資産の権利譲渡</p> <p>例 8—受託研究開発契約</p> <p>例 9—費用分担契約</p>
低リスク	<p>例 10—無形資産の集中化</p> <p>例 11—受託研究開発契約</p> <p>例 12—費用分担契約</p>

（報告：近藤勝美委員）

3-3 紛争解決 - 移転価格税制について

プラビン・ラジ・カフル（ネパール税理士会）

1. ネパールにおける移転価格税制の背景について

ネパールでは、所得税法（Income Tax Act）2002 に則って、個人及び法人の所得に所得税が課税されることとなった。法人税、個人所得税、給与所得税等全て所得税法に規定されており、これらの所得税の管理管轄は財務省（Ministry of Finance）傘下の歳入局（IRD, Inland Revenue Department）で行われる。

2004 年には WTO（世界貿易機関）に加盟した。

2. ネパールにおける二重課税防止協定（DTAA）及び相互協議（MAP）について

ネパールでは、1996 年のノルウェーをはじめ 2019 年バングラデシュを含む 11 か国と DTAA を締結した。ネパールが締結したほとんどすべての DTAA には MAP 条項があり、当局と納税者間の信頼の下、ネパールの国内法に基づいて利用できるほか、納税者に追加の紛争解決方法を提供している。

そして、ネパールでは移転価格の問題に関し、経済協力開発機構（OECD）を参考に現在ガイドラインを作成中である。

3. MAP は紛争解決の実行可能な代替案となるか？

紛争は、納税者から提出された文書に基づく相互協議を通じて管轄当局（CA）によって解決される。具体的には、納税者から当該事案を管轄するその国の CA に文書により申請する。そして、申請が受理された場合は、条約相手国の管轄当局に書面を通じて通知する。ただし納税者が、租税条約に係る相互協議条項に規定する申請期間が過ぎた後に申請を行った場合は、CA は相互協議を受けつけない。又、申請書に不備があった場合と納税者が行った異議申し立てが正当ではないと結論付けた場合は、相互協議を拒否することが出来る。

そして、納税者には申請書の内容は真実である事を開示する責任と最新の情報を提供することが課せられている。

ネパールに投資する国が増え、それによる移転価格の問題が更に増加し、紛争が多くなることを踏まえ、紛争解決のための事前確認をするガイドラインの作成が急がれるところである。

（報告：玉田真委員）

3-4 紛争解決 - 移転価格税制

アバス・ジャオラワラ（インド勅許会計士協会）

1. インドにおける移転価格税制の概要

対象となる関連企業（AE）と取引を行う納税者は、独立企業間取引について会計士による移転価格証明書を提出する必要がある。すべての国際取引と特定の国内取引がその対象となる。

移転価格調整が認められなかった場合、20.97%の追徴となる。

2. 移転価格訴訟のプロセス

インドにおける移転価格訴訟のプロセスは 5 段階に区分される。

- ① 第 1 段階 調査官もしくは移転価格調査官（TPO）による調査である。
- ② 第 2 段階は 納税者が調査官もしくは移転価格調査官の決定に納得できない場合、所得税局長（CIT）あるいは紛争解決パネル（DRP）に不服申し立てを行うことができる。
- ③ 第 3 段階 納税者は所得税局長（CIT）や紛争解決パネル（DRP）の order から 60 日以内に所得税審判所（ITAT）に不服申し立て提訴する権利を有する。最終的な事実認定の確認を行う。

- ④ 第4段階 高等裁判所（HC）は、重要な法律解釈上の問題のみを取り扱う。
- ⑤ 第5段階 最高裁判所（SC）は、最終的な権限と拘束力を有している。

3. 2019年度報告書によるデータ

ニューデリーの国立財政・政策研究所は、2019年度のインドにおける移転価格紛争の報告書を作成している。報告書によれば、インドにおける移転価格訴訟の件数は、6,371件で世界3位であった。うち約72%が納税者によって提起され、残りの約28%が税務当局によって提起されている。納税者による控訴の約38%が全面的に認容されており、約44%が一部認容された。税務当局による控訴の約61%が棄却された。ITATが判決を下すのに平均2年かかっている。

4. 訴訟に至る典型的事案

- ① インド子会社が国外親会社に対して1%のコミッションを課したが、税務当局がコミッションを2%で算定した事案がある。
- ② インド子会社の広告宣伝・マーケティング活動
インド子会社が国外親会社のブランド等を用いて行う広告宣伝やマーケティング活動が、インドにおける親会社のブランドという無形資産の形成に寄与しているかどうか争点になるケースがある。
- ③ マネジメント料
インド子会社がスウェーデンの親会社に管理手数料を支払ったが、サービス提供を証明する書類が提出されなかったことから、移転価格調査官（TPO）によって取引の価額は皆無と判断された事案がある。

5. 紛争解決のメカニズム

紛争解決の手段は下記の3つがある。

- ① 事前確認制度（APA）
事前確認制度は、納税者と税務当局が移転価格に関して合意する制度である。
- ② 相互協議（MAP）
相互協議は、租税条約に適合しない二重課税が生じる場合、租税条約に則して納税者が利用できる税務紛争解決手段である。納税者はインド国内法とは別に、MAPによる救済措置を要請することができる。
- ③ セーフハーバー・ルール（SHR）
セーフハーバー・ルールは、利益率など一定の条件を満たす場合、税務当局が納税者の申告した移転価格を容認する制度である。

それぞれの特徴は下記の表のとおりである。

項目	事前確認制度（APA）	相互協議（MAP）	セーフハーバー・ルール（SHR）
性質	国内、二国間、多国間	二国間、多国間	国内
申請可能期間	以後5年間および過去4年間の遡及、計9年間	各年	各年
納税者の関与	直接的	間接的	直接的
利用の容易さ	MAPほど複雑ではなく、SHRより複雑	複雑	比較的複雑ではない
マージン率	競争優位	ケースごとに異なる	高いマージンが期待できる
納税者の選好	大・中規模の多国籍企業はAPAを選好	一般に、両方の国で移転価格の圧力に直面している大企業が選考	中・小規模の多国籍企業はSHRを選好

確実性	虚偽陳述や不誠実な	双方の当局が受け入れ可能な結論に達した場合は、かなり確実性が高い	虚偽陳述がない限り、かなり確実性が高い
期間	国内 APA は約 30 カ月、 二国間 APA は約 40 カ月	2～3年	即時

6. 最高裁判所による画期的な判決の紹介

インド子会社が国外親会社から直接購入したコンピューターソフトウェア（ハードウェアと一体になったユニット）の代金は、ロイヤリティではないため源泉徴収税は適用できないと判断された事案である。

（報告：井上五郎委員）

セッション4 各国の最新情報 - 課題支払利子税制、過少資本税制

○モデレーター：モンゴル税理士会 A・タミール

○スピーカー：マレーシア勅許租税協会 ハルヴィンダル・シン

香港会計師公会 デズモンド・ウォン

モンゴル税理士会 アルタンザヤ・グンセン

ウヤンガ・バトムフ

インドネシア税理士会 イフワン・スカルディ

4-1 マレーシア最新情報 - 利子控除制限と過小資本税制

ハルヴィンダル・シン（マレーシア勅許租税協会）

I. 概略

マレーシアではこれまで過少資本税制は導入されておらず、2019年に新たに過大支払利子税制が導入されている。

II. 所得税法における従来の支払利子の扱い（損金算入規則）

1. 一般的な控除条項（1967年マレーシア所得税法（ITA）§33（1））

所得金額は、その所得収入を得るためのみに発生した支出及び費用の金額を控除して算出される。

控除されるのは、その期に発生した（債務が確定した）対外的に支出された損益取引である費用で、支出の額と目的が全てその収入を得るためのみに関わるものである。

2. 借入金の支払利子の損金算入

① 損金算入要件（ITA §33（1）（a））

借入金の支払利子は、以下の条件が満たされている場合、控除が認められる。

- (1) 所得の創出に使用された借入金の利子
- (2) 所得の創出のために使用されまたは保有される資産に使われた借入金の利子

② 損金算入制限（ITA §33（2））

- (1) 借入金の支払利子は、資金が貸付または投資¹のために使用された場合、全額の控除は認められない。
- (2) 資金の一部が貸付や投資に使用された場合は、§33(2)に定められている利子制限

¹ 不動産、株式等への投資をいう。

計算式に基づき、支払利息の一部について損金算入が認められない。

Ⅲ. 過大支払利子税制 (ITA § 140C)

1. 制度創設

マレーシアでは 2019 年に過大支払利子控除制限税制 (Earning Stripping Rules - Restriction on Deductibility of Interest) が導入された。

マレーシアの法人税の所得計算は日本の所得税のように所得分類されているのだが、そのうちの事業所得に対する支払利子の損金算入を制限するものである。

BEPS 行動計画 4 に対応した改正である。

2. 対象法人

関連者間取引で金融支援を受けた法人が対象となり、個人、金融機関、保険会社、再保険会社、不動産開発業者、建設請負業者は対象外である。

関連者間取引とは、一方が他方を支配している関係にある二者間取引等をいう。ここで、支配とは、持株比率 20%以上で、一方が他方の会社の事業活動に影響をもつなどしている関係をいう。

3. 発効

2019 年 7 月 1 日に発効し、2019 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度から適用される。2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までの会計年度において最初に適用される。

4. 制度の内容

関連者間取引におけるマレーシア国外からの金融支援による支払利子控除については税務上の EBITDA²の 20%を上限として支払利子の控除を制限する。控除限度額を超過した支払利子は、株主同一要件を満たす限り翌年度以降に繰越可能である。

税務上の EBTIDA = A + B + C

A：この既定により支払利子への制限を加える前の当期の事業所得

B：二重控除、追加控除、大臣が認めた特定の控除の支出

C：関連者間の金融支援にかかる支払利子の合計額

5. 適用の下限

下記の者に対する支払利子が 50 万リンギット (およそ 1,500 万円) を超えた場合に限り適用する。

① マレーシア国外の関連者

② マレーシアに恒久的施設を保有するマレーシア国外関連者

③ グループ内の関連者によってその借入が保証された借入金のマレーシア国外の第三者の貸主

6. まとめ

§ 140C は、関連者間取引におけるマレーシア国外からの金融支援による支払利子控除に影響を与える。

(報告：井上友一委員)

² 税引前利益に支払利子、減価償却費を加えて算出される利益をいうが、マレーシアでは税法上、減価償却を行わない。

I. はじめに

香港には過少資本税制は導入されていないので納税者は利子控除を使いやすい。移転価格税制、租税回避否認規定の適用があり税務調査の対象となっている。

II. 香港における利子控除に関する一般規則

1. 内国歳入法（IRO）における利子控除要件

- ① 課税対象所得創出のために発生した利子、または資本的性質（所得を産み出す性質）を有する利子であり、納税者の主たる事業に関わるものであること
- ② 資金の出し手が金融機関であるか否か、および貸手が香港所得税課税対象か否か

2. 利子控除できるもの（IRO § 16 (2)）

- ① 金融機関／公益企業による融資
- ② 金融機関等／金融機関以外からの融資 貸手が利子所得課税され、預金担保、利子環流アレンジメントがないこと
- ③ プラント・機械・株式のためのローン 関連会社以外からの借入金で、預金担保、利子環流アレンジメントがないこと
- ④ 上場企業等の適格社債等 利子環流アレンジメントがないこと
(ア) 担保貸付テスト 貸付が預金担保貸付の場合または納税者の関連者による貸付であり、当該貸付にかかる利子が香港で課税対象ではない場合の利子控除は認められない。
(イ) 利子環流テスト 借入元金にかかる利子が納税者の関連者に直接または間接的に支払われ、その利子が香港で課税対象とならない場合、利子控除は認められない。
(ウ) 適格社債 貸し手から受領した上場社債等にかかる利子が借り手またはその関連者に還流し、かかる利子が借り手または借り手の関連者が受け取った場合、借り手が受け取った利子の一部または全額が控除不可となる。

3. 利子控除における問題点

香港で利子所得課税されることが利子控除の原則的要件なので香港の課税権の及ばない海外グループ会社に対する支払利子は通常、控除が認められない。租税回避防止のための措置であるが、税務上のミスマッチ（二重課税）が起こりうる。香港の資金調達のハブ機能における障害ともいえる。

さらに、利子控除に対する柔軟性が高いが明確性に欠けグレイエリアが存在すること、移転価格ルール等が関係し大幅な利子控除が起きていること等が問題点とされる。

III. 受動的所得にかかるオフショア所得非課税制度

1. 概要

香港における新しい税制として「受動的所得にかかるオフショア所得非課税制度対象」が2023年1月から施行される。

対象納税者とみなされるのは多国籍企業グループ傘下の全ての構成事業体である。多国籍企業グループとは、最終親会社又は事業体の所在国若しくは地域以外に事業体又は恒久的施設を少なくとも1つ保有しているグループを指す。対象オフショア受動的所得とされるのは香港のオフショアから受け取る配当、株式譲渡収益、受取利息、知的財産権の使用料収入である。

多国籍企業グループの構成事業体が香港で受け取った対象オフショア受動的所得については、その構成事業体が経済的実体（ES）要件を満たさない限り、香港源泉所得と見なされ、香港所得税の課税対象となる。

2. 経済的実体要件等

- ① 香港で十分な数の的確な従業員を雇用し、十分な金額の営業費用の負担があれば実質的な経済的活動が香港で十分に行われている場合であり経済的実体があるとされる。
- ② 純粹持株会社においては、株式の保有と管理及び香港会社法に基づく会社の登録および申告要件の遵守と香港での十分な人的資源と施設の保有があれば実質的な経済的活動ありと認められる。
- ③ 香港に経済的実体要件を満たす香港企業は、利子は香港所得税の課税対象とはならない。海外企業に支払われた利子費用は控除できない。
- ④ 香港に経済的実体がない香港企業は、ES 要件を満たしていないため、利子は香港所得税 16.5%の課税対象となる。
- ⑤ グループ間金融事業に従事していない場合、海外企業に支払われた利子費用は控除が認められない可能性がある。

IV. 適格コーポレート・トレジャリー・センター (QCTC)

金融機関でない貸手に対して支払う利子費用については、利子の受け手が香港で課税されていない場合、香港では控除が認められない。そこで、適格 CTC 優遇税制度を設けて利子控除が認められることとなった。

適格 CTC とは、金融機関以外で以下の 3 条件のいずれかを満たすものをいう。

1. 香港で「企業財務活動」のみを行うもの
「企業財務活動」とは、以下のものをいう。
 - ① 香港外の関連会社に対する資金の融資
 - ② 香港外の関連会社に対する「コーポレート・トレジャリー・サービス」の提供
 - ③ 香港外の関連会社の事業に係る CTC 自身が従事する「コーポレート・トレジャリー取引」の遂行
2. 「セーフハーバー・ルール」を満たすもの
単年度または複数年度のコーポレート・トレジャリー収益およびコーポレート・トレジャリー資産 \geq 75%であること
3. 内国歳入局 (IRD) 長官が適格 CTC として承認したもの
4. 以下の二つに該当しないもの
 - ① 貸手の利子所得が香港の税率 (8.25%もしくは 16.5%) 以上の税率により海外で課税されていること
 - ② 香港における繰越損失制度の利用がないこと

V. まとめ

国外の関連会社へ支払われた利子費用については概して減カツカツ複雑な控除ルールがあり、QCTC 制度下でも課題や制約が多い。

香港政府は、ファミリーオフィス向け優遇税制措置を提案しており、利子所得／利子費用に関する優遇税率は今後も重要課題であり続ける。

(報告：中西良彦委員)

I. 概略

モンゴルは OECD の BEPS プロジェクトに参加、BEPS プログラムに沿う形で 2020 年 1 月 1 日から税法改革を実施しており、過小資本税制に対するルールもアップデートされている。他にも BSPS プログラムに沿った国際課税の新しい概念が多く導入されている。今回のセッションのテーマに関しては次の通りである。

II. 過小資本税制

1. 1992 年から 2006 年まで
法人税法に過小資本税制に関する規定はなかった。
2. 2006 年 6 月 29 日改正（2007 年 1 月 1 日施行）
過小資本税制を導入、出資額の 3 倍を超過する納税者の債務（借入金）の支払利子については納税者の必要経費ではなく、出資者への配当とみなし、配当課税を課すことにした。
3. 2. の税制改正に伴う支払利子の課税所得からの控除の可否について
 - ① 製造や業務、サービス、不動産購入にかかる利息 → 課税所得から控除
 - ② モンゴルの永住者で納税者を支配下に置いている場合の支払利子 → 課税所得からの控除はできず、配当とみなし、課税
 - ③ 投資家への支払利子 → 借入金が投資金額の 3 倍未満なら控除可能、3 倍以上の場合は配当とみなし、課税
 - ④ 借入金により資金調達をした建物の建設や設備投資にかかる支払利子 → 課税所得から控除可能
4. 2019 年 3 月 22 日改正（2020 年 1 月 1 日施行）
2019 年の法改正では、上記 2. に加え、EBITDA の 30% 制限が盛り込まれた。
5. 4. の税制改正に伴う支払利子の課税所得からの控除の可否について
 - ① 課税所得から利子所得を他者に分配するために発生する際に生じる支払利子 → 控除可能
 - ② 全ての関連者³間取引において控除可能な支払利子 → 利息、減価償却費および償却費を除く、会計期間の売上高合計から法律に定める条件を満たす費用を差し引いた額（EBITDA）の 30% を上限として控除可能
 - ③ 投資家への支払利子 → 算式「支払利息 - 投資金額 × 3」で算出された金額は控除できず、投資家への配当とみなし、課税
 - ④ モンゴルの永住者である個人からの借入金利子 → 課税所得から控除不可

III. 現状および課題

モンゴルの税法には前段のとおり 2007 年に法人税法にはじめて過小資本税制が導入され、その後 BSEPS プロジェクトに参加、それにともない BEPS プログラムの導入により、2020 年施行の改正法人税法に新たな過小資本税制規定が盛り込まれた。

モンゴルでは、外資系企業の大半が鉱業分野での事業を展開している。この分野では大規模な初期投資の必要性から、海外にある親会社や子会社との間での高額な取引が発生するため、2020 年施行の改正税法の重要性がますます高まっている。

³ 「関連者」とは、ある者が「他の者または 2 以上の法人の資産、支配または経営に直接または間接的に関与し、それらの間の取引条件および経済的結果に影響を与えることができる」場合、かかる者は「関連者」とみなされる。
(一般税法第 27 条 1 項)

しかしながら、法令施行からまだ2年と日も浅く、正直なところ、現時点では法令の具体的な適用方法が一部不明確な点もあり、結果として、進出外資系企業の「租税回避」については、さまざまな形で問題や紛争が残っている。

(報告：松岡宣明委員)

4-4 インドネシア最新情報 - 利子控除制限と過少資本税制

イフワン・スカルディ (インドネシア税理士会)

I. 概略

インドネシアでは、以前は租税回避として過大支払利子を否認していたが、今は過少資本税制が導入されている。

II. インドネシアにおける過少資本税制の変遷および概要

1. 変遷

- ① 2008年所得税法による創設は国外当市企業から圧力により数日で失効
- ② 2015年 財務大臣規定第169号 (PMK-169)
- ③ 2017年 国税総局長規定第25号 (PER-25)
- ④ 2021年 国税規則調和法 (HPP法)

2. 概要

- ① BEPSが推奨するアプローチではなく負債資本倍率 (Debt to Equity Ratio: DER) アプローチを採用している。
- ② DERは、最大4:1と規定されている。
- ③ DERは、第三者からの負債、関連者からの負債のいずれにも適用される。
- ④ DERに加え、利子控除を制限するもう1つの方法が導入される可能性がある。

III. 所得税法の規定

1. 所得税法18条1項は「財務大臣は、本法に基づく税額算定の目的で、会社の負債資本倍率に関する法令を發布する権限を有する。」と規定する。
2. 上記第1項はPMK-169を發布する法的根拠として機能している。
3. 同法18条3項は、「国税総局長は、・・・特別な関係を有する納税者の課税対象所得額を算定するため、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、その他の方法を用いて、・・・を再決定するほか、負債資本倍率を決定する権限を有する。」と規定する。これは、DER導入以前の過大支払利子税制で、個別的租税回避否認規定の一つとして機能していた。

IV. 財務大臣規定第169号 (PMK-169)

1. PMK-169は、税務上の利子控除を算定する目的で、DERを最大4:1と規定している。
2. PMK-169で規定されている内容
 - ① 適用が除外される納税者
 - (1) 銀行
 - (2) 金融機関
 - (3) 保険会社及び再保険会社
 - (4) 石油・ガス、一般的な鉱業、その他の鉱業分野で、生産物分与契約、業務請負契約、鉱業協力協定、およびその他関連する契約や協定でDER(*)に関する条項を含むものに基づいて事業を行う納税者

(*)契約・協定が DER を規定していない場合、または失効している場合、該当する納税者は DER を 4:1 とする規定に従うものとする。

- (5) 所得の税額が源泉分離課税の対象となる納税者
- (6) インフラ部門で事業を行う納税者

② DER 算定の負債

- (1) 長期負債
- (2) 短期負債
- (3) 有利子の営業債権
 - ・ 第三者からの借入か関連者からの借入かは問わない。
 - ・ 関連者からの無利子借入は除外する。

③ DER 算定における資本

- (1) 一般的な会計基準に基づいて貸借対照表に記載される資本
- (2) 関連者からの無利子借入 (第 1 条第 5 項)

④ 制限の対象となる財務費用

- (1) 借入金利子
- (2) 借入に関連する割引額および割増額
- (3) 借入金契約
- (4) リース契約における金融費用
- (5) 保証料
- (6) 上記の財務費用から生ずる外国為替取引

⑤ DER の算定の結果損金として控除できないもの

DER が 4 : 1 を超える負債から生じた利子は控除できない。また、借入費用が独立企業原則を満たすことができない場合、または、借入費用が非課税所得または源泉分離課税対象の所得を生み出すために使用された場合は、利子の控除はできない。

⑥ DER の算定において注意すること

(1) DER 算定に用いる負債の額または資本の額は会計年度またはその一部における負債または資本の月平均残高である。

(2) 負債額からは非課税所得を生むために使用された負債の額を除外する。

(3) 資本額は関連者からの無利子借入を含む。

(4) DER が 4:1 を超える場合は、控除対象の借入費用は調整しなければならない。

(5) 所得の一部に最終分離課税 (ファイナルタックス) (*)が課税される場合は、借入費用の損金算入は比例配分される。

(*)インドネシアでは、売上総額が 48 億ルピア未満の特定の企業には、売上総額に対して 0.5%の最終分離課税が課せられている。

⑦ 報告義務

オフショアプライベートローンを受けている納税者は、国税総局長に報告書を提出しなければならない。その報告を怠ると関連する借入費用は損金不算入となる。報告方法は国税総局長により規定される。

V. 国税総局長規定第 25 号 (PER-25)

1. 要点

- ① DER 算定において、その存在を公式に確認できない債務は除外する。
- ② 借入費用が資産取得の一部として資産計上された場合、それらは控除対象外の借入費用となり、対応する減価償却費は控除できない。

2. 報告要件

①インドネシアで設立または居住する納税者、②資本が株式で構成される納税者、③負債がある納税者、④課税所得の計算で借入費用を控除する納税者については、DER 算定のため

の添付文書を年次法人所得税申告書（Corporate Income Tax Return、CITR）に添付する必要がある。

また、オフショアローンを受けている納税者は、「オフショア」ローンの概要をCITRに添付する必要がある。

VI. 国税規則調和法（HPP法）

2021年に制定された国税規則調和法において所得税法の一部が改正され、移転価格税制で関連会社間取引価格と独立企業間価格との差額は配当金とみなされるようになった。

したがって、借入費用が独立企業原則を満たすことができない場合、独立企業間価格を超える額は配当とみなされ、源泉徴収税が課される。

VII. 課題

1. 納税者の資本残高がゼロまたはマイナスの場合、すべての借入費用は控除対象外となる。欠損の状態にある納税者は、借入費用を繰り越すことができるか。
2. インフラ事業参加企業などDERの適用除外を受けている納税者に関するガイダンスがない。それらの企業は、義務づけられている報告書を提出すべきかどうか、どのように提出すべきか。
3. 借入費用の制限として、DERを使用することは、過大支払利子税制アプローチと比較して不利である。DERは企業が負債に支払う高い利率について高い柔軟性を持たせており、大規模グループや多国籍企業が増資によってDERの結果を操作しようとする傾向がある。

（報告：井上友一委員）

セッション5 災害と税制／パンデミック後の税制改革

○モデレーター：日本税理士会連合会 三谷英彰
○スピーカー：日本税理士会連合会 丸岡美穂
中国注冊税務師協会 シャオキアン・ウー
中華台北記帳士公会全国連合会 ドリス・ワン

5-1 日本の災害税制と課題

丸岡美穂（日本税理士会連合会）

1. 初めに

私は、日本の東北地方の税理士である。1997年に税理士登録したので、今年で税理士経験は25年になる。事務所は、宮城県の沿岸部にあり、そこは2011年に起きた東日本大震災で、もっとも被害が大きかった地域である。自宅はその隣町にあったが、すべて津波によって流失した。家は失ったものの、幸いにも、家族は全員無事で、事務所も1週間ほど床上浸水はしたものの、人的被害はなかった。クライアントの約7割が、社屋や工場等を失い、人的にも大きく被害を受けた。私は自宅を失ったため、同居していた両親と主人、子ども3人の家族7人で、避難所や親戚の家を転々とした。

被災地の税理士会を初め、日税連でも、被災した納税者の税務相談を無償で実施した。私自身も、当時、石巻支部の税務支援部長として、石巻支部や宮城県支部連合会、税務当局との連携により、被災者向け無料税務相談を開催し、多くの税理士会員のご協力を得た。

そのような震災直後の状況から、数年間の復旧・復興期間、さらには、10年余り経過した現在の状況を定点観測し、私たちが見たもの、経験したことから、災害税制の現状と課題について、お話ししたいと思います。

2. 東日本大震災

(1) 被害の概要と施策

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、死者約2万人、行方不明者約2,500人、全壊した住家は約12万2,000戸と、甚大な被害をもたらした。震災直後の避難者は約47万人にも及び、直接的な経済的損失は水産業だけでも1兆2,637億円にもものぼる。

その復旧・復興については、10年間を一区切りとして、38兆9,033億円の予算が使われた。その内容は、住宅再建や道路などのインフラ整備等に、34.6%の13兆4,640億円、原子力災害からの復興・再生に、7兆4,017億円19.0%、その他は、被災者の生活再建や観光・水産業などの支援であった。

その財源は、2013年から2037年までの、25年間前倒しの所得税の増税と2012年から2014年までの2年間の法人税の増税である。法人税の増税が2年で打ち切りになったのは、消費税の増税があったためである。

具体的な復旧・復興への支援は、個人については、被災者への支援金、住宅再建への支援金、被災した住宅地の買取、各種料金や税金の一部減免などであった。企業に対しては、社屋・設備の復旧や代替地の取得に対する補助金や、震災前の借入金の返済猶予や免除などが主なものであった。

これらの支援策や民間企業やNPO、ボランティアの支援により、10年間で被災した民間の産業はおおむね復興を遂げ、防災を最優先に設計された社会的インフラも再建、被災者用の災害公営住宅も建設・入居が完了した。

(2) 影響

その一方で、被災地からの人口流出は増加した。10年間で、被災した24市町村平均で16.2%の人口減少、最大39.5%という状況となった。その原因は、被災した地域が広範囲にわたったことにより、社会的インフラの復旧が遅れ、雇用の場が確保できず、また、住宅再建のメドにも時間がかかったためと思われる。

それらの多くの支援により、個人や企業にも、さまざまな変化が発生した。

好ましい変化については、各種政策により、防災や目的をもったまちづくりが実現したことである。都市部からの専門家を交えてじっくりと吟味し、住民の合意を得て、被災者向けの復興住宅やテナント、住宅地や道路、橋、防潮堤などのハード、そしてソフトの両面から、震災以前よりよい形でまちづくりの原型ができたことといえる。

反面、好ましくない変化もあった。被災して甚大な被害を受けた各家庭では、支援により復旧を果たしたものの、長期間にわたり支援を受けてきたため、それに慣れてしまい、支援が当たり前という意識に変化したところも多くあったことである。

企業では、補助金により、設備は最新で快適なものになったが、住民が被災していない場所に移転してしまったため、雇用が確保できず、設備投資をする際に計画した通りの経営が実現できない状態になった。また、個人と同様に、企業でも、補助金ありきの事業計画や設備投資という気質に変化してきたという状況となった。

支援策で、復旧は果たすことができたものの、自立を促す施策になっていたかどうかは精査・検討の余地があると思われる。

3. 日本の災害税制

(1) 概要

災害税制は、個人事業者や企業向けの特例は、被災代替資産の特別償却や被災した従業員の賃金の税額控除、補助金の圧縮記帳、不動産の収用の特別控除などであるが、それ以外の特例に関して、税目別は以下の通りである。

まず、個人所得税では、所得税を一定額減額する災害減税法、災害で損失を受けた家屋・家財等を所得税の計算上所得控除する雑損控除、被災した住宅と再建した住宅の住宅ローンの税額控除をどちらも適用できる措置、そして、雑損控除を、前年の所得税に繰戻して還付する措置が主なものである。

法人税では、特に、震災前の借入金、国の支援機関と金融機関との協議で免除となった場合、その債務免除益の課税については、適用期限が来て切り捨てになった欠損金を復活させ、免除益と相殺できる、という措置が主なものである。

贈与税や相続税については、甚大な被害を受けた土地を、申請により、課税当局がそれぞれの状況に応じて個別に評価するという措置が主なものである。

これらの税制は、既存の税法の特例を拡充するにとどまっており、災害時の救済措置として十分であったかどうかは検討の余地があると思われる。

(2) 検討事項

その中でも特筆すべき検討事項は以下の通りである。

個人所得税については、災害損失を雑損控除として、所得控除できるが、所得控除の中でいちばん初めに控除されるため、他の所得控除が控除されずに切り捨てられてしまう点である。法人税については、被災した不動産は時価が著しく下落しているにもかかわらず、その評価損は実現するまで計上できない点が挙げられる。

また、個人事業者にも該当するが、貸倒引当金や投資有価証券の債権額について、債権先が甚大な被害を受けているにもかかわらず、倒産や廃業などの事実が発生していなければ、帳簿価格を引き下げることができない点も検討すべきと思われる。

贈与税・相続税については、相続時精算課税制度を適用して贈与した財産は、被災して著しく時価が下落したり、現物がなくなったりしたとしても、この制度を適用して贈与した財産は、贈与時の価格で課税されるという点である。

4. 災害税制の課題と方向性

災害税制がその本来の目的を実現させるためには、「将来の災害に備える」「被災者を救済・支援する」「災害後の復興を支援する」という要素が必要と考えられる。

しかしながら、それらは、税制だけで解決できる訳ではなく、他の支援策なども考慮して、支援に依存しない、自立を促す政策が重要と思われる。

また、各省庁でそれぞれの支援策を講じているが、課税当局にその情報が事前に共有されていないため、納税者への情報提供が遅れるケースも多い。

各省庁の連携は、被災者の経済的な面での不安感を払拭でき、その結果として、各政策における当初の目的を効率よく達成できるという効果があると思われる。

復旧だけでなく、復興を後押しし、災害以降に、関連する損失を最小限にするには、税制として必要とされることは何であろうか？

まず、災害の復旧から復興のプロセスの中では、マンパワー、とりわけ若い世代の力が必要となる。

そのための施策として、若い世代への資産の移転を容易にすることで、復興にかかわる人材を支援し、必要な場所に集約させる税制などが考えられる。

例えば、復興人材への贈与税の特例や、寄付金を受ける側の税制の特例措置、ボランティアをする人に対する特例などが考えられる。

また、支援に頼るだけでなく、自立を促す税制としては、勤労意欲や災害への備えを促進する税制が考えられる。具体的には、支援金の使途による特例や被災者を雇用する企業だけでは

なく、被災勤労者自身への特例、さらには、補助金を申請しなかった企業への特例などが考えられる。

さらには、人材育成や経営再建に寄与する税制として、例えば、被災企業と取引した場合や震災孤児を支援した場合の特例などが考えられる。

これらは、災害の都度、特例措置を講じるのではなく、税制以外の部分も含め、パッケージ化し、簡易な方法によりこのパッケージを適用する方式とすれば、迅速で分かりやすく、潜在的な被災者も含め、税に対する予測可能性が担保され、使いやすくなるのではないかと思われる。

以上、世界各地で災害が発生している状況を鑑み、日本の災害税制について報告した。

11月21日に発生したジャワ島の地震による被害が早期に復旧することを祈る。

(報告：丸岡美穂副部長)

5-2 災害と税制 - パンデミックを乗り越える税制

シャオキアン・ウー (中国注册税务师協会)

オンラインによる参加となり、以下に示す資料に基づいて補足解説が行われた。

改革1：感染症防止対策を支援する税制の創設

項目	内容
保護&特別措置	個人所得税において、雇用主から受け取る臨時就労補助金、ボーナス、医療必需品の所得控除
生活必需品の供給側での措置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要品製品製造業における月次での増額留保増値税仕入税額控除の全額還付申請導入 ・公共交通機関、生活必需品の配達、ライフサービス関連から取得する収入に対する増値税の免除 ・保健当局による直接輸入した医薬品に係る関税、輸入増値税及び消費税の免除
寄付金控除	<ul style="list-style-type: none"> ・慈善団体又は政府を通じて医療機関に寄付された現金及び現物での寄付は、法人税及び個人所得税において全額控除 ・医療機関に寄付された医療品については、法人税及び個人所得税において全額控除され、増値税・消費税・都市建設維持税・教育費付加についても免除

改革2：税・費用の還付、減額と繰延の継続策

項目	内容
目的：経済成長、雇用、生計	2022年：複合税制の3年目となる年 <ul style="list-style-type: none"> ・零細企業と個人事業における「六税二費（注1）」の減免政策 ・零細企業、製造業を含む13業種における増額留保増値税仕入税額控除の全額還付申請導入 ・経営難にある産業、零細企業、個人事業における社会保険料の一時的な支払猶予 ・研究開発及び設備投資に対する特別控除

改革3：非接触型オンライン税務サービスのアップグレード

項目	内容
多機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・税制ガイド（ニュース、解説、判例、分野別ガイダンス） ・租税に関するオンライン手続き（233）
多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト、e-tax 事務局 ・WeChat アカウント、tik-tok ビデオチャンネル
情報武装	<ul style="list-style-type: none"> ・AIによる24時間対応のタックスコンサルティング ・統一化したナレッジタグシステム（4,219項目、9カテゴリー） ・先進した税務申告に係る税改革

改革4：未来志向型の財政・税制政策のトレンド

項目	内容
経済成長	<ul style="list-style-type: none"> ・消費と供給向上を進める財政・税制改革 ・パンデミックに打ち勝つ経済成長
所得の公正な分配	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の最適化、広範にわたる個人所得税の累進課税 ・税・社会保険・社会保障給付に再分配機能による可処分所得（税額控除後）と感染症対策資金の増加 ・寄付を促進することによる、税の第3次配分（注2）
グリーン開発とイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・CO₂削減に係る研究開発及び先端テクノロジーを適用してグリーン消費を促進 ・基礎研究費用の特別控除

（注1）「六税二費」とは「6つの税金と2つの附加費用：①資源税、②都市維持建設税、③不動産税、④城鎮土地利用税、⑤印紙税、⑥耕地占用税、⑦教育費附加、⑧地方教育費附加」である。以下サイトより引用。

<https://legalex.co.jp/column/china-tax-incentive-220308/> 令和5年1月11日最終アクセス

（注2）「第3次配分(Third distribution)」とは、民間部門でも支配的役割と社会的責任に基づく富の配分のことである。

参考サイト：<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=73aeb8b1-9f86-44fc-bee7-ed44b7188116>

令和5年1月11日最終アクセス

その他参考文献

「COVID-19:中国における税務措置動向」

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/covid-19-overseas/assets/pdf/china-tax200429.pdf>

令和5年1月11日最終アクセス

（報告：笹尾博樹委員）

5-3 災害と税制 - パンデミック後の税制改革制

ドリス・ワン（中華台北記帳士公会全国連合会）

コロナによるパンデミック後の台湾での税務支援においては、（1）企業は減税措置を申請することができる。（2）防疫隔離休暇によって支払った従業員給与については、二重控除を適用

することができる。(3)納付期限の延長と免税措置は自動的に実施される。という3つの方針が適用される。

財務省による税務支援の10の事例は、以下の通りである。

1. 中小企業の法人税額を減額

税務当局は、コロナの影響を受けた企業の売上高を検証及び調査をした上で、事業税を減額することができる。また一部の企業においては、所得税が大幅に減免される可能性がある。

2. 過払い事業税の還付を支援

2020年5月13日に財務省は、「新型コロナの影響による事業税過払いに関する企業の還付申請の審査にかかわる作業原則」を交付した。

3. 損失を過去期間に転換

企業は、2020年度第1四半期の損失を2020年度上半期の損失見込額に転換することができる。これを2018年度の未処分利益剰余金に対する控除項目として計上することができる。

4. 一時休業または営業地域を縮小した事業者について、固定資産税の税率削減

パンデミックにより客室稼働率が低下または一時休業あるいは営業地域を縮小したホテルの所有者は、固定資産税の負担を軽減するため、税率を営業用の3%から非住宅・非営業用の2%または住宅用の税率に変更するよう所轄の税務署に申請することができる。

5. 車両を使用していない期間の自動車ライセンス税の免除

パンデミックにより登録車両を使用する意思がない車両所有者または使用者は、交通部に車両の使用停止を申請することができる。使用停止が申告された車両は、使用停止が宣言された期間中の自動車ライセンス税を免除される。

6. 娯楽産業の日割りベースでの税の減免申請を認める

パンデミックの影響により休業したまたは営業収入が減少した娯楽業の事業主は、営業しなかった日数を控除するか、使用しなかった娯楽施設の固定税を日割りで減額する許可を、税務署に申告することができる。

7. 防疫隔離休暇中の従業員賃金につき、二重控除を認める税制優遇措置

企業等は、中央流行疫情指揮センター司令官が発表した規制または措置に従って、予防休暇または防疫隔離休暇を申請する。休暇を取得した従業員が休暇中も給与を支払われる場合は、支払った給与の200%を、当該年度に支払うべき所得税から控除することができる。

8. 税の申告及び納付期限の延長、分割納付

隔離措置・防疫または予防措置のために税の申告及び納付を期限内に完了することができない者について、税務当局は率先し、税の申告及び納付期限を3月から5月に延長することを発表した。また、特別規則施行期間中、パンデミックに影響を受け、所定の納付期間中に税を支払うことができない納税者は、納税額にかかわらず、延納または分納を申請することができる。延納の最長期間は1年(一括払いの場合)または3年(分割で36回払いの場合)である。

9. 受け取った補助金・給付金に対する所得税の免除

新型コロナに起因して、企業等が税府から受領した補助金・手当・補償金については、所得税が免除される。

10. 所得税申告期限の延長と税金還付の前倒し

2021年度の所得税確定申告期間は、本来2022年5月1日から6月1日であったが、これを2022年5月1日から6月30日に延長することが交付された。さらに2021年度の所得税確定申告による税金還付を1か月前倒した。

(報告：三谷英彰副部長)

中国注册税务师協会 常務理事
フランク・シュー

中国におけるデジタル課税の動向

中国のデジタル経済の現状

中国におけるデジタル経済の規模は 2016 年の 22.6 兆元（約 406 兆円）から 2021 年には 45.5 兆元（約 819 兆円）へと 5 年間で 2 倍以上に拡大している。

デジタル経済の枠組みは次のとおりである。

- 1 デジタルデータの収集、デジタルプライシング、デジタル取引など、デジタルデータを貨幣として可視化。
- 2 通信、ソフトウェアサービス、インターネットなどのデジタル産業化
- 3 農業、工業、サービス産業における産業のデジタル化
- 4 民間におけるデジタルテクノロジーとデジタルガバナンス及び公共部門におけるサービスのデジタル化

デジタル経済で浮上する新たな税務課題

デジタル経済は主に次の 4 つの分野に分けることができる。

- 1 メタバース
- 2 クロスボーダービジネス
- 3 プラットフォーム経済、シェアリングまたはギグエコノミー
- 4 暗号資産

これらの目に見えないデジタル経済に対し、現行の税制を適用するのは困難であり、デジタル経済にどのように課税し、どのように公平に配分するかが課題となる。

中国の税務行政改革における動向

中国における税務行政改革は、まず、実地調査と業務の部分的なコンピュータ支援による「経験主導」から始まり、次に、オンラインによる税務申告と納付やコンピュータによるインボイス監視システムによる「インボイス主導」に

移行し、将来的にはビッグデータ技術に基づく行政システム、デジタルインボイス、リアルタイム報告、システムへの直接アクセスによる「デジタル主導」を目指している。

税収に占めるデジタル経済の比重が高まっており、オンライン申告が標準となっている中で、今後は完全なデジタルインボイスによる取引が非常に重要となってくる。

大連税務当局の状況

ひとつの例をあげると、大連税務当局では、税務申告、納付、還付はあらゆる面でAIによるスマートタックスサービスを推進している。

AIは深層学習を行うことでチャット機能で質疑応答に対応するほか、これを繰り返すことで質疑応答をカスタマイズすることができる。また、英語、日本語、韓国語など多言語にも対応しており、納税者に対し最適なサービスを提供している。

税務変革の動向に関する 2022 年デロイトグローバルレポートの概要

アジア太平洋、欧州、北米の税務・財務エグゼクティブ 300 人以上を対象に 2022 年デロイトグローバルが行ったアンケート結果を見てみると、アンケートに回答した 92%が税務当局がデジタル税務管理の要請へ移行すると、今後 5 年間に税務行政や税務リソースに中度または高度な影響が生じると回答している。

更に数人の税務部門責任者は、この動きが予想より急速に進むと回答している。また、企業の税務リーダーたちが、1.オペレーションモデル、2.それを実行する人材、3.そのモデルを支え、付加価値の高い新たな能力を発揮するために必要なテクノロジーの 3 つの基本的側面における税務部門の役割を考え直すようとしていることがわかった。

税務の中核を再定義すべき時

税務部門における税務アドバイザー支援がこれまで以上に求められる業務分野として、回答者の多くがデジタルビジネスモデルをあげており、税務部門の中核を再定義すべきと思われる。

クライアントは税務アドバイザー支援を必要としているが、それに十分対応するのは困難になっている。

注目の業務：税務部門の新たな役割を受け入れるために

税務リーダーたちはデジタルビジネスモデルの分野について戦略的価値を構築するために、チームがリソースやスキルを持たなければならないと考えている。

また、前述したとおり、デジタルビジネスモデルの分野において、税務当局がデジタル税務管理の要請へ移行すると、今後5年間に税務業務や税務リソースに高度な影響が生じると回答している。

その一方で、税務部門においては税務リソースが極めて酷使されており、ビジネスパートナーとしての役割もますます求められているにもかかわらず、回答者の93%が税務部門の予算は横ばいまたは減少すると答えており、今後5年間ににおける税務関連の人材増強を予想する税務リーダーは少ない。

人材管理の再考：税務分野の業務、労働力、職場の見直し

デジタルビジネスモデルにおける税務部門の新たな役割が重要となってくる中で、税務リーダーたちは人材管理が重要になると考えている。

その上で、税務部門の業務、労働力、職場の3つの面で人材管理を再考する必要がある。

まず、業務面では、コンプライアンス関連で高度な自動化が最重要事項としてあげられており、それは税務専門職の日常的な役割を変えるものとなる。

次に労働力の面では、テクノロジーやビジネスに関するアドバイザリースキルが最重要事項となり、税務チームにとってまったく新しいスキルが必要となってくる。

最後に職場の面では、今後もハイブリットワークやリモートワークモデルが存続すると考えられており、それに対応するための人材発掘、キャリア開発、テクノロジーとワークフローに対する新たなアプローチが必要となってくる。

一般社会や規制当局からのプレッシャー

税務リーダーたちは今後3年～5年以内に税務当局がデジタル申告・報告に移行すると考えており、その結果、税務リーダーの75%が、社内の税務チームはコンプライアンスリスク管理プロセスにおいて、システム構成を適正化するためにより多くの時間が必要になると予想している。

また、税務リーダーの70%が税務当局のシステムやプロセスの統合が進み、税務当局による自社ITシステムへの直接アクセスが増えると考えている。

ERPのアップグレードによって対応できる具体的な税務課題

ERPとはEnterprise Resources Planningの略で、企業経営の基本となるヒト、モノ、カネ、情報など企業経営の基本となる資源要素を適切に分配し有効活用する計画＝考え方である。

社内税務部門においてデジタルビジネスモデルが重要な位置づけとなってくる中で、税務特化型のERPをビジネスオペレーションと連携させる必要がある。

社内財務部門及びIT部門と協力することにより、効率性とデータ品質の向上が得られ、ERP以外の他のシステムにまたがって税務の更なる自動化が実現すると考えられる。

税務テクノロジー投資促進要因

これまで述べてきたことを踏まえると、税務リーダーの多くが財務・税務テクノロジーに対する投資が進むと考えていることがわかる。

税務テクノロジー投資促進要因の主なものは、1.移転価格サービスの強化、2.税務データの管理とガバナンスの向上、3.将来的に税務当局が直接税のデジタル申告・報告に移行するのに備える、の3点である。

今こそ、顧客へのサービスを改革するべき

デジタル経済の拡大及び税務当局のデジタル経済への対応を踏まえると、業界・市場の動向に基づく対顧客業務の再設計、包括的デジタルソリューションの開発、人材戦略の再構築が求められる。

これらのことに対応できない従来型の税理士は生き残れない。今後の会計事務所は、税のコンサルだけでなく、デジタル企業と連携してセキュリティも含め、クライアントのデジタル化に対応することが求められる。

最大の課題は、税務専門家のマインドセットである。デジタル変化にどのように立ち向かい対応していくかが重要である。変化することと戦うのではなく、変化を受け止めて対応することが重要である。

BEPS2.0 に関する最新動向 - 香港企業への影響

香港公認会計士協会

1. 香港における税制改正の可能性

BEPS2.0 に対する香港特別行政区政府の対応

HKSAR (Hong Kong Special Administrative Region 香港特別行政区) 政府の取り組みとして、まずは OECD の会合に参加するとともに BEPS2.0 に関する専門委員会を設置し、利害関係者との協議を行っている。そして OECD によるルール確定後には財政司司長(財政や経済政策を取りまとめる香港特別行政区政府の高官)への提言を含む報告書を提出することとしている。

2021/22 年度香港での計画として、OECD の最終提案待ちではあるが、次のような対応策の方向性を検討している。国際的な総意に基づく BEPS を適用しつつ、香港税制の簡潔性、確実性、公平性を維持しながら、地元の SME (Small and Medium-sized Enterprise 中小企業) への影響を最小化する。また、課税権を守りつつ、コンプライアンス負担を最小化すること、更にビジネス環境の改善と香港の競争力強化も検討を要する。

香港の税制改正の可能性

香港の税制改正の可能性として、BEPS2.0 における下記の課題が挙げられる。

- ① IIR (Income Inclusion Rule 所得合算ルール) と UTPR (Undertaxed Payments Rule 軽課税支払ルール) の導入
- ② 香港に DMT (a Domestic Minimum Tax 国内最低税率) を導入
- ③ DMT の設計上の特徴
- ④ 既存の税制優遇措置にどう対応するか
- ⑤ 譲許的税率に対する政府財政援助が ETR (Effective Tax Rate 実行税率) に与える影響
- ⑥ グループ損失の救済

2. 香港企業への影響

一般的な問題点として下記の考察を紹介する。

① 会計方針・会計処理の概要

Globe (Global Anti-Base Erosion 国際的な税源浸食防止) 損益および調整対象税金を決定する上で、財務会計および繰延税金会計は重要な役割を果たすこととなる。そのため、当期税金費用および DTA (Deferred Tax Asset 繰延税金資産) / DTL (Deferred Tax Liability 繰延税金負債) の動向について、より詳細な内訳/分析が必要である。

② 損失の処理

当期および過年度の損失から生じる DTA は調整対象税金として処理されるが、オフショア損失および資本性損失については DTA は認識されない。

③ 実態に基づいて抽出された有形固定資産

売却、リース、投資のために保有する資産を含めないこととなるが、動産の所在を把握する方法が課題である。

④ 時期差異に係る繰延税金を 15% で再修正

再修正することにより、例として、ある年の GloBE ETR が低下し、GloBE トップアップ税が発生するなど、予期せぬ結果となる可能性がある。

⑤ 国内トップアップ税は対象税額として扱われない

対象範囲内の多国籍企業グループには、ETR の計算と管轄地域の上乗せ税、GloBE 情報申告書の提出というコンプライアンス上の負担が残る。さらに、セーフハーバーの有無は未だ不明である。

⑥ 合弁企業には特別なルールが適用される

合弁企業グループが独立した MNE グループであり、合弁企業を UPE (Ultimate Parent Entity 最終親会社) とした場合の ETR とトップアップ税額計算には特別なルールが適用され、IIR に基づく合弁会社パートナーのトップアップ税額負担の上限は 50% となる。

⑦ 少数株主持株、少数株主持株の下位グループ、少数株主持株会社をめぐる問題

少数株主持分への GloBE ルールの適用については複雑なルールが適用されることとなる。

3. 税の専門家としての推奨行動

今後 BEPS2.0 を適用するうえで、税の専門家には次の行動が推奨される。まずは企業の実態を把握し、利害関係者との調整を行うこと。BEPS2.0 適用による費用を予算立てること。更に BEPS2.0 にかかる情報の更新に努め BEPS2.0 の実施状況を注視することが重要である。

台北税理士会連合会

台湾におけるB E P S 2.0の動向

B E P S 2.0に関する行動と措置について、台北税理士会連合会は台湾政府が発表した次の3つの公式声明を説明する。

最初の声明は、台湾財政部国際財務局作成したものであり、次の二つは立法院法制局が作成したものである。

- a) 税源浸食及び利益移転の防止を目的とした租税条約に関連する措置を実施するための多国間租税条約関連措置の導入に関する簡潔な声明
- b) グローバルミニマム課税問題に対応した考察
- c) O E C Dの二つの柱に関連する問題の考察

陳英志

チャイニーズ台北税理士会連合法務委員会顧問

B E P S 租税条約関連措置の実施について

「税源侵食及び利益移転の防止を目的とする租税条約に関連する措置を実施するための多国間条約に基づく保留及び通知のひな型」を参考に台湾の立場の概要

発行：国際財政問題-財務省, R. O. C

I. はじめに

A. O E C Dは、2013年7月に税源浸食と利益移転に関する行動計画（B E P S）を開始し、その後2015年10月にこれらの行動計画に関する最終報告書を発表した。

その中には、行動計画2（ハイブリッド・ミスマッチ協定の影響の中和）、行動計画6（不適切な状況における条約上の利益の付与の防止）、行動計画7（恒久的施設の地位の人為的回避の防止）、行動計画14（紛争解決のメカニズムの効果的方法）そして行動計画15（二国間租税条約を修正するための多国間文書の作成）などの租税条約関連の措置が含まれている。

（関連文書については、O E C Dの次のwebサイトを参照すること

www.oecd.org/tax/beps/beps-actions.htm。）

B. G20の要請に応え、OECDは、2016年6月にBEPSに関する包括的な枠組みを確立し、枠組みすべてのメンバーがこれらの行動に基づく提案を効果的に実施できるようにするための監視及ピアレビューメカニズムに関する基準を策定した。

その第一歩として、行動計画5（透明性と実態に配慮し、有害な税務慣行をより効果的に是正する。）行動計画6、行動計画13（移転価格の文書化と国別報告）、行動計画14のいくつかの措置が最低限の基準として選択された。

その中の行動計画6、行動計画14は租税条約に関するものである。

（関連文書については、OECDの次のwebサイトを参照すること

<http://www.oecd.org/tax/beps/beps-about.htm>。）

C. 既存の租税条約の改正がもたらす煩雑で時間のかかるプロセスを軽減するために、OECDは、2016年11月に行動計画15の下で策定された「税源浸食及び利益移転を防止することを目的とした租税条約に関連する措置を実施するための多国間租税条約」（以下、MLIという）を発表した。

MLIに参加することにより、条約の及ぶ地域は、ミニマムスタンダードを迅速に採用し、他のBEPS措置をその都度と修正するのではなく既存の租税条約に組み込むことができることとなる。

（関連文書については、OECDの以下のwebサイトを参照すること

[http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-convention-to-impleme
nt-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS.pdf](http://www.oecd.org/tax/treaties/multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS.pdf)。）

II. 税源浸食及び利益移転の防止を目的とする租税条約関連措置を実施するための多国間条約に基づく留保及び通知のひな型を参照して証明した台湾の立場の概要

A. 台湾は、OECDのBEPSに関する包括的枠組みのメンバーでも「税源浸食及び利益移転の防止を目的とする租税条約関連措置を実施するための多国間租税条約」（以下MLIという）の締結国でもないにもかかわらず、国際社会の一員として国際的な租税条約回避防止措置を支持し実施することを約束している。

租税条約措置に関連する浸食行為と利益移転行動（BEPS）の最終報告書の実施に関して、自己評価を行った後の台湾の32の二重課税回避協定（以下、ADTAと呼ぶ）の大部分はBEPSの最低基準を満たしている。

B. BEPS租税条約関連措置への支持を示すため、台湾は、MLIに参加した条約の及ぶ地域の慣行を参照することにより、MLIに基づく規定に対する暫定的な立場を次のように表明する。

1. 行動計画6（不適切な状況における条約上の利益の付与の防止）の最低基準-前文

MLIの第6条（対象となる租税協定の目的）第二項を参照にして、台湾は、本条の第一項に示されている次の条項を序文の代わりに、または序文のない既存の二重課税回避協定（ADTA）に含めることを希望する。

「脱税又は租税回避による非課税や減税の機会を創出することなく、本協定の対象となる租税に関して二重課税を排除することを意図している。（第三者的な租税条約の及ばない域内の居住者の間接的な利益のためにこの協定で規定されている救済を得ることを目的とした租税条約によるものを含む）。

2. 行動計画6の最低基準-主要な目的の試み

MLIの第7条第二項（条約の濫用の防止）を参照にして、台湾は、既存のADTAの対応する規定の代わりに、またはその規定がない場合に、この条項の第一項に提示されている次の「主要な目的の試み」の規定を適用することを希望する。

「対象となる租税協定の規定にかかわらず、すべての関連する事実及び状況を考慮して、その利益を得ることが直接的または間接的にその利益をもたらす取り決めまたは取引の主要な目的の一つであったと結論つけるのが合理的である場合、対象となる租税協定に基づく利益は、所得または資本の項目に関して付与されないものとする。

ただし、このような状況でその利益を付与することが対象となる租税協定の関連条項の目的及び目的に従っていることが確立されている場合を除く。」

3. 行動計画7（恒久的施設の人為的回避の防止）- 恒久的施設（PE）を構成しないとみなされる企業によって行われる活動

MLIの第13条（特定活動の免除による恒久的施設の地位の人為的回避）の第一項及び第二項並びに第五項のサブパラグラフa）を参照して、台湾は、既存の二重課税回避協定（ADTA）の規定の関連部分の代わりに、PEを構成しないとみなされる企業が行う活動に関する以下の規定を選択し、本条の第二項（オプションA）に示されている規定を適用することを希望する。

恒久的施設という用語を定義する対象租税協定の条項にかかわらず、恒久的施設には以下のものが含まれないとみなされるものとする。

- a. 恒久的施設の地位からの例外が準備的または補助的な性質の活動を条件としてい
るかどうにかかわらず、恒久的施設を構成しないとみなされる活動として対象租
税協定（本条約による修正前）に具体的に記載されている活動；
- b. サブパラグラフa）に記載されていない活動を企業のために継続することのみを
目的として固定された事業所を維持すること。
- c. サブパラグラフa）及びb）に記載されている活動の組み合わせのためだけに固

定された事業所を維持すること。ただし、そのような活動またはサブパラグラフ c) の場合は、固定された事業所の全体的な活動は準備的または補助的な性質のものである。

4. 行動計画 14 の最低基準（紛争のメカニズムをより効果的にするため）-相互合意手続

a. MLI の第 16 条第五項（相互合意手続）のサブパラグラフ a) を参照して、台湾は、人が訴訟を提起する許可に関連するこの条項の第一項の最初の文に対する権利を留保したいと考えている。これは既存の二重課税回避協定（ADTA）の対応する規定の代わりに適用するのではない。

ただし、台湾は二重課税回避協定（ADTA）に次の規定が含まれていることを保証し、OECD BEPS の関連基準に従って、「相互協議手続きの事例が提出された所轄庁が納税者の異議を正当化するものとみなさない場合の、他の締約国の所轄官庁との間での二国間通知または協議プロセス」を台湾の管轄当局が実施する。

「一方または両方の締約管轄区域の行動が、この対象租税協定の規定に従わない課税をもたらし、またはもたらすと人が考える場合、それらの管轄区域の国内法によって規定されている救済策にかかわらず、その者が居住している締約国の権限のある当局に、またはその事例が第 24 条の一項に該当する場合は、その者の締約国の管轄当局に訴訟を提起することができる。」

b. MLI 第 16 条第四項 サブパラグラフ a) 項目 ii を参照して、台湾は、この条項の第 1 項の 2 番目の文である次の規定を、既存の二重課税回避協定（ADTA）の規定の代わりに適用することを希望する。

最初の通知から 3 年未満の特定の期間内訴訟を提起しなければならないこと、またはそのような訴訟を提起しなければならない期間の規定が既存の二重課税回避協定（ADTA）の条項にない場合に適用することを：

「この訴訟は、対象となる租税協定の規定に従わない課税行為の最初の通知から 3 年以内に提示されなければならない。」

c. MLI 第 16 条第四項サブパラグラフ b) 項目 i を参照にして、台湾は、既存の二重課税回避協定（ADTA）に同条に対応する規定がない場合に本条第二項の最初の文である次の規定を適用することを希望する。

「管轄当局は、異議が正当であると思われる場合、かつ、それ自体で満足はいく解決に達することができない場合、他の締約国の管轄当局との相互合意により対象租税協定に従わない課税の回避することを目的として訴訟を解決するように努める

ものとする。

- d. MLI 第16条第四項サブパラグラフ b) 項目 ii を参照にして、台湾は、既存の二重課税回避協定 (ADTA) に同条に対応する規定がない場合に本条第二項の二番目の文である次の規定を適用することを希望する。

締結された合意は、締結国の国内法における期限の規定にもかかわらず、実施されるものとする。

- e. MLI 第16条第四項サブパラグラフ c) 項目 i を参照にして、台湾は、既存の二重課税回避協定 (ADTA) に同条に対応する規定がない場合に本条第三項の最初の文である次の規定を適用することを希望する。

締約国の管轄当局は、対象租税協定の解釈または適用に関して生じるいかなる困難または疑問も、相互の合意により解決するよう努めるものとする。

- f. MLI 第16条第四項サブパラグラフ c) 項目 ii を参照して、台湾は、二重課税回避協定 (ADTA) に現行の規定に対応する規定がない場合、本条3項の2番目の文である次の規定を適用することを希望する。

「また、対象となる租税協定に規定されていない場合の二重課税の排除についても一緒に協議することができる。」

5. 行動計画 14 - 移転価格対応調整

MLI 第17条 (対応する調整) 第2項と第3項およびサブパラグラフ a を参照して、台湾は、本条の第1項に示されている次の「移転価格の対応する調整」規定に対する権利を留保する。この条文はそのような条項を既に含む既存の二重課税回避協定 (ADTA) には適用されない。ただし、台湾は、既存の二重課税回避協定 (ADTA) に対応する規定がない場合、次の規定を適用することを希望する。

「締約国がその国の企業の利益に対して課税する際、その利益が他の締約国の企業がその締約国で課税された利益である場合、この利益が二つ企業間で締結された独立した企業間でなされた条件でありその利益が最初に言及した締約国の企業に発生するものであるときには、他の締約国はその利益に課される税額を適切に調整するものとする。

そのような調整を決定する際には、対象租税協定の他の条項を十分に考慮しなければならず、締約国の管轄当局は、必要に応じて他の締約国と互いに協議するものとする。」

問題考察

- I. トピック：グローバルミニマムタックスの問題に対応する考察
- II. 関係法令：所得税法、所得基本税法
- III. 考察

(1) 景背

新聞によると、世界最大の税制措置であるグローバルミニマムタックス税が2023年に開始されるとものと推定されると報じた。財務省は、二つの主要な対応戦略があることを表示している。まず、我が国の企業所得税を現在の12%から15%に引き上げる可能性が推測される。二つ目は、CFCシステムのスケジュールを注意深く見極めることである。

我が国はOECDの包括的枠組のメンバーではないが、我が国の税制は世界と同一歩調を取る必要がある。そのため、グローバルミニマム課税の内容とその我が国への影響を検討する必要がある。

注書1

世界の徴税、財務省は最低税率の引き上げを計画 世界と歩調を合わせる二つの戦略 12%から 15%に引き上げることが評価され 2023年にCFCシステムが開始される。

経済日報、2021年11月18日A4版A4

(2) グローバルミニマムタックスの導入

EUが推進するデジタルサービス課税とは対照的にOECD/G20は、2019年3月に二つの柱の取り組み（Two Pillar Approach）を提案した。これは、BEPS 1.0以来、2番目の重要な変更であり、BEPS 2.0と呼ばれることがある。

第1の柱：課税権の再配分。これはグローバルデジタル税とも呼ばれている。

第2の柱：グローバル反基地浸食（GloBE）。これはグローバルミニマムタックとも呼ばれている。

課税権を持つ国が一次課税権を行使できなかつたり、企業が支払う最低課税額を確保するための最低税率が実質税率を下回つたりした場合に、他の国が補助的に税金を徴収できるようにするのが第1の柱の補完機能である。

これは、企業が最低限の税金を確実に支払うようにするためのグローバルな最低課税に似ています。

グローバルミニマム課税の目的は、「ミニマム課税+管理された会社の課税」の組み合わせを確立して多国籍企業の利益を税率の低い国に移転するとことからの動機付けを減少させるだけでなく、底辺の競争を防ぎ、国際的に課税の平等に違反する措置を講

じることである。

主要な課税方法は、所得合算ルール、切り替えルール、過小課税支払いルール、およびこのような四つの主要な原則の対象となる税ルールに分類される。対象となる企業は二つの要件を満たす必要がある。まず、多国籍グループでなければならない。第二に、その全世界の年収は7億5,000万ユーロ（NT\$254億に相当）以上でなければならない。2021年6月の初めに、七つの主要な先進国機関（G7）ロンドンサミットは、グローバルミニマム企業所得税率15%を相互に推進することに合意した。

注書2

Huang, Shih-Zhou, 国際デジタル サービス税 EU プロジェクトの概要

Accounting Research Monthly, Vol. 403, 2019年6月、99ページ

IV. 提案

(1) 所得税法第43条の3と第43条の4は早急に実施されるべきである

わが国ではすでに多国籍集団の定義があります。2016年に規制外国法人（CF C）と有効な拠点（PEM）を管理する規制の改正が可決されたが、現在ではまだ実施されておらず、規制が不完全であり、わが国の多国籍グループに対する識別が行われている。上記の条項は、税制を統合するためにできるだけ早く実施する必要がある。

(2) 最低企業所得税率は適宜引き上げた方がよい

2006年以降、我が国で実施されている最低課税制度の目的は、税額控除の規制により納税額が減額された企業や税額控除の対象となった企業が、少なくとも一定の割合で最低税額を負担するようにすることである。所得基本税法第8条によるとその税率は12%より低くなく15%までなければならない。我が国の徴収率は経済環境に応じて行政院によって決められており、現在の税率は12%です。我が国の多国籍グループに対する課税権を他国に明け渡さないようにするため（グローバルミニマム課税の税率が15%であるのに対し税率が12%のままである場合、課税権の3%の差額は他国に取られる可能性がある）、最低企業所得税の税率は適宜引き上げられた方がよい。

Written by: Zhuang, Hong-Yu

問題考察一

- I. トピック: OECD の二つの柱に関連する問題の考察
- II. 関連する法律: 所得税法
- III. 考察

(1) 背景

新聞によると、米国のイエレン財務相がシカゴの世界問題評議会でスピーチを行い、グローバルミニマム課税を支持し、国際的な注目を集めたと報じた。事実、すでに OECD や G20 は税源浸食や利益移転による税裁定取引 (BEPS) に注目し、問題化帰結に向けたさまざまな行動計画を提案している。

「浸食と利益移転、BEPS」の行動計画に続いて、2019年3月にさらに「二本の柱 (Two Pillar Approach)」が提示された。

我が国はEU加盟国ではないが、我が国の課税は確実に世界と連携しているため、内容が私たちの国に与える影響を考察する必要がある。

注書 1

グローバルミニマム企業所得税の課題、経済日報、2021年4月22日、バージョン A2

(2) OECD/G20 二本柱のアプローチ

EUが推進するデジタルサービス課税とは反対に、OECD/G20は2019年3月に「二本の柱」を提案した。これは、BEPS 1.0以来2番目の重要な変更であり、BEPS 2.0と呼ばれることもあります。アプローチの内容は次のように説明されている。

注書 2

Tseng, Bo-Sheng, OECD Base Erosion および Profit Shifting 2.0 の提案と分析による税裁定取引は、国際的な利益配分ルールを書き直し、Angle Review of Finance and Taxation Practices, vol. 5, 2000年5月、55～59ページ。Huang, Shih-Zhou, Taiwan digital tax policy Employment Opportunity before relaunch of world, Accounting Research Monthly, May 2020, page 78-79 OECD (2020), Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to 税制上の課題に対処する 経済のデジタル化からの上昇 2020年1月、OECD/G20 BEPS に関する包括的枠組み、OECD

<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-january-2020.pdf>

1. 第一の柱

第一の柱は、多国籍業（デジタル経済企業及び市場企業を含む）の利益配分ルール

の再定義であり、「市場地域は、その地域の企業によって生み出された価値と製品に対する課税をする権利がある」とされている。

具体的には、多国籍企業の課税対象利益を、新たな運用モデルの特徴に基づいて、「グローバル残余利益」、「通常の機能利益」及び「特別な機能利益」の三つのセグメントに分割する。

グローバル残余利益は、総利益から通常の機能利益と特別な機能利益を差し引いたものであり、多国籍企業が、遠隔操作を介して市場国の経済活動に参加することから、多国籍企業が受け取る利益を反映する物理的な運用サイト（デジタル電子商取引プラットフォームを目的とする）を持っているかどうかに関係なく「合意された割り当て指標」の式に基づいて市場が位置する国に割り当てられる。

2. 第二の柱

第二の柱は、第一の柱の補足的なシステム、つまり、いわゆるグローバル反基地侵食（G I ○ B E）と呼ばれ、課税権を有する国が一次課税権を行使できない場合または実質的な税率が最低基準を下回っている場合に、他の国が補足的に税金を徴収できるようにすることを提案している。これは企業が最低限の税金を確実に支払うようにするためのグローバルな最低の課税に類似している。

その目的は、多国籍企業グループが税率の低い国に利益を移転する動機を減らし底辺への競争を防ぎ、課税の平等を国際的に侵害することを防止するために「最低限の課税 + 管理された企業課税」を促進することである。

対象となるのは次の二つの要件を満たす必要がある。まず多国籍企業でなければならないこと。第二に、その企業の年収は7億5000万ユーロ（NT\$254億に相当）以上でなければならないこと。

IV. 提案

(1) 所得税法第43条の3および第43条の4の早急な実施

我が国ではすでに多国籍集団の定義があります。2016年に規制外国法人（CFC）および有効な管理場所（PEM）を管理する規制の改正が可決されましたが、現在ではまだ実施されていないため規制が不完全であり、わが国の多国籍グループに対する識別が行われています。上記の条項は税制を統合するためにできるだけ早く実施する必要があります。

(2) 世界と連携するグローバルミニマム課税の展開に引き続き注目

我が国はEUの加盟国ではないが、2017年12月5日にEUによってタックスヘブンとして疑われ、引き続きEUの厳しい監視下に置かれている「監視リスト（いわゆるグレーリスト）」に含まれていた。

EUの報復措置を引き起こす「EU非協力的管轄国リスト（いわゆるブラックリスト）」

に該当しないように、我が国は、一連の脱税防止改革に着手し最終的にグレー リストから離脱した。

OECD の 2 本柱によるアプローチの目的は、世界中で一連の一貫した利益配分システムを確立することである。各国間の課税権のシーソーバトル、グローバルな残余利益に関する配分指標、その配分式の確立方法、通常機能利益と特別機能利益の決定方法、最低税率基準を特定する方法、最低実質税率のしきい値をこえているかどうかを納税者が知る方法、紛争解決のシステムなど。

相互のコンセンサスを得るのは容易ではありませんが、OECDによって提案されアメリカによって合意されたグローバルな最低課税がすべての国によって合意されれば、我が国はこの問題を排除することは容易ではないはずである。それゆえに、我が国は世界との連携を図るため継続的な注意を払う必要がある。

Written by: Zhuang, Hong-Yu

注書 3

OECDの二本柱ソリューションの分析、注 3、グローバル最低法人税率の執行、Liao Yuan-Ching、コマーシャル タイムズ、2021 年 4 月 20 日、バージョン A6

[資料 6-4]

BEPS2.0 の紹介と韓国の対応

レポーター:ヤン・ウンジン(KACPTA)

作成者 日税連国際部 井上友一

BEPS2.0 が導入されることにより、世界の国際課税の環境は急速に変化することが予想される。

第一の柱は、連結売上高が 200 億ユーロ(約 27 兆ウォン)超、利益率が 10%超の世界的規模の企業に適用される。企業の全世界の超過利益の四分の一はマーケットの貢献によって生み出されると仮定し、恒久的施設 (PE) がなくてもマーケットの所在地に課税権を配分することが重要な内容となっている。

第二の柱は連結売上高 7 億 5000 万ユーロ(約 1 兆ウォン)の多国籍企業に適用され、実効税率が 15%に満たない場合、親会社に対し親会社の自国の税務署へ追加納税を求める内容となっている。

韓国政府は、「前例のない新しい国際課税税制が本格的に導入される中、韓国企業が新しい秩序に迅速に準備・適応できるよう、制度化に向けて積極的に発信していく」とし、BEPS 包括的枠組みで合意された実施スケジュールに従って、2022 年に国内法整備など必要な制度化手続きを行う予定である。これに先立ち、2022 年前半に法制化調査業務を進め、2022 年に提案される税制改正にモデル規則を反映させることが決定された。

公表された「デジタル経済課税に係る第二の柱(GloBE)におけるモデル規則」によると、第二の柱の対象は 4 会計年度のうち 2 会計年度以上の連結売上高が 7 億 5000 万ユーロ(約 1 兆ウォン)以上である多国籍企業となっている。

連結売上高が 1 兆ウォン以上で提出義務が課されている移転価格税制の CbCR を 2019 年に提出した韓国企業は 245 社(最終親会社ベース)なので多数の韓国企業が第二の柱の課税対象となるとみられている。

また BEPS2.0 による新たな課税 (デジタルサービス税とグローバルミニマム税) が導入されると韓国における外国税額控除制度へ影響が出、新たな国際的な二重課税が生じるかもしれない。

デジタルサービス税やグローバルミニマム税が外国税額控除制度で控除できる外国税とされるかどうかははっきりしていないので、多国間条約や法人税法の改正を通じてそれを明確にし、国際的二重課税を防止する必要がある。

現行の外国税額控除制度がそのままデジタルサービス税が導入されると、現行の外国税額の国別限度額の計算方法とは理論的に矛盾する。デジタルサービス税は全世界の連結所得をベースに計算分配されるため、国別の外国税額控除限度額を計算するのは理屈に合わないからだ。デジタルサービス税やグローバルミニマム税の導入は、韓国企業の税負担をさらに増加させることが予想されるため、外国税額控除制度に一括限度方式も認めるべきである。

[資料 6-5]

デジタル経済に関する解決策（インドネシアの視点）

By : T・アルソノ、ボビー・サヴェロ

はじめに

周知の通り、2021年10月8日の非常に驚くべき発表において、OECD/G20の「税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み」（以下、BEPS）の下、130以上の国・地域が、BEPSによる経済のデジタル化による税制上の課題に対応するための「2つの柱」解決策に合意したことが公となった。

もちろん、「2つの柱」解決策がインドネシア経済に与える影響がどの程度大きく、どこまでのものなのかについては疑問が残る。しかし、これは国際課税の最も顕著な発展の一つであり、とりわけ、以前から注目されているデジタル経済問題に対処するための課税の新しい基盤の確立が大いに期待される。

背景と展開

G20の一員であり、包括的枠組みの正式会員でもあるインドネシアは、2015年にBEPS行動計画1が発表されて以来、長年にわたってこのプロセスに大きく参加してきた。インドネシアの参加は、もちろん、目的なく行われているわけではない。インドネシアはデジタル経済の問題を非常に深刻に受け止めており、それはこれまでの政策選択によって証明することができる。COVID-19のパンデミック下において、インドネシア政府が経済不況の課題と圧力を克服するための最初の反応の1つは、法律2020年2号を制定により、新しい恒久的施設の定義を「重要な経済的存在」の概念に拡大することだった。この拡大は、特に、インドネシアの非条約国に拠点を置く外国企業がデジタル経済から生み出される所得に課税することを目的とする。

さらに、インドネシアは、既存の租税条約が、多くの場合、デジタル経済の所得に課税するための恒久的施設の定義の変更を事実上認めない状況を想定して、別の政策も用意している。このような場合、これらの企業には新しいタイプの税（デジタル税）が課されることになる。かつてUSTRの調査対象となったものの、この新税は、租税条約の形式的尊厳を直接侵害することなく、デジタル経済の問題を克服するための正攻法のやり方である。しかし、財務大臣を含む政府関係者が何度も述べているように、インドネシアは、デジタル経済に関するグローバル・コンセンサスを支持し、他に選択肢がない限り、上記のような政策を実行しないというコミットメントを継続的に再確認している。

公的記録から、インドネシア政府はグローバル・コンセンサスへのコミットメントから決

して後退していないことがわかる。最近の進展としては、インドネシアの全体的な税制改革の一環である法律 2021 年 7 号による所得税法における国際租税協定条項の拡大があり、これが第 1 の柱と第 2 の柱を実施するための法的基盤を提供する。したがって、公に知られている限り、インドネシアにおける第 1 の柱と第 2 の柱の受入れと発展は、特に、他ならぬ米国の劇的な U ターンの後、可能な限り迅速なものである。トランプ政権が取組みの足を引っ張り、プロセスを遅らせてしまったのに対し、バイデン政権は異なる戦略をとっているようである。今や、米国はグローバル・コンセンサスを支持するだけでなく、その仲介役を担っているように見える。米国が乗り気になれば、10 月 8 日の声明に見られるような長く待ち望まれた合意が間近に迫ってくる。

いま、問われているのは、「次は何か」ということである。10 月 8 日の声明に続いて、G20 財務相はコミュニケの中で、2022 年半ばに多国間条約に署名し、その後 2023 年に世界規模で実施を計画している。国際課税のブレークスルーとなった過去の事例である BEPS に関する多国間条約の実施がいかに困難であったかを考えると、非常に野心的なスケジュールであるといえる。また、まだやるべきことは沢山ある。

私たちが理解しているように、第 1 の柱は、前例のないグローバルに調整された課税プラットフォームの導入であり、最も重要なのは、物理的プレゼンスが制限されている各市場法域によって課税を行い、グローバルにデジタルで事業を展開しながら非課税の恩恵を享受している企業が得た利益の公正な分配を得ることである。一方、第 2 の柱は、BEPS の残りの問題への対応に焦点を当て、主に、いわゆるタックスヘイブンやハブ、その他の仲介国による最小課税への競争を終わらせるためのグローバルミニマム税の導入に焦点を当てている。

この 2 つの柱の基本的な考え方は素晴らしいが、やはり、悪魔は細部に宿っている。10 月 8 日の声明から、第一の柱は、金額 A の要素を通じて、世界売上高が 200 億ユーロ以上、かつ、収益性が 10%以上の多国籍企業(MNE)のみを対象とすることが理解できるだろう。さらに、金額 A による課税額は、該当する多国籍企業がその法域から少なくとも 100 万ユーロの収益を得た場合、または、GDP が 400 億ユーロ未満の法域では 25 万ユーロの収益を得た場合にのみ、その法域に割り当てられる。最後に、金額 A として課税対象となる所得は、収益の 10%を超える利益と定義される残余利益である。

OECD が主張するように、金額 A が数十億の税金を生み出すとしても、スキームの詳細を見る限り、第 1 の柱の経済的影響効果は最低限に抑えられると思われる。また、金額 A の実施には、世界中のデジタル課税に関する片務的な措置の撤廃が必要であり、これは、世界中でデジタル税に関する多くの調査を開始した USTR の目標と非常に合致している。し

たがって、インドネシア政府は、特にその計算が金額 A からの追加課税が最小となる結果としてもともと課税できる所得税の課税見逃しの増加につながる場合、グローバル・コンセンサスの動向を正確に、慎重に、そして完全に計算することが重要である。

結論

最後に、「第 1 の柱」と「第 2 の柱」に関してインドネシア政府がまだ多くの宿題を残しているが、より大きな利益のために妥協が必要な場合があることは理解できる。現代の世界平和を促進することは、偉大なるわが国の目標の一つであり、例えば、各国の一方的な措置によって引き起こされる可能性のある世界貿易戦争を回避することは、インドネシアの外交政策と一致する。したがって、妥協案が金額 A からの追加課税をほとんど意味しないとしても、事実上、従来 of 国際租税規範や条約の下で何もしないよりはましである。しかし、私たちは、犠牲がそれ以上にひどくならないように、インドネシア政府、特に財務省を全面的に支援しなければならない。

[資料 6-6]

香港

国際税務における最新情報

1 OECD の BEPS2.0 プロジェクトにおける 2 つの柱に関する声明の続報

OECD/G20 包括的枠組み (IF) が 2021 年 7 月 1 日に発表した「税源浸食と利益移転に関する 2 本柱解決策に関する声明」の続報を 2021 年 10 月 8 日に発表した。10 月 8 日のステートメントには、140 か国中 136 か国が合意した二つの柱の最新のルールが盛り込まれている。10 月の声明では、第 1 の柱における市場国・地域に再配分されるべき残余利益は 25%に、第 2 の柱におけるミニマムタックス税率は 15%に設定された。

第 1 の柱の適用対象は、全世界売上高が 200 億ユーロを超え、収益率 10%を超える多国籍企業とされた。これらの数値は平均メカニズムを使用して計算される。途上国に対しては、一定の条件の下で、強制的ではなく、選択的な紛争解決メカニズムが利用可能となる。

第 2 の柱の設計においては、所得合算ルール (IIR) と UTPR からなる GloBE ルール、及び租税条約の特典に関する課税対象ルール (STTR) について述べられている。

実質ベースのカーブアウトは 7 月生命から変更され、移行期間は 7 年ではなく 10 年とし、有形資産の簿価の 8%と給与の 10%が除外され、10 年の移行期間中に両者とも 5%に引き下げられた。また多国籍企業グループの売上高 1000 万ユーロ未満及び利益 100 万ユーロ以下の国に対しては規制の適用から除外された。

2 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に対する OECD 租税報告書

OECD は G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告書を提出した。この報告書は BEPS2.0 の下での世界的な税制改革の進展、気候変動に関する税制の側面、途上国が持続可能な税を構築するための先進国の支援などの最新の動向をまとめたものである。

3 OECD の BEPS 行動 14 の報告書における香港に関するレポート

香港は、BEPS に関する多国間文書に署名したが、まだ批准していない。

香港は、管轄当局による異議申し立てが正当化されないと見なされた場合のために、文書化された二国間通知／協議プロセスを導入している。

香港は、相互協議手続 (MAP) 案件をより効果的、効率的に処理するために、管轄当局の人員を増員し、組織的な改善を行った。

4 パンドラ文書流出に関する OECD の声明文

国際調査報道ジャーナリスト (ICIJ) は、パナマ文書やパラダイス文書と同様、パンドラ文書を 2021 年 10 月 4 日に発表した。このパンドラ文書では、個人がオフショアのシェル・カンパニーや信託などを利用して、BVI、香港、パナマなどで資産や投資を購

入・保有していることが明らかにされた。

これを受けて、OECD 税務行政フォーラムと JITSIC ネットワークは、共同声明を発表し、積極的な租税回避行為を特定し、対処するための協力的なアプローチに取り組むことを確認しました。

5 香港が EU の税制上のグレーリストに掲載される

2021 年 10 月 5 日、EU は租税回避に非協力的な国・地域のリストを更新した。アンギラ、ドミニカ、セイシェルがブラックリストからグレーリストに変更される一方、香港が有害な税制（オフシエア税制）が存在するとしてグレーリストに新たに加えられた。香港政府は EU のグレーリストに掲載されたことを受けて、次のような声明を発表した。EU は、香港で実質的な経済活動を行っていない企業が、特定のオフシエア受動所得（利子やロイヤリティ）に関して課税されないことを懸念していてグレーリストに加えたようである。香港政府は関連する税制上の取り決めに修正して、香港をグレーリストから除外するよう EU に要請するつもりである。

6 デジタルサービス税撤廃の経過措置に関する米国と欧州数か国による共同声明

米国財務省は 2021 年 10 月 21 日に、BEPS 第一段階が施行されるまでの暫定期間に、現行のデジタルサービス税（DST）の撤廃について、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン、英国と合意に達したことを発表した。

[資料 6-7]

『香港における税の最新動向(2022年1月)』

「BEPS2.0の概要」

(第1の柱と第2の柱の概要)

BEPSに関するOECD/G20包摂的枠組み(IF)は、141の加盟国で構成されている。2021年10月8日の声明に反映された合意には、IFに参加する141の国・地域(香港特別行政区と中国本土を含む)のうち、137の国・地域が加わっている。

01. 第1の柱－市場国への新たな課税権の配分

- ・物理的に依存しない新しいネクサスルール(課税根拠ルール)
- ・利益(Amount A)の配分としての総利益
- ・二重課税の排除方法
- ・強制的、拘束的紛争の予防・解決方法
- ・利益B(Amount B)－簡素化されたALP(独立企業原則)に基づく国内のマーケティングと流通活動の利益

02. 第2の柱－グローバルミニマム課税(最低税率課税)

- ・15%の最小実効税率(ETR)で課税されていない所得に対して、ほかの国が「課税し直す」ことへの許可
- ・親会社又は子会社での追加課税(トップアップ課税)
- ・ルール：共通の取り組み方(つまり強制的ではない)

(第1の柱 ハイレベルの影響(市場管轄区域))

利益配分なし 第1の柱に基づく市場管轄区域への利益の再配分

OECD/G20 IF声明－第1の柱

第1の柱 重要な側面

対象となる多国籍企業－総利益200億ユーロ超、利益率10%超
除外－採掘事業および規制された金融サービス

市場国への利益配分－(残余利益の10%を超過する利益)の25%
(当初の提案は20~30%)

市場と流通のセーフハーバー－残余利益がすでに課税されている場合

管轄の課税権－100万ユーロ(国内総生産(GDP)が400億ユーロ未満の場合は25万ユーロに引下げ)

調達－商品・サービスが使用または消費される最終国－“信頼できる方法”
支払事業体－残余利益のある事業体
納税の確実性－利益 A (Amount A) に“関連する”拘束的紛争の防止及び解決
一方的措置－デジタルサービス税およびその他の関連措置
実施－2022 年多国籍条約 (MLC) に署名 (利益 B (Amount B) は別)
2023 年に有効になる予定

(第 1 の柱－主な未解決問題)

第 1 の柱 重要な側面

範囲：

- ・みなし多国籍グループ
- ・外国のわずかな収益の除外
- ・規制対象の金融サービスおよび採掘事業の除外の定義

納税額と場所に影響する機能：

- ・マーケティングと流通のセーフハーバーと、二重課税控除ルールの策定
- ・収益源のルール (例：中国製品)

納税の確実性と紛争解決：

- ・強制的・拘束的紛争の解決方法の策定
- ・デジタルサービス税 (DST) と一緒にロールバックする為の“その他の関連する同様の措置” の利益 B (Amount B) ルールの範囲と状況

第 1 の柱 タイムライン (スケジュール) 別紙 1

第 2 の柱 タイムライン (スケジュール) 別紙 2

「第 2 の柱に基づく GloBE ルールの主な特徴」

第 2 の柱の主な要素

(GloBE ルールの適用範囲)

1. 1 多国籍企業グループとは？
 - ・最終的親会社 (UPE) の管轄外に少なくとも 1 つの会社または恒久的施設 (PE) を持つグループ
1. 2 対象範囲内の多国籍企業 (MNE) グループを特定する
 - ・最終的親会社 (UPE) の過去 4 会計年度の内 2 会計年度で年間 7.5 億ユーロ以上の連結売上
 - ・合併・分割の特例

1. 3 多国籍企業 (MNE) グループ内の構成事業体 (CES) を特定する。
 - ・すべての連結・管理事業+恒久的施設 (PE)
1. 4 除外された事業体
 - ・最終的親会社 (UPE) である投資ファンドおよび不動産投資信託 (PEIT)
 - ・除外された事業体が保有する特定の特別目的事業体 (SPV)
 - ・年金基金等
1. 5 国際運輸業所得を除外
 - ・国際運輸業所得+的確な補助的国際運輸業所得
 - ・GloBE 損益から除外
 - ・船舶の戦略的または商業的管理は、構成事業体 (CE) 場所内から効果的に実行される
1. 6 デミニマス (最小限) の除外 (管轄の場合)
 - ・GloBE の平均収入<€100m + GloBE 平均
 - ・GloBE 収入および損失<€1mまたは現在および最終的親会社 (UPE) の損失

(世界の最低税率 15%を達成するための3つの試み)

1. 国、地域内国税
 - ・各国、地域内の多国籍企業グループの実効税率 (ETR) <15%
 - ・管轄区域の追加課税を計算する
 - ・国内のトップアップ課税分、管轄のトップアップ税を削減
2. 所得合算ルール (IIR)
 - ・多国籍企業グループの親会社の所在地国は IIR を導入していますか?
 - ・はいの場合、IIR によって管轄の追加税を決定する。
 - ・いいえまたは吸収されない金額の場合、軽課税支払いルール (UTPR) が適用されるかどうかを決定する。
3. 軽課税支払いルール (UTPR)
 - ・多国籍企業グループが支払うべき残りの追加税の合計を決定する
 - ・UTPR を導入している管轄区域に、UTPR の合計追加税を配分する
 - ・ $50\% \times \frac{\text{管轄内の従業員数}}{\text{すべての UTPR 管轄区域の従業員数}}$
 - ・ $50\% \times \frac{\text{管轄区域の有形資産の帳簿価格 (CV)}}{\text{すべての UTPR の管轄区域の有形資産の帳簿価格 (CV)}}$

「欧州連合（EU）のグレーリスト

（EU のグレーリストに香港が含まれる）

2. 公正な課税

2. 1 有害な税制の存在

以下の国・地域は、有害な国外源泉所得免除制度を修正または廃止することを条件とし、2022年12月31日まで法律を適用することが認められた。

コスタリカ・香港・マレーシア・カタール・ウルグアイ

税務面で非協力的な国、地域の改訂 EU リストに追加（2022年10月5日）

（EU の懸念は何ですか？）

- ・ オフショア制度は、香港のペーパーカンパニーを介して二重の非課税につながる可能性がある
- ・ 実体のない所得の除外および具体的条件
- ・ 受動的所得（利息ロイヤリティなど）に重点的に
- ・ 2022年末までに税制改正、2023年1月1日から施行される

「香港の税制改正の可能性」

（BEPS2.0 に対する香港特別行政区の政府の対応）

特別行政区の仕事

- ・ OECD 会議への参加
- ・ BEPS2.0 に関する諮問委員会
- ・ 利害関係者との協議
- ・ OECD によって規制が最終決定された後、財務長官への勧告を含むレポート
香港予算（2021年1月22日）
- ・ OECD の提出の最終決定待ち
- ・ 対応策の方向性：
 - ・ 国際世論に基づく BEPS の実施
 - ・ 香港の税制の簡素性、確実性、公平性を維持しながら地元の中小企業への影響を最小限に抑える
 - ・ 課税権を守りながらコンプライアンスの負担を最小限に抑える
 - ・ ビジネス環境を改善し、香港の競争力を高める

(香港税制改正の可能性)

- | EU グレーリスト | BEPS2.0 |
|--|-------------------------------|
| 1. 改正制度の対象となる
「受動的所得」の範囲は？ | 1. IIR と UTPR を履行しますか？ |
| 2. 不労所得の定義は？ | 2. 香港に DMT を導入しますか？ |
| 3. 送金ベースのみ課税対象？ | 3. DMT の計画面での特徴は？ |
| 4. 実体要件と課税条件、
またはその両方？ | 4. 既存の優遇税制にどう対処するか？ |
| 5. 株式処分による利益と配当 | 5. 優遇税率と政府補助金の ETR への
影響は？ |
| 6. 使用料－OECD のネクサスアプローチ
に準拠する必要はあるか？ | |
| 7. 一方的税額控除による二重課税の
控除 | |

「香港のビジネスへの影響」

(いくつかの一般的な問題および所見)

- 0 1. 会計方針と処理の重要性
 - ・財務会計と繰延税金会計は GloBE の所得及び損失と調整済み対象税を決定する上で重要な役割を果たす
 - ・現在の税負担と繰延税金資産および繰延税金負債の動きの詳細な内訳及び分析が必要
- 0 2. 損失の処理
 - ・当年度および過年度の損失から生じる DTA は課税対象として扱われるが、オフショア損失および資本性を伴う損失については、DTA は認めない
- 0 3. 有形固定資産の実質的活動に基づく適用除外額
 - ・売却、リース、または投資目的で保有された資産を含めず
- 0 4. タイミングの差異に対する繰延税 15%への再計算
 - ・これにより、予期しない結果が生じる可能性あり
 - GloBE ETR を引き下げ、特定の年に GloBE のトップアップ税を発生させる
- 0 5. 課税対象として扱われない国内のトップアップ税
 - ・ETR 及び国、地域のトップアップ税の計算 + GloBE 情報申告書の提出のコンプライアンス負担範囲内の多国籍企業グループ
- 0 6. 特別な規則が適用される合併事業
 - ・ETR とトップアップ税の計算は、共同企業体 (JV) グループが別の MNE グループであり、JV が最終的親会社である
 - ・JV パートナーの IIR に基づくトップアップ税のシェアは 50%に制限されている

07. 少数株主、少数株主所有のサブグループおよび少数株主所有の事業に関する問題
- ・ GloBE ルールを少数株主持ち株構造に適用するための複雑なルール

(いくつかの分野固有の問題および所見)

01. 投資信託

- ・ 個人株およびベンチャーキャピタルファンドー現在の香港の LPF 登録制度は「規制制度」か？
- ・ IFRS 第 10 号では、一般的に連結財務諸表を作成する必要なし
- ・ ファンドとその特別目的事業体 (SPV) は除外される可能性があるが、投資先企業に対する第 2 の柱の潜在的な影響を評価する必要あり

02. 銀行グループ

- ・ AT1 債からの分配金は、GloBE の収益または損失の計算で費用として扱われる
- ・ Tier 2 資本および規制上の資本の評価減の際の利益について特別な取扱いはなし

03. 保険事業

- ・ 5% の保険料課税ベース (生命保険事業の場合) と 8.25% の税率 (その他の保険事業の場合) の差額は、追加税によって相殺される可能性が高い

04. グループ内金融事業

- ・ 特定の状況下で、グループ内の支払利息を GloBE の収入に加算するための特別 mismatch 防止規則

(不動産および投資物件)

01. 未実現再評価損益に関する 5 年間の選択処理

- ・ 5 年間の選択処理は無制限に繰り返せるか？
- ・ 第 2 の柱 資産の処分による非課税キャピタル・ゲインへの影響
⇒ 繰延税金を用意する必要があるか？

02. 有形固定資産の実質活動に基づく適用除外額

- ・ 有形固定資産の適用除外額の対象とならないリースまたは投資用に保有の不動産

03. 不動産投資信託 (REIT) の除外

- ・ 様々な条件が適用される
広く保有している最終的親会社 (UPE) であり、REIT またはその利害関係者のいずれかが単一レベルの課税を行う必要がある

(航空機・船舶)

01. 航空会社

- ・ なぜ国際船舶所得は除外され、国際航空機所得は除外されないのか？
- ・ 租税条約に基づく国、地域の恒久的施設 (PE) で非課税の PE に配分された利益
⇒ トップアップ税の支払い必要か？
- ・ 有形資産の適用除外額 (カーブアウト) 目的で航空機が配置されている国、地域は？

02. 船舶グループ

- ・国際船舶所得には、「別の構成事業体（CE）への国際交通における乗客または貨物輸送で使用の為の“ベアポート・チャーター”ベースで舟をリースすることによる所得」が含まれる。
- ・純粋に船舶のリースに従事し、船舶輸送活動を行わず、資金調達（例：ファイナンスリース）を行っているグループ⇒除外対象外？

03. 全体

- ・有形資産のカーブアウトの対象とならないリース用の保有航空機および船舶

（電気通信）

01. 有形資産の物質ベースのカーブアウト

- ・有形資産のカーブアウト目的で設置された衛生及び海底ケーブルはどの国、地域にあるのか？
- ・範囲が無効にならない使用权（IRU）のコストは、重要な事業投資を表すが、実質ベースのカーブアウトには適格ではない

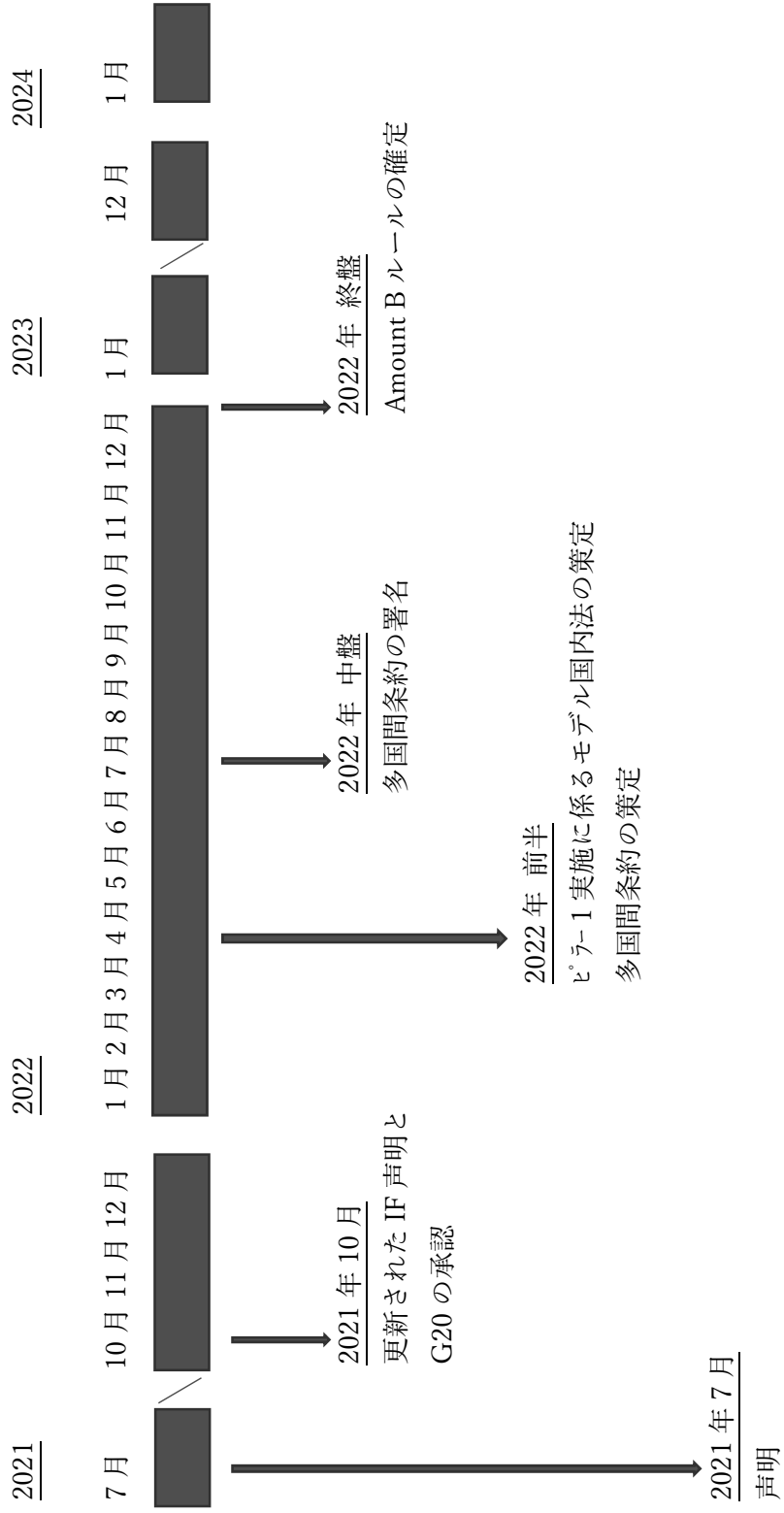
税務リーダーに推奨される10のアクション

実情調査、利害関係者の管理、予算、アップデート、履行・・・etc

別紙 1

Pillar 1 timeline

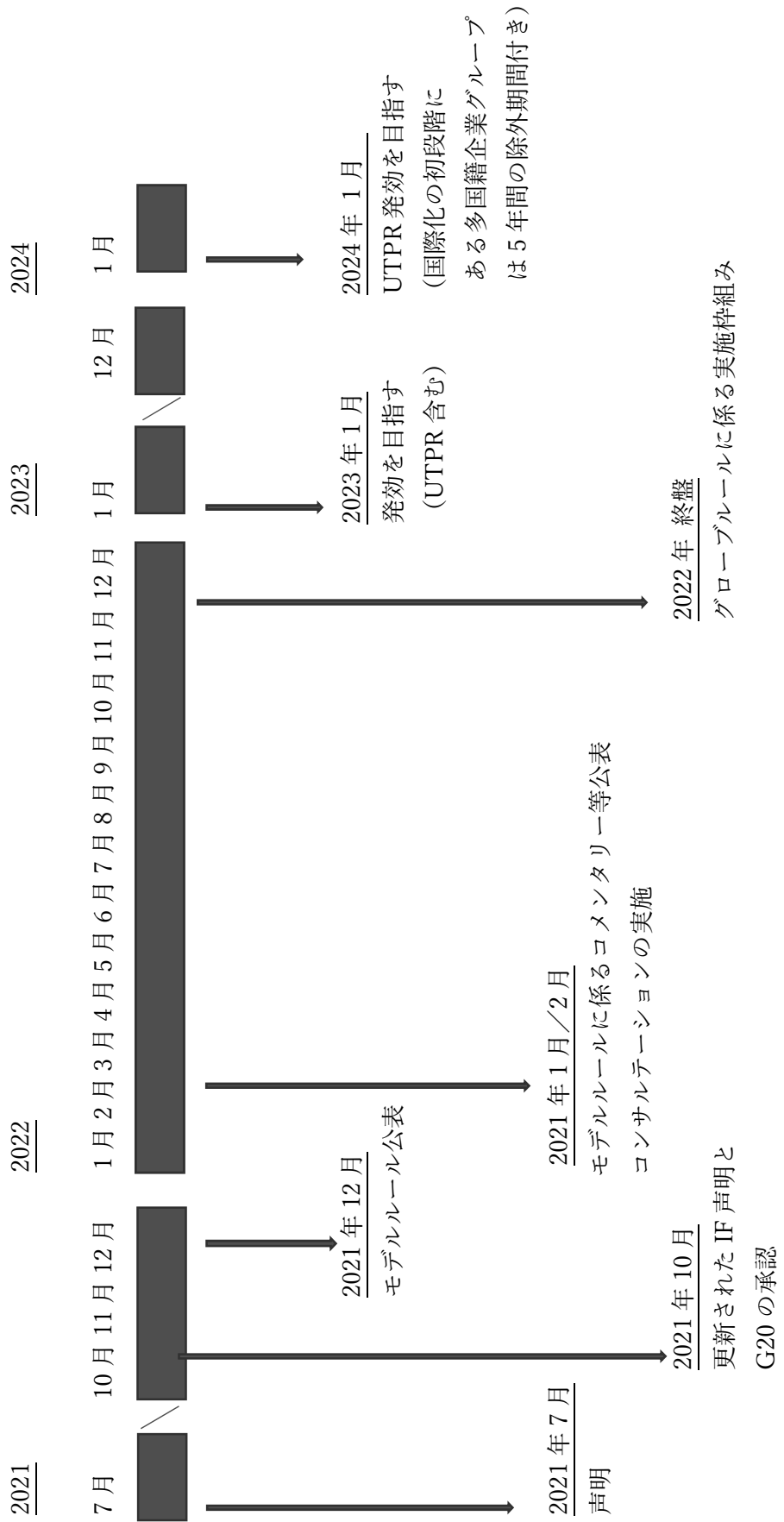
第1の柱タイムライン(スケジュール)

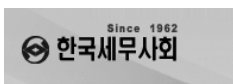


別紙2

Pillar 2 timeline

第2の柱タイムライン(スケジュール)





韓国税務士会概要

1. 組織の概要

○ 設立

税務士法（1961年9月9日制定）に基づき
1962年に設立

○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

○ 会員数（2023年1月末現在）

個人：14,666人（うち女性会員 1,765人）、法人：738社
*休業会員除く

○ 役員

会長 1人、副会長 4人、理事 25人以内、監事 2人

*役員任期は2年

会 長	ウォン・ギョンヒ
副 会 長	イム・チェス、キム・ガンギョン、コ・ウンギョン、イ・デギョ
倫 理 委 員 長	ハン・ホンチュン
監 事	キム・ギョムスン、ナム・チャンヒョン
税務研修院長	イ・ドンイル
常 任 理 事	[総務理事]チョン・ドンウォン [会員理事]ユ・ウンスン [研究理事]キム・シオン [法制理事]チョン・ジンガン [業務理事]パク・ヨングン [電算理事]チョン・ギョンハン [広報理事]ソウ・ジンハン [国際理事]キョン・ジュンホ [監理理事]パク・チュンウォン [業務浄化調査委員長]チョン・テス

大韓民国データ

人口：約 5,163 万人(2022 年)
 名目 GDP: 1 兆 8,102 億ドル(2021 年)
 (JETRO HP より)

○ 地方税務士会（7会）

地方税務士会	地域税務士会数*	会員数及び割合**		税理士会との友好協定（締結年）
ソウル	28	6,491	(894) 43.8%	東京会(1995)
中部 (チュンブ)	23	2,454	(308) 16.6%	東京地方会(1991)
釜山 (プサン)	17	1,860	(186) 12.6%	近畿会(1991)
仁川 (インチョン)	14	1,496	(187) 10.1%	九州北部会(2019)***
大邱 (テグ)	12	839	(52) 5.7%	中国会(1996)
光州 (クワンジュ)	15	821	(69) 5.5%	四国会(1997)
大田 (テジョン)	16	841	(90) 5.7%	南九州会(1995)

*地域税務士会：税理士会支部に相当

**会員数：2023年1月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数（法人数は除く）

***1994年に中部地方会と締結、その後行政改変により仁川地方会と分離され、締結を移管

○ 総会（会則第15条、第19条）

定期総会は毎年1回6月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員の選任及び解任、予算及び決算の承認等を決議する。

○ 理事会（会則第30条第1項、第32条第1項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、理事、業務浄化調査委員長で構成され、総会に付議する事項、会規の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。

○ 常任理事会（会則第30条第3項、第32条第2項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、常務理事、業務浄化調査委員長で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の有権解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。

○ 附設機関（8機関）

- 韓国租税研究所
- 租税図書館
- 韓国税務研修院
- 企業診断支援センター
- 4大保険事務代行支援センター
- 成年後見支援センター
- 財団法人韓国税務士会公益財団
- 国際租税支援センター

○ 委員会（28委員会）

- 租税制度研究委員会
- 租税調整及び誠実申告監理委員会
- 地方税制度研究委員会
- 企業診断監理委員会
- 法制委員会
- 中小企業委員会
- 紛争苦情委員会
- 広報相談委員会
- 図書出版委員会
- 電算税務会計資格試験出題委員会
- 企業会計資格試験出題委員会
- 税務会計資格試験出題委員会
- 国際協力委員会
- 社会貢献委員会
- 共済委員会
- 損害賠償共済委員会
- 季刊税務士編集委員会
- 対外戦略委員会
- 税務法人委員会
- 税務士新聞編集委員会
- 業務侵害監視委員会
- 会計ソリューション開発委員会
- 女性税務士委員会
- 青年税務士委員会
- まちの税務士運営委員会
- (電算税務会計)資格試験運営委員会
- 賠償責任保険委員会
- 租税研究所運営委員会

※ 韓国税務士法令については『詳解 韓国税務士法』（公益財団法人日本税務研究センター編 2015年）を参照のこと。

[資料 8]

日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績

回	開催日・開催場所	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について 研修の内容、実施状況等について 納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について
		<ul style="list-style-type: none"> 日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など） 日税連、単位税理士会が実施する研修について 日本の申告納税制度と税理士の役割について
第2回	1998年6月3日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について 税制改革と税務士に対する影響について 職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等） 税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士法の改正骨子について 日本の青色申告制度について 税務申告の実務について ドイツの税理士制度に関する情報提供
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について 税務士法、税務士法施行令等の改正案について 資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて 資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について 資格者の広告規制緩和の動向について 韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について 標準所得率による申告の廃止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士法改正の主要骨子と推進の現況について 日税連の収益事業の種類と事業内容について 電子申告制度導入の現況について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法案廃案の経緯について 税務士の広告規定について 報酬規定廃止の影響について 電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について 税務士資格の自動的付与について
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士の出廷陳述権について 電子申告制度導入の動向について 日税連及び税理士会の収益事業について 全税共及び日税研の概要について
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士法の改正について IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	なし
		<ul style="list-style-type: none"> 青色申告制度について 地方公共団体の外部監査制度について
第7回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 税務士法の改正について 会員に対する研修について 公的保険料の徴収業務の現状について
		<ul style="list-style-type: none"> 日本税理士政治連盟について 公認会計士法の改正方向と日税連の対応について AOTCA 第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰 AOTCA 会長と協議

第8回	2004年6月4日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の損害賠償責任保険制度について ・税務法人の実態（数、規制、業務）について ・公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について ・韓国税務士会における電子申告の発展について ・税務士会会員の会費算定基準について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の電子申告の現況と税理士の役割について ・税理士の業務拡大に対する努力と成果について ・日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について ・税理士法人の業務領域と活性化の方策について ・ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国税務士会が直面する課題について ・韓国における電子申告の普及について ・「税務士」の名称使用制限の効果について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の青色申告制度について ・成年後見制度について ・会計参与制度について ・司法補佐人制度の現況、実績について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告の発展について ・「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について ・会務統合管理システムの運用状況について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について ・会計参与制度について
第14回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者に対する税務支援への取組について ・会員に対する税務相談について ・韓国・米国自由貿易協定について
第15回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日税連と税理士会のそれぞれの役割について ・国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について ・日税連が行う新規登録者に対する支援について
第16回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の損害賠償責任について ・日本の相続税、贈与税について ・納税協力費用について ・税理士報酬について ・会計参与について ・税理士事務所の職員の確保について
第17回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の名称独占について ・「税務調整計算書」について ・納税者憲章について ・納税者番号制度について ・税務士の研修受講義務について ・職業賠償責任保険について
第18回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について ・税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について
第19回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国における異業種専門職の共同化の推進について ・書面添付制度について ・司法書士による地方税の税務代理について ・成年後見人制度について ・税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について ・補佐人制度について ・「財務会計士」の導入案について
第20回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・外国税務諮問士制度の導入について ・税制建議について ・租税教育の推進について ・韓国税務士会の関連団体について

		<ul style="list-style-type: none"> ・税制面における経済活性化のための政府の支援策について ・「財務会計士制度」の導入案について ・税理士の倫理規定及び懲戒処分について
第16回	2012年7月2日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士への自動資格付与の廃止について ・税務士会による会員の除名処分について ・韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」について ・日本における税務サービス市場開放の現状について ・成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況について ・税務調整計算書監理制度について ・個人情報保護について
第17回	2013年12月5日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国の付加価値税における現金領収書制度（インボイス制度）と税務士の関与について ・税務士法改正後における税務職員を退職した者の税務士資格付与の状況について ・税務士法改正後の国内・外国会計士の状況について ・米韓FTAと税務士法改正の関連について ・弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等の専門資格者間の協業について ・登録前の実務修習制度について ・日本の税理士法人について ・日本の税務サービス市場開放の現状について
第18回	2014年5月8日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録番号の税務での活用について ・税務士の倫理基準・品位維持について ・税務調整計算書の提出と税務調査との関係及び税理士法第33条の2の書面添付制度との共通点と相違点について ・相続税の非課税制度について ・居住者と非居住者の相続税の取り扱いについて ・税理士制度及び税法の近年の改正項目について ・社会保険労務士業務への税理士の関与について ・税目別電子申告の状況について ・日税連が提供する会員サービスについて ・地方税を専門に取り扱う税務代理人の有無と地方税の試験科目について
第19回	2016年2月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の事業承継税制について ・マイナンバー制度について ・付加価値税におけるインボイス制度について ・法人税の誠実申告のためのチェックリストの活用について ・日本の税務サービス市場開放の現状（FTA、TPPなど）について ・日本の地方自治団体の会計監査について ・公認会計士への税理士資格の自動付与の廃止について
第20回	2017年2月2日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の電子申告について ・税務士の国際租税業務について ・韓国税務研修院について ・最近の韓国税務士会における税務に関するトピックについて ・税務士の補習教育について ・税理士報酬表について ・日本のマイナンバー制度（2015年10月施行）について ・税理士会の公益活動について ・税理士事務所の人材難について ・外国籍の税理士について ・弁護士及び会計士の税理士登録について ・国外転出税（2015.7.1施行）について

第 21 回	2018年2月2日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士への税務士資格の自動付与を廃止する税務士法の改正について ・付加価値税申告における電子税金計算書（電子インボイス）について ・納税者権利保護官の職務について
		<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の税理士登録のための指定研修 ・税理士事務所の収入構成について ・税理士資格の自動付与について ・ふるさと納税制度について
第 22 回	2019年1月31日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制の動向について ・電子申告：AI化の進展による税務申告手続き等への影響について ・中小企業優遇税制について ・譲渡所得税制について
		<ul style="list-style-type: none"> ・AIによる税理士業務への影響、その対応について ・司法補佐人制度について ・デジタル企業への課税について ・AOTCA インターナショナル・タックス・カンファレンスのテーマについて
第 23 回	2020年2月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国税務士の使命について ・2か所事務所の禁止について ・Hometax を利用した年末精算サービスについて ・帳簿作成業務について ・損害賠償責任の担保について
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本の消費税率引き上げ前後の変化（納税者の態度及び税務行政の側面） ・特定物品に対する重課税する税金制度 ・税理士法第49条の11について ・日税連の国際交流の現況について ・日税連の公益活動について

ドイツ連邦税理士会概要

1. 組織概要

設立 1933 年
 会長 Dr.ハルトムート・シュヴァープ
 所在地 Behrenstr. 42, 10117 Berlin,
 BRD
 会員数 104,321 (個人 91,178 人、法人

13,143 社) [2023.1.1 現在]

単位税理士会 21 会 (別掲)

ドイツ連邦共和国データ

人口 : 8,322 万人 (2021 年)
 名目 GDP : 4 兆 2259 億ドル (2021 年)
 (JETRO HP より)

(1) 組織

- ・ 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
- ・ 総会は、全国 21 の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年 2 回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
- ・ 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会長、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。
- ・ 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員 (会長、副会長及び事務総長) は 4 年毎に総会で選任される。

(2) 目的・活動

- ・ 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
- ・ 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

(3) その他

- ・ オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携 (DACH を組織) し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。
- ・ フランス、イタリア、ベルギー、ルーマニア、ハンガリーにある 7 つの税務専門家団体と連携し、2015 年 12 月に ETAF (European Tax Adviser Federation) を設立し、欧州政府と協調し税法や職業法に関する法制を推進している。

2. 日税連との交流の経緯

年	月	内 容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結 (於・東京)
1989	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会長一行 18 名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会長ほか役員が税理士制度 50 周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪

1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか2名が来訪、懇談
1997	11	DATEV 社長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員4名がドイツ連邦税理士会、DATEV等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結10周年記念行事等を開催（於・ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結20周年記念行事等を開催（於・ベルリン）
2016	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 社長、前社長が来訪、懇談
2016	8	日税連会長ほか役員6名がドイツ連邦税理士会、DATEV等を訪問、懇談
2022	7	ドイツ連邦税理士会会長より、日本の税理士制度80周年・第6次税理士法改正記念式典にビデオメッセージが寄せられた

3. 税理士会とドイツ地方税理士会の友好協定締結状況

年	月	内 容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ連邦州と21の税理士会

州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	1. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベリーン	2. メクレンブルク・フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	—	3. ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	—	4. ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	5. ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	—	6. ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	7. ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	8. ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン・ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	9. デュッセルドルフ税理士会 10. ケルン税理士会 11. ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリンゲン自由州	エアフルト	12. テューリンゲン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	13. ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴィスバーデン	14. ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	15. ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	16. ザールラント税理士会
バーデン・ヴュルテンベルク州	シュトゥットガルト	17. ノルトバーデン税理士会 18. シュトゥットガルト税理士会 19. ズートバーデン税理士会
バイエルン自由州	ミュンヘン	20. ミュンヘン税理士会 21. ニュルンベルク税理士会

(注) ドイツは16の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

4. ドイツ税理士会の会員特性 [2023.1.1 現在、ドイツ連邦税理士会 HP より]

(1) 会員の内訳

個人 (Steuerberater)	88, 972
法人 (anerkannte Berufsausübungsgesellschaften) (**)	13, 143
税務代理人 (Steuerbevollmächtigte) 及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	2, 206
合計	104, 321

(*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理人でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

(**) 弁護士及び税理士業務法人の職業に関する法律(2022 年 8 月 1 日施行)の改正に伴う、弁護士及び税理士の会社法における中立的な法人形態。

(2) 税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士法人	税務代理人及び74条の2の義務会員	合計
1. ベルリン	3,544	937	112	4,593
2. ブランデンブルク	1,108	214	29	1,351
3. ブレーメン	761	127	13	901
4. デュッセルドルフ	8,801	1,131	120	10,052
5. ハンブルク	3,993	581	183	4,757
6. ヘッセン	7,956	1,005	273	9,234
7. ケルン	6,293	793	125	7,211
8. メクレンブルク・フォアポメルン	748	149	17	914
9. ミュンヘン	11,398	1,717	312	13,427
10. ニーダーザクセン	7,105	997	166	8,268
11. ノルトバーデン	3,170	477	123	3,770
12. ニュルンベルク	4,979	714	81	5,774
13. ラインラント・プファルツ	3,369	532	80	3,981
14. ザールラント	901	133	22	1,056
15. ザクセン	2,406	453	99	2,958
16. ザクセン・アンハルト	828	161	21	1,010
17. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,508	404	58	2,970
18. シュトットガルト	7,779	1,028	138	8,945
19. ズートバーデン	2,342	429	83	2,854
20. テューリンゲン	1,057	182	33	1,272
21. ヴェストファーレン・リッペ	7,926	979	118	9,023
合計	88,972	13,143	2,206	104,321

(3) 年齢構成と平均年齢

年齢	男性会員数	女性会員数	男女会員数合計	割合 (%)
70 歳超	9,365	2,250	11,615	12.9
61-70 歳	10,645	4,835	15,480	17.2
51-60 歳	14,760	9,477	24,237	26.9
41-50 歳	11,382	8,909	20,291	22.5
30-40 歳	8,706	7,943	16,649	18.5
30 歳未満	902	862	1,764	2.0
個人会員合計	55,760	34,276	90,036	100.0
平均年齢	55.4 歳	50.2 歳	53.4 歳	—

(4) 男女比

個人会員 (税理士、税務代理士、法74条の2の義務会員の合計)	男 性	女 性	合 計
	56,702	34,476	91,178
比 率 (%)	62.2	37.8	100.00

(5) 個人会員の登録区分

個人会員 形 態	数	割合 (%)
開業 (selbstständig)	61,400	67.3
所属 (angestellte)	29,778	32.7
合計	91,178	100.0

(6) 他の専門職業資格を有する税理士

資 格	人 数	割合 (%)
税理士+公認会計士+弁護士	414	0.5
税理士+公認帳簿監査士+弁護士	68	0.1
税理士+公認会計士	9,013	10.0
税理士+公認帳簿監査士	1,899	2.1
税理士+弁護士	3,855	4.3
税理士+その他の資格	2,674	3.0
税理士のみ	72,113	80.1
合 計(*)	90,036	100.0

(*) 税務代理士を含む、法74条の2の義務会員を除く

【参考】ドイツ連邦16州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州 Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州 Freistaat Bayern
3. ベルリン Berlin
4. ブランデンブルク州 Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. 自由ハンザ都市ハンブルク Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州 Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州 Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州 Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州 Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州 Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州 Saarland
13. ザクセン自由州 Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州 Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州 Freistaat Thüringen



むすびに

ここに「国際関係事業に関する報告書」第7版をお届けします。本報告書は、2011年5月初版発行以来2年ごとに改訂を重ね、各税理士会に配布しております。

日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）及び各税理士会においては、国際事業に積極的に取り組むとともに、国際部を通じて情報共有・連携機能を強化し、より効果的・効率的な国際事業の推進を目指してまいりました。

本報告書には、江本尚浩部長をはじめとする国際部構成員各位、また、各税理士会国際担当役員各位のご尽力により、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響下において実施された、オンライン活用研修会・国際交流など多くの活動の成果が報告されています。本報告書を通じて、このような経験を共有し、今後の国際関係事業の発展に大いに寄与することを期待しています。

経済のグローバル化は、国境を超えた資本移動を容易ならしめ、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）、RPA（業務自動化ロボット）等の技術革新の飛躍的進展を通じたコスト構造の変化をもたらし、時空を超えた市場が創造されました。一方で、感染症拡大、地震・台風等の自然災害の甚大化・頻発化や国際紛争等の問題の連鎖により、グローバル経済の脆弱性が露呈し、地球規模の深刻な影響を及ぼしています。

Volatility（変動性）・Uncertainty（不確実性）・Complexity（複雑性）・Ambiguity（曖昧性）の頭字語「VUCA」で表現される将来予測が極めて困難な時代においては、迅速かつ臨機応変な意思決定と、いかなる困難にも折れることのない「しなやかな強さ（Resilience：レジリエンス）」が求められています。

今後もグローバル化・デジタル化の加速により、クロスボーダー取引がさらに一般化していくことが予測され、デジタル化やボーダーレス化への対応において税理士に対する期待がより一層高まり、諸外国の動向を注視して情報収集に努める必要があります。今回の第六次税理士法改正は、このような税理士の業務環境の変化を見据えて実現しました。

したがって、税務専門家団体同士の国際交流・情報交換の有用性はさらに増しており、日税連及び各税理士会の国際交流の取り組みの重要性がますます高まっております。ポストコロナの局面にあって、対面交流が再開するなど国際交流に再び日が差しつつある中、国際部では、AOTCA への参画を通じて、オンラインを併用しつつ、日税連と各税理士会の取組みを情報発信する役割を真摯に担ってまいりたいと思います。

むすびにあたり、本報告書が日税連及び各税理士会での国際事業の更なる発展の一助となることを期待するとともに、本報告書の作成・編集の任に当たられた国際部構成員、各税理士会関係役員の皆様、そして、事務局職員各位に心より感謝申し上げます。

日本税理士会連合会
専務理事 高橋 俊行
(国際部担当)

日本税理士会連合会 国際部

部長	江本尚浩	(関東信越)
副部長	相澤康晴	(東京)
副部長	三谷英彰	(近畿)
副部長	丸岡美穂	(東北)
委員	清水一男	(東京地方)
委員	鈴木恭浩	(千葉県)
委員	笹尾博樹	(関東信越)
委員	近藤勝美	(北海道)
委員	玉田真	(名古屋)
委員	井上五郎	(東海)
委員	中西良彦	(北陸)
委員	井上友一	(中国)
委員	松岡宣明	(四国)
委員	濱地國治	(九州北部)
委員	川崎久美子	(南九州)
委員	新垣真秀	(沖縄)
担当副会長	尾崎秀明	(名古屋)
担当専務理事	高橋俊行	(千葉県)

編集後記

この度、国際部では第7号となる「国際関係事業に関する報告書 2021-2022 年度版」を発行することができました。

2021年度は2020年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により日税連及び各税理士会において、諸外国との定期的な交流が中止や延期されるなど国際部の活動が制限された年でした。2022年度は海外渡航が緩和されたことにより、「AOTCA バリ会議」が開催され、そのレポートを本誌に掲載することができました。

第I部では、AOTCAが設立から30年を迎え、拡大の推移を掲記し、諸外国の税務専門家団体との継続的な交流活動など、日税連の国際関係事業への取組みを掲載しております。

また、第II部では、コロナ禍のなかで十分な国際交流活動を実施できませんでしたが、各税理士会の国際関係事業への取組みを掲載しております。

第III部ではグローバル時代とコロナ禍のニューノーマル時代における国際交流のあり方と今後の方向性について掲載し、非接触型のWeb会議等、新しい交流方法が提案されております。

おわりに、この報告書の作成に当たり原稿の執筆や資料の提供をいただいた、関係役員の皆様及び国際部委員並びに事務局の皆様に対し心より感謝申し上げます。

編集担当委員 相澤康晴、丸岡美穂
清水一男、鈴木恭浩

国際関係事業に関する報告書

2021－2022年度版

2023年6月21日発行

— 編 集 —

日本税理士会連合会国際部

— 発 行 —

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館 8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>

